

平成26年第4回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 平成26年9月5日

招集場所 野洲市役所議場

応招議員 1番 中塚 尚憲 2番 稲垣 誠亮  
 3番 北村五十鈴 4番 栢木 進  
 5番 岩井智恵子 6番 上杵 種雄  
 7番 東郷 正明 8番 太田 健一  
 9番 野並 享子 10番 井狩 辰也  
 11番 市木 一郎 12番 坂口 哲哉  
 13番 山本 剛 14番 丸山 敬二  
 15番 鈴木 市朗 16番 矢野 隆行  
 17番 梶山 幾世 18番 高橋 繁夫  
 19番 河野 司 20番 立入三千男

不応招議員 なし

出席議員 応招議員に同じ

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	山仲 善彰	教育長	川端 敏男
政策調整部長	中島 宗七	総務部長	川端 弘一
市民部長	富田 久和	健康福祉部長	井狩 重則
健康福祉部政策監 (高齢者・子育て支援担当)	遠藤 伊久也	都市建設部長	和田 勝行
環境経済部長	立入 孝次	教育部長	田中 善広
政策調整部次長	野玉 義弘	総務部次長	上田 裕昌
広報秘書課長	竹中 宏	総務課長	赤坂 悦男
農業委員会会長	南井 耕治		

出席した事務局職員の氏名

事務局長	佐敷 政紀	事務局次長	白井 芳治
書記	吉川 加代子	書記	佐々木美砂子

## 議事日程

- 第1 諸般の報告
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 一般質問

開議 午前9時00分

### 議事の経過

(再開)

○議長(立入三千男君) (午前9時00分) 皆さん、おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

(日程第1)

○議長(立入三千男君) 日程第1、諸般の報告を行います。

出席議員は20人全員であります。

次に、本日の議事日程は既に配付いたしました議事日程のとおりであります。

次に、本日説明員として出席通知のあった者の職氏名はお手元の文書のとおりであります。

(日程第2)

○議長(立入三千男君) 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、第16番、矢野隆行議員、第17番、梶山幾世議員を指名いたします。

ここで、健康福祉部政策監並びに都市建設部長より発言を求められておりますので、これを許可します。

はじめに、健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監(遠藤伊久也君) 昨日の山本剛議員の子ども虐待の関係の質問の答弁の中で少し誤りがございましたので、訂正をさせていただきたいと思っております。虐待の種別の件数の報告の中で、性的虐待の件数をゼロ件と申し上げましたが、25年度中は2件相談がございましたので、訂正をさせていただきます。申しわけございませんでした。

○議長(立入三千男君) 次に都市建設部長。

○都市建設部長(和田勝行君) 皆さんおはようございます。昨日の上杵議員からの質問

で、民間開発による調整池の管理状況報告について開発指導要綱に記載されているということで、私の方から開発業者への管理状況報告の提出を依頼するというふうに申し上げましたが、開発指導要綱にはそういった管理状況報告の記載はございません。民間の調整池につきましては、管理に関する覚書を昭和48年に締結しておりまして、維持管理につきましては、開発業者、いわゆる所有者がするものとする。また補修や事故が発生した場合の負担についても所有者が負担するという締結をしております。以上のことから、開発業者への管理状況報告の提出を依頼すると申し上げましたが、管理状況報告の提出は求めないということで、訂正をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(日程第3)

○議長(立入三千男君) 日程第3、昨日に引き続き一般質問を行います。発言順位は昨日と同様、一般質問一覧表のとおりであります。

順次発言を許します。

それでは通告第8号、第1番、中塚尚憲議員。

中塚議員。

○1番(中塚尚憲君) 皆さん、おはようございます。第1番、中塚尚憲です。よろしくお願いいたします。

前回、前々回、一般質問において市長、環境経済部長より地域活性化における見解をお伺いいたしました。どちらも前向きな回答をいただきました。そこでより一歩踏み出して、野洲市のまちづくりを考えたときに、野洲市まちづくり基本条例というのを参考にさせていただきました。前文には、「私たちは、先人がどのような問題にぶつかり、どう解決してきたのかを模索しながらも、日本や世界を視野に入れ、『安心安全で誰もが暮らしやすく生きがいの持てる社会』を次世代へ引き継ぐ責務があります。そのためには、人が『生きる』原点として、人類が獲得し、さらに発展させるべき『人権』や限りある地球の『環境』に普遍的な価値を置き、『私たちのまちは、私たちのために、私たちが自らつくる』という気概で一人ひとりの知恵や力を合わせ、みんなでよりよいまちに育てていくことが大切です。歴史と今がつながる、人と人がつながる、人と自然がつながる、一人の小さな一歩が大きな一歩につながる、それが野洲の未来へつながるよう、ここに野洲市まちづくり基本条例を制定します」。その中で、「(たくましい地域経済)第5条、市民は、地域資源を生かした地産地消の推進や、新しい地域産業の振興など、たくましい地域経済を創造します。(協働のまちづくり)第6条、市民、市議会及び市は、目的を共有し、その特性を生かして、相

互に補完し合いながらよりよいまちを創造します。(学び合い) 第7条、市民はお互いにふれあいやくずなを通し、生涯にわたって学び合い、知恵や力をはぐくみます。(市民の役割) 第8条、市民は、自らが持つ知恵や力をまちづくりのために発揮します。(市議会の役割) 第12条、市議会は市民の意思が市政に反映されるよう、本市の意思決定機関としてその機能を果たします。(市長及び市の役割) 第13条、市長は、市民の知恵や力をまちづくりに生かし、市民の信託に応え、市政の代表としてこの条例を遵守します。(市職員の役割) 第14条、市職員は、自らも市民としての役割を果たすと共に、市民との対話、調整及び職務に必要な専門能力を高め、その職責を果たします。(まちづくりの参加権) 第19条、市民は、自らが主体的にまちづくりに参加する権利を持ちます」。

このようにとてもいい内容で、行政と市民がよりよく関係を持ち、まちづくりに参加できる権利があり、第28条、継続的な改善の条文では、「この条例の目的を達成するため、それぞれの取り組みにおいて継続的な改善を行い、よりよいまちづくりにつなげます」とあります。

しかし、野洲をもっと楽しいまちにしたいなと思ったときに、どこへ相談に行こうかと考えます。まず、野洲市の観光物産協会、商工会などが浮かびます。しかし、行政と市民が一体となったまちづくりを観光物産協会や商工会に提案しようとするも、民間団体であり行政側を動かす権限がないため、具体的な話は進みません。これらは、野洲市が持つ能力の問題ではなく、構造の問題だと考えております。野洲市事務分掌条例第2条(1) 政策調整部、ウ、市政の総合企画、調査及び総合調整に関すること。野洲市事務分掌規則第2条、政策調整部企画調整課、地域戦略室、地域戦略担当事務分掌では、駅周辺の活性化について、琵琶湖湖岸の活性化に関すること、また環境経済部商工観光課商工観光担当では、観光イベントの企画、立案及び実施に関すること、観光資源の開発に関すること、観光施設の整備に関することとあります。市全体を統括し、まちづくりを推進する役割を持つ部署が明記されていません。このようなことも、野洲市の特色を示せていない要因の一つだと考えます。

今回、新しい組織として、まちづくり推進本部の設置を提案します。設置の趣旨として、将来にわたり、市のハード面、建造物等だけでなく、ソフト面、地域資源の活用、コミュニティーまちづくりの支援、地域産業の創出、各自治会へのより近いコンサル、市のイメージアップ等も充実させた全部署が一体となった横割り組織を利用でき、人と物の流通を促す、それにより今までにない行政と市民が一体となったまちづくりの推進を図ります。

さらに将来的には、中心市街地の活性化に関する法律、中心市街地活性化法、TMOまちづくり機関の第三セクターとして、野洲まちづくり会社の設置も視野に考えます。ぜひ1人の小さな1歩が大きな1歩につながる、それが野洲の未来へつながるような、前向きな市長のご意見をお聞かせください。お願いします。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 議員の皆さん、おはようございます。中塚議員のまちづくりについてのご質問にお答えいたします。

ご提案ありがとうございました。ただ、私の感覚から行きますと、どこかでやってうまく行っていない例の、それをモデルにしたご提案かなと思いますので、その手法はとっても余り効果がないのではないかなと思います。まちづくりの考え方の違いで、私も楽しいまちになるべきだと。野洲も都市化をしていますけども、都市的な楽しさ、文化とかスポーツとか、あるいは買い物とか、人が集うとか、あるいは食るとか、そこは弱いと思っているので、今駅前を含めてあるいは旧中主町の中心の市街地のあたりも含めて活性化を図ろうとしていますけども、今中塚議員がおっしゃったように、何か統括本部をつくって、まちづくり会社をつくったら済むという問題ではないと思います。ですから、ご提案はいいと思いますが、手法として、私の思いからすると古いかなと思います。以上、お答えいたします。

○議長（立入三千男君） 中塚議員。

○1番（中塚尚憲君） 今のご意見では古いご提案というような形でいただいたと思いますけれども、実際市長から前回地域活性化において、先ほどの買い物とかが弱いなど、いろいろ聞かせていただいていたんですけれども、では、具体的に市長が考える地域活性化の活力になるような第一歩、その病院、駅前も含めて、どのようなことを考えておられるか、お聞かせ願ってもよろしいでしょうか。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） まちづくりの考え方ですけど、常々私が言っていますように、まちというのは、いわゆるハードとソフトとありますね。動かしているのは、これ、市役所ではなくて、市民の皆さん方あるいは事業者です。そのまちづくりという仕組みの要素は大きく言って3つだといつも言っています。1つは、伸びようとする市民とか事業者が伸びられるように、そのまちづくりの仕組みの中で最大限に支援をしようということです。もう一つは、困難な状況にある市民事業者、そういった人たちへの支え、例えてシェルタ

一と言っているんですけど、雨宿りの役目ができるかどうか。あとは、安全とかあるいはルールとか、そういった規律、規則を守る、そういった仕組みですね。秩序を守る仕組み。この3つが共通でみんなのまちというものの役割かと思っていますので、皆さんが元気になるためには、やはり一番その課題のところはきちっとまずは対応されないとだめですね。

先ほどのまちづくり条例は、私が就任する前に新しいまちが、市ができていますけれども、文言ではだめで、さっき人権とおっしゃった。人権を守らないというまちが、きのうもご紹介したように、看板掲げて福祉事務所が4年間なかったわけですね。あるいはきのうも出ましたように、家庭児童相談室もなかった。ましてや、青少年問題協議会に専門家が入っていなかった。私になったときに、専門家を入れてくださいというのが職員の声で、組織はそんなものぜいたくやからと。そんなこと言っていられんというので、大学の先生をすぐにお願ひしました。そして家庭児童相談室もなかったところに、1年目はとりあえず室長だけを兼務にして、専門家もいなかった。専門家も非正規だったので、ころころ変わっていったので、そこへ専門家として資格のある職員を入れました。それが、きのう山本議員の質問にあったように、児童の虐待とかあるいは家庭の問題について、今手厚くやっています。本当に頑張ってくれていると思います、職員も含めて。だから人権という流れがある。

あるいは学校の耐震化もそうですね。5割。新市になってから人権とって、子どもたちが一番危ないところに住んでいるのに、学校で5割、保育園は3つも4つも耐震化していない。だからまずそういうところをきちっとやらない限り、だれも元気にならないですよ。だから、そういうことを含めて、まずは基礎固めをしていくと。それに合わせて、駅前ですとか、さっき言ったような幾つかの拠点での活性化を図っていくということなので、これはもう市だけでやるんじゃないしに、いろんな市民の皆さん方にもっともっとアイデアを出してもらって取り組んでもらったらいいのではないかと。ですから、駅前も、市はサービス系をやらないけども、あそこが市民の方が動くような場所になれば、自ずから可能性が高まって、お店ができたりいろんなサービス供給が民間でなされるだろうと思っていますので、1年2年ではできないので、ベースからきちっと上げていってまちが活性化していく。そこに市民の活動が重なっていくということだと思いますので、組織を、庁内に本部をつくったら済むというものではないというふうに私は思っております。以上、お答えといたします。

○議長（立入三千男君） 中塚議員。

○1番（中塚尚憲君） いつも市長が言っていた安心安全の部分を中心としたような回答になると思うんですけども、実際、お笑い芸人さんとかでもそうですけども、人を笑わすなど、喜ばすというのはやっぱり特殊な専門職になると思うんです。なので、徐々に組み立てるんでは追いつかない部分もあると思うんですね。例えばやすっこフェスなり、年に1回、花火大会、年1回、それでは野洲市の中の活性化の部分、野洲市って面白いなという部分というのは、駅前に病院ができました、そこにさて何か入れましょう、市民も協力してくれるでしょうでは、いざ手を広げたときに何も育っていないと思うんですね。その中で、やっぱり行政側もちょっと意識ができる、縦割り除いて横割りで、こことここが使えるな、国際強化に使えるな、いろんなところが使えるなという人を育てていかないと、実際まち全体を統括したのが市長だけになる可能性もありますし、それではやっぱりまちとしては楽しさが少ないなと思うんです。そういうことで、例えば市長として、例えば市民を楽しませる、何か喜ばせる、驚かせられる、何かこういうアイデアをお持ちなのかなというのがすごくちょっと不安になるところもあると思うので、ちょっとお聞かせ願えと助かります。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） アイデアはありますが、私がアイデアを出して、皆さんのお尻を押してやるようなものでもないと思いますし、どうも何か十分情報を持っておられないんじゃないですかね。

文化ホールとかさざなみでもいろんな催しをやっている。そして、かなり厳しいけどきちっとやろうということで、例えば吉本のお笑い芸人の定期的な公演というか場を、これは文化ホールできちっとやってくれていて、私も応援しています。それと、野洲で高校の軽音楽グループの催しを毎年やっていて、それも応援しましょうと。今まで小劇場でやったのを、来年うまく行けば大ホールを使ってくださいと。むしろ催しはあるのに、中塚議員なんかは何か余り情報を持っておられないのと違いますかね。それは爆発的にはやっていないかしらないけど、まず地道なことをやっていって育っていく。例えばあるまちではジャズ祭をやっていますが、あれは市役所がやっているわけと違いますよね。だから市役所が逆に先に動いたら物事は冷めていくと思いますよ。やすっこフェスタでも、JCが2年間花火をとめたときにやろうじゃないかというふうに提案してもらったから、じゃあ一緒にやりましょうと動いているわけで、まだまだその動きは鈍いと私は思いますけど、市役所に本部をつくって、横割りという意味が私はようわからんのですけどもね。横割りと

いう意味が。横割りでもいい例で言えば、今の市民生活相談なんかまさに横に連携していません。それと、野洲の国際協会もいろんなメニューをやってもらっていて、あれを見てもらったら言葉の講座とか異文化との交流とか、かなり地道にやっています。

それが大々的に報道されるかされないか、もうそれだけの話であって、私は活動はかなり活発だし健全だと思っていますので、その認識の違いだなと思います。ぜひ、じゃ何をやればいいのか、何をやるためにはどういう組織かという議論でないといかんのに、中塚議員の問題認識を見ていますと、さっき言ったように、何かビッグイベントがあって新聞にわっと載らんとだめみたいな感じじゃないかなと思いますけどね。何か古いなど。発想が物すごく古いなどと思います。ないものねだりの発想ではないかなと、私の観点から見たら思います。ただ、私はこれでいいとは思っていないから、順番にいろんな活動が盛んになるようにと思っていますけども、まちづくり条例を長々と読んで、そしてまちづくり本部をつくったらいというような発想は、これは数十年前の結構古い発想だというふうに、私から見たら思います。

○議長（立入三千男君） 中塚議員。

○1番（中塚尚憲君） 済みません。古いと言われれば古いのかもしれませんが、ごめんなさい、新しい議員なのでちょっとわからなくて済みません。それで、今、何かこういろいろやってはるとは言うてはるんですけども、実際具体的にコマーシャル部分において、そうすればやっぱり弱い部分があるのではないかなと、逆に。やっているという前提で市長が言うてはるのであれば、逆に市民側に伝えるという力が現状では弱いのではないかなというように思っています。具体的に、その例えば今考えてはるコマーシャル方法、今、例えば僕みたいに古い人が知らない状態を知るためには何が必要かと考えはりますか。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 知っていただいて、それが持続しないとだめですのでね。線香花火みたいに、もうちょっと大きく打ち上げ花火でもいいんですけども、それがきちっと継続しないとだめなので、そういう意味では内容がもっと充実して広がっていかないとだめです。その部分からすると、まだまだ十分じゃない。これ、私はいろんな文化の催しでも言っています。残念ながら、強烈な楽しみ思考がまだまだ弱いなど。スポーツでもそうです。これもこの間あるスポーツ文化関係者としゃべったら、野洲だけじゃなしに、滋賀県は弱い。全体に弱いですね。そこは、だから弱いのが悪いという意味じゃなしに、せっかくの限られたそれぞれの人の生活人生ですから、毎日がもっと楽しくなるようにしないと

いけませんけども、これは今いろいろ考えて順番にと思っていますけども、かといってベースをきちっとやらないと、バケツの底を抜いて。本当に今、これ、例えば野洲の市役所で本部をつくってだれか専任を充てようと思ったら、今いろんな職場でまだ人が足りないんですよ。一番重要なところでも今、人に欠員がある。その中で市がやるんじゃないし、中塚議員なんかも商工会に入っているんだったら大いにやっていただいたら、いろんなことが起こるのではないですかね。むしろ歯抜けで商工会の方々が減っているじゃないですか。これは減っているのは、これも質問にあるのか、されたかどうか知りませんが、経済が厳しいのもそうですけど、やはり後継者がおられない。高齢化、そういうことだと思いますが、そこにはやはりビジネスチャンス、今もまちの活性化という中で受けていかないとだめで、幾ら補助金を出したって後継者は育ってはいません。フィールドがなかったら伸びないと思いますから。そういったことをやろうと思ったら地道にきちっと基礎から固めていかないと、だれかお笑い芸人呼んできて市が税金で寄席を開いたところで、それはもう線香花火に終わるといふふうに私は思います。もしか、そうじゃないというんだったら何か企画をご提案いただいたら、それはそれでいろんな方が一緒に動くのではないかなと思いますけど。ここで議論するようなことよりは実践だと思います。

○議長（立入三千男君） 中塚議員。

○1番（中塚尚憲君） 済みません。今の内容で、例えば今何かしたいときにご提案いただいたらという話があったと思うんですけども、実際そのときに行ける場所というのが、先ほど言わせていただいたような観光物産協会であり商工会であり、というのが多分一般の方の考えだと思うんです。それが、今、市長だと、市長にご提案いただいたらというように、今市長から言われたと思うんですけども、そうするとそれぞれの市民が何かしたいなと思ったときに、すべて市長を通さなあかんようになると思うんです。それこそ、なので、市長、今市長もやっていただいた、でもやっぱり1回市長の目を通さなあかん形になってしまうと、市長自体も手いっぱいになりますし、結局行政分担という部分で、何かこう、そういうまちづくりの部分において、そしたらここ、聞いてくれはったら、だれか担当させるので、今後継者というような話も大事という話が出ているんですけども、その部分の後継者というのは人が足りひんという理由で開けっ放しでいいのかなというのも少しちょっと不安に思うんですけども、いかがお考えですか。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） どこへ提案したらいいかというご質問だと思うんですが、何をや

るかによって提案の窓口があると思います。ですから、先ほど中塚議員の例で言えば、何かイベントをしたいということであれば観光物産の担当のところへ行っていただいたら、商工観光へ提案していただいたら、それで十分かと思うんですが、そこに何が問題になるのかよくわからないんですけども。あるいは福祉的なことで何かをやりたいというんだったら、社会福祉課とか自立支援課でいいわけで。そこから課題はどこかに何らかの個別的な接点があるはずですから、そこからは総合化だと思います。総合から個別へは行かないはずなので、総合から総合もあり得ないと思います。

だから、何か具体的な例を挙げていただいて、例えばイベントをしたいと。私のところへ来なくても商工観光なりあるいは環境課へ行くとか、そういうことで物事は動くと思うんですけども。言っておられる意味がちょっとわからないんですけど。総合だから総合の窓口を設けんとだめだといったらいつまでたっても総合で、さっきの延々と読まれたまちづくり条例のままです。人権とは何によって保障されるのか、安全なのか、子育ての支援なのか、そういうことだったら結局仕事というのはいいい意味で縦割りでない仕事はできません。家を建てるのに、家を建てる人を呼んできたってだめであって、大工さんを呼ぶ、でも大工さんではだめですね。電気屋さんも左官屋さんも、あるいは管工事屋さんも要ると思いますから、それは全部いい意味で縦割りであって、縦割りをいかに束ねるかという問題であって、すべてのことができるような窓口というのはないと思うんですけども。ぜひ真剣に考えていただきたいなと思います。

○議長（立入三千男君） 中塚議員。

○1番（中塚尚憲君） 十分真剣に考えさせていただいて、個人的にこういろいろ活動させていただいて、どうしても市民から見たときに野洲市が動かないような印象がすごくあるので、具体的に今みたいに大工さんの話が出ていますが、大工さんに相談する前には住宅のところに行ってどういう家を建てますか、プランニングをわかりやすく説明してくれる部署があります。市役所で言うと、入り口の受け付けの方に、どこどこに行きたいんですけどと言ったらご案内していただけるような場所があると思います。そういうのを、例えばまちづくりという部分において市民が例えばこういう市民活動をしたいんやと言うたら市民活動センターをご案内してくれるような、気軽に入口はここですよと言っただけのような場所があるだけでも、市民としての入り口がまた変わってくると思うんです。実際、例えば僕が観光物産協会にこんな提案をしましたというのは市長までは絶対上がってこないはずなんです。結局多分観光物産に任せ、民間団体という部分で行政

側が関与というのは予算で組まれているだけなので、その辺を、どう言ったらいいのか、市民側から形にしやすくなるような、市も手を広げていますというような窓口というのが何かつくれないかなというような形で思っているんですけども。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 中塚議員が何か問題意識を持っておられるところまではわかりました。何か子どものむずかりみたいなもので。何が問題なのかわからない。例えば、市民生活の相談はありますし、市民協働の活動もあります。このセンターも設けてあったので今設けています。私はこれだけでは十分だと思っていないですけど、またきのうも情報の取り扱いに問題があったし、画像もありました。あれも新しいまちができたときに肝いりでできた建物であり肝いりでできた組織なわけですが、やはり総合なんだけど総合になっていないわけです。だから市民活動センターというのは構えているわけで、お金もかけて場所も持って。だからそこへ行っていただいたらいいんですけど、そこでは機能していないから、多分中塚議員はそういう疑問を思われるわけですね。観光なり商工のことだったら商工観光課でいいわけですよ。市長に上がるか上がらないかは別として、そこには課長もいるし、課長補佐もいるし、職員もいるわけですね。だからその問題であって、上がるか上がらないかという問題ではないわけです。と、私は思います。ちょっと反問します。

○議長（立入三千男君） ただいま市長から反問の申し出がありましたので、それを許可いたします。

市長。

○市長（山仲善彰君） 空論をやっている仕方がないので、私はまちづくりというのは本当に日々実践だと思っています。きちっと理念なり仕組みを位置づけた上で具体的に動かんとだめです。だから、さっき申し上げた人権は何で守るのか、安全は何で守るのかをやらんとだめですね。中塚議員は、さっきいろいろやったけれども、うまく動かなかったとおっしゃったので、何をやられて何がどうなったのか、具体的に言っていたきたい。それと通告の中に、今もちょっとはしおられたから趣旨は一緒なので申し上げますと、野洲は特色がないとおっしゃっているんですけども、野洲はほんまに特色がないのかどうか。私は幾つか特色があると思っています。今、中塚議員の問題意識の中には特色がないという前提ですね。それなら、中塚議員が理想とされる特色を持っているまちの例は何なのか、これをはっきり挙げていただきたい。もう一回整理しますと、自ら何を試みられて何がうまく行かなかったのか。ぎりぎりまで頑張ったけどだめだったのかどうか。それ

と特色のことについてお答えをいただきたいと思います。

○議長（立入三千男君） 中塚議員。

○1番（中塚尚憲君） 済みません。いろいろと言いましたけれども、基本的に個人的に子育てなど、自分が小さかったときに自分のまちがやっぱり楽しかった、そのときに大人世代と子どもさん。僕が例えば子どもやったときに大人と楽しく交わられた。家族じゃなくて、そこにいる地域の人と楽しく交わられた。そういう思い出が強くて、今、現在自分のまちというのが好きでいます。でも、現在、野洲市が合併になって地元ごとにあつたようなお祭りも減ってきたりしています。その中で、商工会に入ったり、観光物産協会というものに対して個人的に何かこう市民が子どもと大人がまざって、言うたら地藏盆であつたりとか普通のお祭りですね。派手なものではなくて昔からあつたような、元気な大人がいて、楽しそうにしている大人がいて、その中で子どもが楽しくわいわいしている。昔あつたシンプルなそういうお祭りという部分を提案したくて、商工会であり観光物産協会なりに提案をしに行っておりました。それが具体的な提案になります。野洲市の特色がないという部分なんですけれども、実際、野洲市に友達が来ます。何がありますかと言われたら、山と湖はあります。駅前、野洲市として紹介できるもの、銅鐸博物館といつても歩いていけませんし、銅鐸を見せるショーをやっているわけでもない、食べ物、野洲特産、タデですか。どう言うたらいいんですかね、食いつきとか色など、何かこうもやっとしていて悪くはないんですけど、野洲市というのはすごく食べ物もおいしいです。野菜もおいしい、お米もおいしい。ただ、こう特記して野洲だからこれがおいしいです、これを食べに来てください、これを見に来てくださいというものは特に浮かばないなというような形で、僕は特色がない。逆に、僕はそこをいいとは思っているんです。特色がないまちというのは逆にいいとも思っているんです。ただ、イベントをするときなど、やっぱり野洲に来てもらうメリット、野洲というものを示す何かが必要だと思うんです。その辺をこう市長なり何なり、何かで提案。例えば野洲に来たらこれがありますよ、野洲はこれがおいしいですよという具体的なものというのが何か、例えば広報などで毎回宣伝されているとかそんなのも余り目にした記憶がありませんので、そういう形で特色がないという形で僕は認識しております。

○議長（立入三千男君） はい。

○市長（山仲善彰君） まだ答えていません。一番理想になるのはどこか。

○議長（立入三千男君） 暫次休憩いたします。

(午前9時32分 休憩)

(午前9時33分 再開)

○議長 (立入三千男君) それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

中塚議員。

○1番 (中塚尚憲君) 古いお祭りを再現したい、地元にあいている場所があるからそこを使って何かやりたい、そういう思いをまずぶつけに行ったんですね。なので、どう言うたらいいんですかね。それを遊び程度で言われるというのはちょっと違うと思うんです。結局そこに対して親身に一緒にやりましょうと言ってくれる場所がなかったというのでこういう提案までなっています。結局、どう言うたらいいんですか、実際それをまちづくり、行政側にそういうお祭りをしたいという形で観光物産協会、商工会担当者など、実際さざなみホールもそうですし、具体的に前の広場、駐車場、中のホール、おいても使われていない時間等が多いので、そこで何か人が集まれて定期的に開催できるものというのを一緒に何かできませんかというような形で話しに行かせていただきました。ただ、そこでは何も進まないというか、だから何する、どうする。こう共同で考えるというものができなかったように感じるんです。なので、遊びでそれだけで回答しているというのではなくて、そういうふうに真剣に提案しには行っております。

○議長 (立入三千男君) 試み、具体的な。

(「もうちょっと具体的な、どういうことをだれに言ったのかとかそういうことです」の声あり)

○1番 (中塚尚憲君) 商工観光課の主査になる方に話しに行っておりますし、商工観光課のよく行く担当の方にお話をさせていただいております。

○議長 (立入三千男君) もう一点、特色ある具体的なまち。

○1番 (中塚尚憲君) わかりやすく言います。やっぱり横の方はよく見えるというものもあるかもしれませんが、守山市、近江八幡。野洲市に比べるとやはり目につく回数、広報であったり、広報も例えばウェブ媒体もそうですし、紙媒体もそうですけれども、やっぱり近隣他市の部分においてもやはり野洲市はなかなか目にする機会が少ないと思っております。なので、守山市、近江八幡というのは近隣でいうと目立っているなというのは感じました。

○議長 (立入三千男君) 具体的にどのような特色ですか。

(発言する者あり)

○1番(中塚尚憲君) フェイスブックなどの情報媒体、ホームページそうですし、あと、紙媒体でいうと駅周辺においてあるような観光のチラシなども、やはり具体的にいろんな層に対応できるようなチラシなどが置いてありますので、やはり興味を持てる幅が広いというか、そのように感じます。

○議長(立入三千男君) もうよろしいか。

中塚議員、一般質問を続けてください。

○1番(中塚尚憲君) 市長は、一応難色というかまちづくりに関する横割りを利用するような形をあんまり望まれていないように感じるんですけども。そやなあ、どう。具体的に。望まれていると思いますけれども、まちづくりにおいてやはりこれから若い世代、先ほど言われたような後継者というものが順番に育つような環境というのは何かしら行政側から何か提案していただけるような、さっきこう、行政側がやり過ぎるのは育たないと言われているんですけど、やっぱりハード面だけでなくソフト面も、人も融通がきくような後継者が育ちやすいような環境に育てていただければなと思います。これで一般質問を終わります。

○議長(立入三千男君) 次に、通告第9号、第9番、野並享子議員。

野並議員。

○9番(野並享子君) おはようございます。大きく4つの質問を出しております。

第1点目、小規模企業振興基本法の具体化についてお尋ねをいたします。6月20日の国会で可決された小規模企業振興基本法は、第7条で地方公共団体の責務として自然的経済的社会的条件に応じた施策の策定をし、実施する責務があると規定しています。この法律に基づき、野洲市はどのように展開されるのかをまずお尋ねをいたします。

○議長(立入三千男君) 環境経済部長。

○環境経済部長(立入孝次君) 議員の皆さんおはようございます。それでは野並議員の小規模企業振興基本法の具体化という1点目でございますけども、これに基づく展開についてのお答えをさせていただきます。小規模企業振興基本法に基づく展開につきましては、ご指摘のとおり、この法律が6月20日に成立いたしまして6月27日に公布されたばかりでございます。現在、この法律第12条に基づきまして、国、実際的には中小企業庁になるんですけども、小規模企業振興の5カ年計画案が現在取りまとめられております。そして9月中旬にはそれが閣議決定される運びとなっている状況でございます。こうしたことから、具体的な展開につきましてはこの計画案を見定めてからの検討になるというよう

に考えているところでございます。以上、お答えとさせていただきます。

○議長（立入三千男君） 野並議員。

○9番（野並享子君） 国として5カ年計画を出すということですが、それを待ちにしていると、また遅れてくるだろうと思ひまして、ここに書かれている条例基本法の第3条で、小規模企業の活力発揮の必要性が増大していることから、個人事業主を含む小企業者が多数を占める小規模企業について事業の持続的な発展を図ることというのが基本原則に掲げられております。そしてまた小規模企業の製造業は20人以下、商業、サービス業は5人以下の従業員という形で規定をしております、政府の新規創業支援にもかかわらず、廃業は21世紀に入ってから90万件。中小企業の9割を占める小規模企業は地域の経済活動や雇用を支える重要な役割を担っておりますが、こういった中において、野洲市においてもやはりいろんな形が今現在あるのではないかと思います。野洲市の中小企業の数、小規模企業の数、新規創業の数、廃業などの状況を明らかにしていただきたいと思ひます。

○議長（立入三千男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（立入孝次君） 野洲市の商工会の調べによりますと、平成25年12月末現在におきまして、中小企業数は1,462企業。このうち小規模企業社数につきましては1,281企業でございます。率にしますと87.6%と、こういうようになります。また、商工会の加入の事業所になるわけですけれども、平成25年1月から12月の期間におきます新規の創業数、これは2件でございます。そして廃業数は13件と、こういう数字になっております。以上です。

○議長（立入三千男君） 野並議員。

○9番（野並享子君） 野洲市の統計、これ一番最新の24年度版、これを見ても、商店の数としては平成3年に比べれば134店減っております。従業員数が423人ふえておきまして、要は大規模化になっていると思ひます。大きなスーパーでがばっと人を雇うというね。そういうような状況になっていると思ひます。それと、小売業者の数も平成6年では426件が平成19年で332件ということで、94件減っている。というような状況ですので、どんどんと小さく減って行って、大規模化になっているというのが今の野洲の現状ではないかというふうに思うんですけども、この基本法では、製造業で20人以下、そして商業、サービス業は5人以下ということの規定での対策が求められておきまして、そういう意味におきまして、今野洲の中で製造業の20人以下は何社というのか何件というのか、あるんでしょうか。そして、商業、サービスの5人以下というのはどれ

だけの件数があるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（立入三千男君） 野並議員に告げます。通告してもらったら、その細かい数字。

○9番（野並享子君） まあわかる程度でいいです。

○議長（立入三千男君） 答えられる範疇で結構です。

環境経済部長。

○環境経済部長（立入孝次君） 最初に申しあげましたように、あくまでもこれは商工会さんの調べという形でお答えをさせていただきます。その人数まではわかりませんが、商工会さんの調べでは製造業で189企業という数字になっております。そして5人以下のサービス業ですが、この調べでは商工会の調べでは35企業、このようになっております。ただ区分が、野並さんもお承知かと思っておりますが、飲食業でありますとか生活関連サービス業でありますとか、その区分によっては、どういう数字で観点で調べるのかによって若干その数字は変わってくるかと思っておりますが、今申しあげましたのはあくまでも商工会さんの調べという形でご認識をいただきたいと、このように思います。以上、お答えとします。

○議長（立入三千男君） 野並議員。

○9番（野並享子君） さっき言いました統計資料でも、飲食店は除くという形の統計になっておりますので、商店という形であります。国がこういうふうな法律をつくり、小規模企業の振興を図っていくという、この法の改正というのは51年ぶりなんです。それだけやはり地域の経済を支えていっている小規模のこの企業、がやはりどれだけ継続的に発展をしていくかということにかかっているというのが、政府も認めているところだというふうに思います。野洲の事業所の方の税収、そういうのを見ましても、確かに法人企業の税収は大きいです。大きいけどもへこみも大きい。村田など輸出企業ですから、この輸出をどんどんしておられるところは輸出戻し税という形で税金が返ってくると。企業に返ってくるとか、またそういう意味ではかなりまちそのものにとっては大きく変動するという中で、やはり小規模のこういったところ、製造業の20人以下なんていうのはそんなに簡単にあっちに工場を移す、こっちに移すなんてじゃなくて、やっぱり地元で根差していると思います。商業、サービスも同じような状況だと思います。だから、やはりこういうところが本当にこの法律に基づいて野洲でどういうふうに持続的に発展をさせていく。そういう施策をどうするのかというのが非常に大きなポイントになるというふうに思うんです。ですから、一番最初にどういうふうに展開されるのかということをお尋ねをしたんです。

けれども、5カ年計画が出てからという状況ですけども、けど、問題点はもうよくおわかりだと思うんです。何が問題で何をどういうふうに変化をさせていかなければならないかというのはおわかりだと思うんですけども、そのあたりはどういうふうに変化させておられますか。

○議長（立入三千男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（立入孝次君） 現在、ご承知のとおり、この法律以前に中小企業法というこの法律がございます。この法律にも実は市町村の責務というのが既に定まっております。こうしたことから、市では、今、商工の振興という意味ではいろんな施策も商工振興指針を策定していろんな施策をとっているわけですけども、一方で、中小企業の支援策といたしましては、例えば小口簡易資金の貸し付けでありますとか、それに基づく利子補給。現在では国の今の法律に基づきまして施策マップというのがあるわけですけども、このマップにも当市の利子補給についての制度が例として挙がっております。こうした形で現在もやっておりますので、基本的にはこの法律が5カ年計画を定められますけども、ベースとしては、現在定めております指針として持っております商工振興指針に基づいているんな形で施策を展開していきたいというのが基本的な考え方であるというように思っているところでございます。以上、お答えとさせていただきます。

○議長（立入三千男君） 野並議員。

○9番（野並享子君） 今まであったのと同じようにやって、それが基本だというふうなことをおっしゃると、51年ぶりにせつかくこの新しい振興法というのが、基本法というのができたんですから、そこに出ているのがやはり商業、サービス、5人以下のこの企業というのが、そちらも35企業という商工会の分野しか把握していない。私は行政として把握をしていかんとあかんと思うんです。商工会任せになってしまっていたのでは行政としての施策にはなっていないので。以前私が言うたとき、よそのことばかり言う市長が言ったんですけども、あそこのまちはやはり職員がずっとローラー作戦で歩いてチェックをかけて行って、どんな要望を持っておられるのかというのを行政がつかんだ。こういうふうなこと、こういうふうにしてほしいというふうな要望をつかんだ上で施策をしていくということが言われていました。確かに人員的に大変な状況やとは思いますが、やはり行政がもっとこの5人以下というのは本当に小さいと思います。家族経営だというふうに思います。パートでちょっと雇っておられるとかいうふうな、本当に小規模やというふうに思いますけども、今回の小規模企業基本法の精神にのっとってやはり進めてい

ただきたいというふうに思います。

次の問題といたしまして、私、今までからこの支援をするのに住宅リフォーム制度の実施を求めてきました。しかしずっと答弁は、とにかく業種が偏るとか一時に仕事が集中するとかいうふうな形で拒否をされてきました。しかし、13年度では県内の10自治体で実施されていますし、また甲賀市では希望者が多くて6月の補正予算も組んで期間を延ばして対応しているというような状況であります。また、これは個人消費を喚起して補助金の10倍から15倍の仕事ということになると言われております。地域経済も支えています。群馬県の高崎市では、住宅リフォームだけでなく、商工振興課で商店リニューアル支援という形で広げて、この小口の仕事を興して大きな力を発揮しているということがニュースにも出ているんですけども、野洲市でも検討が必要じゃないかと思いますが、見解を求めます。

○議長（立入三千男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（立入孝次君） 住宅リフォーム制度の実施につきましては、これまでも何回かお答えをしてきました。繰り返しになりますけども、確認の意味で再度申し上げますと、1つには景気の悪化は一部の業種の限られたものではないこと、2つ目には木造住宅耐震あるいはバリアフリー改修等の事業補助金の制度があること。先ほども申し上げましたけども、継続して利子補給制度を実施していること、4点目には地元商工会と行政懇談をやっているんですけども、そこから当制度の創設についての要望がないということなどの点でこれまで実施してこなかったところがございます。

そこで、昨日の太田議員の議案質疑でもお答えをしましたが、決してこのリフォーム制度が無意味だという判断はいたしておりませんが、この助成制度を実施されている自治体の現状をお聞きしますと、一定の経済波及効果があるとされている反面、利用者や業者側では家屋のリフォームのために結果的には当初予定していた修繕以上の経費がかかってしまうこと、2点目には、補助金の交付手続のため市民が望む時期に改修工事ができないこと、3点目には、一定の時期に発注が集中するため業者にとっては臨時雇いを余儀なくされることなど。また市側では運営上の課題といたしまして、予算措置が読めず計画が立たないこと。補正等をせんならんというようなことや、非常に多くの事務が発生いたしまして体制整備が必要であるなど、それぞれに課題、問題点も抱えておられます。こうした現実も踏まえまして、現在のところ新たにに取り組むということには慎重にならざるを得ないというように考えているところがございます。以上、お答えとさせていただきます。

○議長（立入三千男君） 野並議員。

○9番（野並享子君） 高崎市の商店リフォームはどうか。

○議長（立入三千男君） 暫時休憩します。

（午前9時55分 休憩）

（午前9時56分 再開）

○議長（立入三千男君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

環境経済部長。

○環境経済部長（立入孝次君） これについても同じ住宅のリフォーム制度でございますので、以前にはご承知かと思えますけども、エコの関係で太陽光の関係で一部そういった形はしましたけども、商店のリニューアルという観点でも同じように住宅リフォーム制度と同じ考え方で現時点においてもそういった制度を設けるというような考え方はいたしておりません。

○議長（立入三千男君） 野並議員。

○9番（野並享子君） 補正まで組んだというのは甲賀市ですが、甲賀市に尋ねてみました。すごくやはり当初5,000万円の予算を組んだが412件の申し込みがあって、しかも今回は優先ということで、障がい者世帯、子育て世帯、高齢者世帯ということを出したので、そこら辺のあたりで申し込みがあった部分で、予算がもうないからということで切ることがなかなかできなかったということで、6月の補正で1,153万円組んでこの申し込みがあったところは全部受け入れたというところで、やはりすごく待っておられると言いましょか、上限が20万円で全体の2割しか補助がないという、本当に少ないんですよ。1件当たり20万円の補助ですから、2割ですから100万円以上の仕事でないこの補助金がもらえないということですよ。ですから、そういうふうな大規模なのじゃなくて、それでも待っておられたということです。そこで、びわ湖材、滋賀県のそれを使うということになれば限度額を5万円引き上げたということで、滋賀県の経済そのものも、あちは森林も多いですから、甲賀市は。ですから、それは地域の政策やとはいうふうに思います。申し込みはやはりありますけども、年度内の仕上げまで長くして報告を出してもらおうということで、一時の集中じゃなくて、別のそこのおうちが計画を立てて、10月、11月、12月に工事をされてもそれはもう話だというふうに思います。そういうふうな形でコンスタントにされておられます。ですから、一時でどうのこうのというのはそれはちょっと理屈に合わない、理由に合わない。期間さえ延ばせばいけるということが

わかりました。

それと、高崎市ですが、住宅リフォームはここもされておられまして、上限20万円で30%補助。ちょっと甲賀よりかはいい補助になっていると思います。その住宅リフォームよりも商店のリニューアル。ここはイスとかテーブルとか内装を改修するとかというふうな形で2分の1補助。100万円。かなり金額が高いんです。そういう中で非常に要望も強くて、ここは、高崎市は大きなまちですから、当初1億円の予算を組んで1週間で2億円からの申し込みがあって、というふうな形で物すごく大きくなっています。ですから、規模が違いますからね。10分の1から20分の1ぐらいを野洲だったら考えてもらったらと思います。ここは37万人のまちですから、本当にもっともっと小さな部分だったら野洲はこうちょっと小さくなると思います。

職員さんにお尋ねをいたしますと、やはりお店をきれいに改修をしたということでかなりお店の人のやる気が出てきた。それと、町の皆さんがきれいになったねという形でその店の見方も変わったというふうな形で、非常に地域のコミュニティーが広がったということでの相乗効果があらわれているということで、ここも本当に大きく商店の振興、まちの活性化というふうなところ辺で広がってっております。ですから、単に住宅リフォームだけでなく、今言いましたこの中小企業の振興法に基づいて本当にまちの活性化を図っていくということでは、私は検討の余地があるのではないかというふうに思いますが、もう一度見解を求めます。

○議長（立入三千男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（立入孝次君） 何回か商店のリニューアルについてお尋ねでございますけども、これもお答え申し上げましたように、野洲市といたしましては基本的にそういう制度の創設は現在考えていないと、こういうことでございます。もう一つには、野洲独自で申し上げましたように、小口簡易資金の貸し付けでありますとか、そういった商店さんがリニューアルされる場合については制度の利子補給まで、これは野洲市単独の施策でやっていますので、そういった意味で一定の手だてがあるのではないかなど、こういうように認識しているところでございます。いずれにしても、国が5カ年計画を定めますので、あるいは一定の補助施策が出てくるかもわかりません。そうした施策を見定めてから、市としても考えていきたいというように思っているところです。

そしてもう一点は補助金関係ですけども、全部県内の実績を見させていただきますと、それなりの金額が出ております。市としてもこれだけの金額を果たして出すのかどうか。

財政的な見地も必要ですので、もう一点は、私が何よりもこれも考え方として申し上げてきたかも知れませんが、住宅のリフォームの関係ですけれども、個人資産に補助金を出すのはいかがなものかということ、これは市庁で協議していませんけれども、私としては個人資産に補助金を出すのはいかがなものかということも懸念をいたしますので、そうした意味で住宅リフォームについては現在のところ考えていないと、こういうことでございます。以上、お答えとさせていただきます。

○議長（立入三千男君） 野並議員。

○9番（野並享子君） もう一遍高崎市のことを言うておきます。平成24年9月から3カ月間、300店のお店を行政として振興課が聞きに回って要望を聞き、この施策を出したということをおられましたので、参考にさせていただきたいと思っております。

次に、新病院とまちづくりについて質問をいたします。平成24年から地域戦略室において新病院建設について検討がされ、議会においても都市基盤整備特別委員会において議論されてきました。そして6月21日に構想案の発表会があり、アサヒビール跡地を含メートル3.5ヘクタールの整備計画が提案され、8月1日の広報やすに内容が掲載されました。この3.5ヘクタールの計画の中にはJAの用地も含まれていることから、JAとの協議を行い、野洲市のまちづくりに参画してもらわなければ実現できないことを、今までからも私は発言をしてきました。7月23日の都市基盤整備特別委員会の席上で、市長はJAとの協議のタイムリミットは8月中と言われ、協議が不調なら市有地のみを対象に整備構想を策定すると発言されましたが、このまま見切り発車で進めば、駅周辺のまちづくりは失敗に終わるのではないのでしょうか。あくまでJAの参画のもとで計画が進められることが必要ですが、市長の見解を求めます。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 野並議員の新病院とまちづくりについてのご質問の中で、JAとの関係についてのご質問にお答えいたします。ご指摘のとおりだというふうに思います。以上、お答えといたします。

○議長（立入三千男君） 野並議員。

○9番（野並享子君） 今言いました不調ならば市有地のみということをおっしゃったんですけれども、こういうことになると、3.5ヘクタールの真ん中のところの3,600平方メートルですか、そこが駐車場になってしまうのではないかと。広場が極端に狭くなるということで、市民が本当にあの駅前ではにぎわいと大きな広場とかいうことを望ん

でいますのに、そういう願いがかなわなくなるというふうに思います。ワークショップの案に固執するのではなく柔軟な対応が必要だというふうに考えますが、見解を求めます。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） ワークショップの案に固執するのではないというご提案ですけども、せっかくやはりいろんな方のご意見を積み上げてきたわけですから、最大限尊重をしたいし、するべきだと思っています。ただ、一番最初から言っていますように、相手があることですから、相手がだめだとおっしゃったら、これはそこまではできないというのは当然最初から折り込まれていたことですので、見切り発車はいたしません。さっきもおっしゃったように、平成24年からJAも入れて検討会を開いています。

その前からJAには、私は声をかけに行っていてまして動きがあるんですが、そういう動きはあるんですけども、今のJAさんの動きを見ていると一切何の動きもないです。そして、いわゆる1案という、市民が今の中であつたら一番いいとおっしゃった案を提案しても、それは受け入れられないということですので、これ以上。見切り発車やなしに、どういいますか、ハードな現実を直視して仕事を進めていかないといけないと思っています。

それと、そもそもから言いますと、ベストではないわけですね。一番最初に野並議員がご指摘されたように、もうマンションが建っています。あるいは今の道路でさえも、あれはマンションのためではないんでしょうけども、アサヒビールのためということで土地の区画も整理したりいろいろやってきているわけで、まさに平成16年、17年に今のマンションの土地、一部は旧の町有地だったんですけども、あそこがあればもっといい案ができたわけですね。だから、そういう中でどんどん可能性が狭まっている。せめてアサヒビールから約1ヘクタール買ったのであれば、滋賀銀行とか個人の住宅とかマンションまでは無理ですけども、JAさんの土地は当初から耐震もできていない。あるいは統合ということもあったので声をかけに行ったわけです。頭からだめなところだったら声をかけに行っていない。そして、ここ、実質2年余りいろんな議論をしたんですが、現時点になってもまだ判断ができていません。土地の交換をしようと思ったら、今現状、建物が建っていますから、そう簡単な話ではないわけですね。今、オーケーと言われても、これからかかる時間はかなり膨大です。そして、あの土地、今補正予算で文化ホールとJRとの敷地境界をもう一回測量し直していますけども、私も不思議で仕方がないんですけど、官民境界も駐車場のところはしていないし、JRとの境界も文化ホールをつくったときに

してあったはずなんですけども、はかり方がずさんだったのでもう一回座標の確認の地図起こしをせざるを得ないと。これ、大手ゼネコンがやっている仕事でこんなものです。ですから、マンション等の境界もあれはどさくさに紛れてやっています。そういったマイナスを負いながら、そしてまだ細かい話をすれば、J Aさんと文化ホールへ行く市道の間はまだJ Aの土地が挟まっている、帯状に薄く。だからこれまでの土地のずさんなやり方、昨年公開いたしましたけども、市の職員が鑑定をして1円まで合わしているようなことを繰り返したり、土地保有税を1億2,000万も減免を試みたりとか、こういった経緯の中でできるだけいい形だと思ったんですが、傷はもういっぱいあります。今回誠心誠意、先月、経営管理委員会の会長を含めてもう一度第1案を提案に行きました。せつかく市民の総意だからと。でも快諾が得られなかった。

なら、もうこれ以上待ったとしても、さっき言いましたように、今オーケーと言われてもあそこの土地の整備とか考えていたら本当に時間がないです。ただ、駐車場は当初500台ですけども、これは柔軟に考えて、広場は優先して、駐車場を例えば200台にする、300台にする。そしてあとは他で賄うということもあり得ます。ザウルス広場は、今度広場ができたなら要らないというのは当初から言っていますから、ただあそこも今ちょっと調べてもらっているんですけども、もともと公用地だったのを前回の野洲駅前のロータリー整備のときに近隣の方に代替地でお渡ししています。ザウルス公園だけが残っているんですけども、まだ他はほとんど高度利用されていません。そういったところも含めて、むしろ駐車場を分散するということがありますし、いろんな可能性で何が何でも巨大な土地がないのに巨大な駐車場ができるということはやるつもりはないです。そういう意味では結果的に市民の総意は尊重しつつ、野並議員おっしゃるように、何かにかちがちに固執するようなものではない。固執できるようなものじゃなしに、もう一回繰り返しますけども、土地は変に交換されているし、道路はつくってあるし、マンションは建っている。そういう中で最大限いいまちづくりを進めていきたいというふうに考えております。

○議長（立入三千男君） 野並議員。

○9番（野並享子君） 柔軟な対応という形で私が言ったのは、J Aが90度の回転だったという形で案を出されたということですので、そこだったら話が合うのではないかと。そうすると、私は500台の駐車場なんていうのではなく、市長が言われたように200台の駐車場にするぐらいのスペースで行く。そうすると広場は自ずと2,500平米ですか、当初のあの部分ぐらいは出てくる。しかも1案の場合は土地の交換で文化ホールの駐

車場にもっていくという部分がなくなるわけですから、そこに交流施設というふうな形のものもできるというふうに思うんです。ですから、もう少しあの部分を解体して行って、J Aが90度の回転でそれでいいと言うんやったら、そこはそこで絵をかいたら、私はまた違う形のいい部分になるのではないかというふうに思います。

今、市長が言われたザウルス公園、あそこを分散で駐車場という。私もあそこの中に500台というものを持ってこようと思うから無理があるのであって、だから、当初病院の駐車場は300台といわれていたのが、上手に高齢者でも入れられる駐車場にするということで、かなりのそういう意味でのスペース的に広い駐車場というのか、道をとらんらんとか、そういうデッドスペースが出てくる関係でそうだったんですけども、ザウルス公園の方に駐車場を分散していくということであるならば、私はそれはそれでまた絵がかけるというふうに思うんですけども、市長はそういうふうには思われませんか。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） J Aの案というのもあり得るんですが、J Aの案を内部で検討したんですが、いわゆる90度振る案、J Aが言っている面積がほぼ現況の面積と。ただ鑑定して評価すればどちらがどうなるかわからないので、実質お金を動かさない鑑定、交換ということであればもう少し面積が狭まるかもわかりませんが、あそこを3面道路にやってしまうと、やはりレイアウト的に厳しいというのが専門家も入れての意見です。そこで手を打てればそれでいいんですが、野並さんが何かいいアイデアを出していただくんやったら、ぜひ図面をご提案いただいたら。私は全然一番いい可能性をと思っていますから、J Aの案がのめればどうかと私も言ったんですけど、それを入れるとかなり結果が厳しいという結果が出ているので、それならもうそれぞれさわらないでおこうと。

それともう一つ、作業工程からしてもJ Aが90度振ってくる場合は自らの建物を立て直さないとだめなわけですね。そうすると、1案であれば今の建物を残して、もう速やかに今の文化ホールの駐車場に建物が建てられます。ですけども、90度振ろうと思うと工事がかなり困難で、多分そこら辺のJ Aさん自体のスケジュールもかけていないのではないかなというふうに思います。

ですから、2つの点で困難というふうに内部的な検討では出しています。野並さんがもっとこれは可能だということを、気軽じゃなしに、きちっと詰めておっしゃっていただくんだったら、私は何も拒絶いたしません。以上、お答えといたします。

○議長（立入三千男君） 野並議員。

○9番（野並享子君） 別に私はJ Aと詰める話でもないと思いますので、J Aがそれで乗ってくるというんだったら当然速やかに90度にして、どうせ2,600じゃなくて評価でいったら私は少なくなる。2,000平米という、この案のところ辺やというふうに思いますので、それで駐車場のところにJ Aが建物を建てていただく。もう取り壊して駐車場にするという。それで交流センターは文化ホールの方に持っていくということで、交流センターの方にも使えるような駐車場が必要な部分もあろうかとは思いますが、そういうふうな形で折り合いがつくところで話をしていくという形をとっていかないと、今先ほど専門の方の話ではJ Aを90度回転させたのでは無理みたいなことをおっしゃったんですけど。それは駐車場を500台、あの形に固執されているのではないですか、ないですか。そしたら、もっと小さくして病院の駐車場を確保していく。できたら、あのワークショップの中でも病院のところに駐車場も欲しいとおっしゃっていました。やっぱり雨が降ったときとかいろんな形で病院からすぐその中で動けるような、そういう駐車場の確保をしてほしいというふうなこともおっしゃっていましたから、いろんな形で駐車場の問題は解決していくというふうに思いますので、J Aとの話をやはりきちっとJ Aの思いを聞いて、そこで絵をかいていくという形をすれば、私はもっと前に動くと思います。案を提案しておられるんですから、その土俵に乗って進めようと言うたら向こうは拒否できないと思いますよ。案を出しておられるんですからね。ですから、そういう行政の対応だというふうに私は思いますので、進めていただきたいと思います。

○議長（立入三千男君） ただいま市長から反問の申し出がありましたので、反問を許可します。

○市長（山仲善彰君） 何か、野並議員のご意見、ご提案を聞いていると、J Aの側に立ってご提案しておられる。こちらは誠心誠意、協議をしているわけです。J Aの案がのめるんだったらのんだらいいと。私ものんだらいいと思っているんです。

もう一回整理します。野並議員はJ Aの面積は2,000平米で行けるとおっしゃっているわけですか。今、2,600欲しいと向こうは言っているわけですね。ただ価格によっては若干異なってくるかもわからないけれども、ただ場合によっては、価格は迫いを討って2,600ということもあり得るわけで、2,600と言われたらその間に駐車場を幾ら台数を減らしても一定の面積が要りますから広場はとれません。今度特別委員会でのあたりは8月のJ Aとの協議の報告も含めてご提案いたしますけども、J Aが妥協するよりは市が妥協してJ Aの90度振った案を最大限入れたらいいというご提案なのか、も

うちちょっとそのあたり具体的にはっきり言っていたかかないと。何か今のだったら、J Aが正しくて市は何か拒絶しているみたいなことなんですけども、なぜそういう論調になるのかがよくわからないんですが、いずれにしてももう一回J Aの案をどういうふうに変形したら、こちらが受け入れられるべきだろうというそこをもう一回はっきりとお答えをいただきたいなと思います。

○議長（立入三千男君） ただいまの反問に対する発言を求めます。野並議員。

○9番（野並享子君） J A側に立っているとかいうのではなくて、市長が、J Aが協議にもうならないのであるならば市有地で物事を行うということをおっしゃったので、そうなると、今ある3,600平米ですね、縦長の。この土地しか市の土地としての部分ですから、この土地で駐車場を確保するという形になりますね。こどもの家の部分が1,000平米ですから、ここをJ Aの用地をそのまま残すとすれば、広場は四角い広場じゃなくて、こどもの家の、言うてみたらこんな形の広場になりますやん。J Aの用地がここにあるんですから。こっち側に駐車場をもってくると。広場は残すとおっしゃいますけども、整形な土地でなくてこういうへこみの土地になります。ですから、そんな形の変形の土地を残して行って市だけの土地でやるんだというふうな形をされるよりかは、J Aが90度回転をする。今2,640平米ありますから、等価交換という形であれば、資産価値としては三方向に道路があり、しかも15メートル道路に面しているところになりますから、当然こっちの文化ホールの前の道よりかは、価値としては高いということですから、素人考えですよ、素人考えとして等価交換ということになれば、2,640をJ Aおうみ富士が確保するということは、これは等価交換としては成り立たないんだろうなというふうに思いますので、そうするとやはり90度に回転させた方が整形な広場ができるというところです。J Aおうみ富士の昔ガソリンスタンドだったあの土地が市の用地になるのであれば整形な広場ができますけども、そうじゃないですからね。ですから、やはりまちの将来を考えたら、J Aの側に立つのではなくて野洲のまちづくりを考えたならば、やはり四角い形の広場というのは、私は残すべきだというふうに考えております。以上です。

○議長（立入三千男君） 野並議員、一般質問を続けてください。

○9番（野並享子君） 次に3つ目の問題として、23日の特別委員会に出された資料では、これから本格的に基本計画策定に向けたヒアリングや部門設定のまとめなどもされます。システム環境研究所に策定業務を委託されましたが、地域戦略室の職員の増強を行い、病院建設準備室というスタッフが必要ではないかと考えますが、見解を求めます。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 組織については、こちらも従来からいろいろ課題設定して考えております。今、野並議員の提案かどうかは別として、専門の部署はつくらないといけないと思っています。

○議長（立入三千男君） 野並議員。

○9番（野並享子君） 私もちょっと高島市民病院がどういう形で構想が建てられ、基本設計着手、竣工という形になったのかというのを、スタッフの数を問い合わせました。平成20年に基本設計着手。これは外部、ここも外部委託していますので、そのときには4人の職員。しかも健康福祉部と病院整備課という2つの課でスタッフになっておりますし、21年には5人、22年には8人、23年の竣工のときで7人という形で、やはりきちっと健康福祉部と病院整備課という形で福祉の関係の部分もありますので、こういうスタッフの中での体制ができておりますので、やはりそれに専門する、今地域戦略室は、琵琶湖岸とか何とかかんとかといってまだ他にも仕事が、病院だけで動いている課とは違いますので、そういう意味ではきちっと病院だけで設けるスタッフの病院建設準備室というのが必要ではないかと思っております。考えておるということですので、できるだけ早い時期に。この4月の異動、そして7月のあの突然の異動の中で、本当に私は病院建設のその準備室をつくるためのそういうスタッフ体制をされるかと思ったんですけど、ちょっと見ていると、これまで関わってこられた人は1名残っておられるだけ。あと、4月から変わられた方が2人。今まで関わっておられた方が主なメンバーではおられないということで少々不安を感じております。ですから、もう少し病院建設に特化したそういう準備室というのが必要ではないかと思っておりますので、これ、もう一回お尋ねいたします。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 実のところ言いますと、去年の10月に組織をつくろうと思いましたが、でも人が割けなかった。だめだったら4月につくろうと思ったんですが、人が割けませんでした。何回も言うていますように、福祉とか現場部門、それと道路河川が今、課長補佐もないんですが、今回7月の異動というのはちょっと異例なんですけども、部長に会議で言いましたように、ベストの状況にいつももっていくと。サッカーのフィールドの現場と一緒に、経験はあってもその時点でベストかどうかというので変えています。ここまで議員が口を挟んでいただくものかなと、私は思うんですけども、今言われましたから。全部野洲市の場合、組織も全部公開でやっています。人事も、これは公開というわけ

にはいかないけれども、組織は基本的に庁内公開です。今までやっていなかったやり方ですね。原案をつくったらすべての職員にわかるように1回案を出して、その上で庁内合意でやっています。普通だったら市長の専権事項みたいなもので、課が突然できたりできなかったりになりますけど、やっていません。人事もかなり公開で、その固有名詞とかは別ですけど、やっています。

かなり無理をしまして、きのうも言いました地域包括支援センターも、これ、どう人を生み出すかというので昨年度も結構悩んでこの4月から、きのう言いましたように、委託か委託でないかと。内部的には人が厳しいので委託だと。いや、そこも吸収していますし、市民生活相談も、これ、来年から法律施行で結構危ぶまれていますけど、野洲市の場合もう当初から積極的に市直営で市の職員でやっています。ですから、地域戦略の中には幾つか入っていますけれども、今のところは駅前全体の整備と、そしてから病院ということ。私が思っている以上にJAとの関係にすごくエネルギーを取られています。それと過去の官民境界、これなんか数十件の方の印鑑のもらい直しをまだやっていると。こんなことは本当は地域戦略でやるようなものと違うんですけども、官民と、それからJRとの境界の確定の仕事とか、本来こんなものはもうとっくの昔にやっていないとだめです。ちょっとそういうところでなかなか人も厳しい中でもまだ割けていません。そこをかなり微妙な中で何とか秋には人を生み出そうと。

一方では、これ、基幹システムの変更をやってまして、今そこに人を結構割いているんですね、情報システムで。これが10月に仕上がる。そういったことであえて言いますと、この間もある新聞記者にたまたま帰りに出会ったら、7月の異動は異例だったと。何かすごく噂になっていますよと。何でやと言ったら、いやいや、突然の異動だからと。どこで話が出ていると言ったら、庁内外ですと言うので、庁内外という。今ご質問があったからよくわかりました。誰かの声の一声ではやっていません。情報開示をするのは限界がありますけども、いろいろなことがあったので7月にああいうふうに変えています。不安に思っておられるという、これは不安に思ってください必要は全くないです。あえて言いますと、私は前から言っていますけども、平地だったら走る車、下り坂だったらスピードが出るけども、坂道になったら走らん車があるわけです。組織と人事というのはそういうものです。ぜひ野並議員も議員としてキャリア高いですから頑張ってください、上り坂も登っていただきたいと思います。

○議長（立入三千男君） 野並議員。

○9番（野並享子君） 次に行きます。生活保護行政について質問をいたします。生活保護法が改悪され、昨年7月から実施されています。2015年度までの3年間で650億円削減する計画で保護基準の引き下げや窓口で排除する水際作戦などが盛り込まれました。この改悪と合わせて成立した生活困窮者自立支援法が施行され、就労支援に切り替えています。野洲市では、パーソナルサポートサービスモデル事業に取り組み、さまざまな成果を上げていますが、基本的なことを質問させていただきます。生活保護基準が引き下げられたことにより、生活保護の金額を基準にしている就学援助、保育料、介護保険料など影響を受けた人は何人おられるのでしょうか。

○議長（立入三千男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（井狩重則君） それでは野並議員の生活保護行政についてのご質問にお答えします。今回の引き下げにより影響を受けた人の人数でございますが、就学援助費の受給者で一人おられます。それから保育料と介護保険料についての影響はございません。

○議長（立入三千男君） 野並議員。

○9番（野並享子君） 生活保護受給者がふえておりますが、年金の引き下げでも今後影響が出るのではないかと思います。2013年10月分から1%、14年4月から1%、15年4月から0.5%と、3年間に2.5%の引き上げであります。影響額なり影響をお聞きしたいと思います。

○議長（立入三千男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（井狩重則君） 本市におきまして平成25年7月1日現在の生活保護の世帯数は178世帯で、今年8月1日現在の生活保護の世帯数は185世帯でございます。この1年間で7世帯ふえておりますが、これの要因に年金の引き下げということではございません。この引き下げによりまして生活保護を開始した方はおられないということでございます。こうしたことからしますと、年金の引き下げによる受給者が受給したということではなく、それが大きな要因であるとは考えてございません。

○議長（立入三千男君） 野並議員。

○9番（野並享子君） 来年4月からさらに0.5%下がることになりますから、影響がないということはないというふうに思います。

それと次ですが、生活保護受給者の年代別では、これを見てもらったらおわかりのように、一番びゅーんと上がっているのが、これが70歳以上なんです。平成21年度から比べてもうずっと上がっております。ここが低年齢層です。その次のが60から69という

形で年金生活の世帯ですね。この部分です。3番目ですね。という形で、低年齢層が多いというのはやはり非正規雇用とかいうところの20代から、ここの部分、39とかここの部分も入るかもわかりませんが、そこら辺の世帯の所得が低いから子どもたちの部分も低くなっているというふうな状況だというふうに思います。基本的にこの年金をもらう人がどんどんふえていくという中で、基礎年金の引き上げをしなければ毎年生活保護の受給者がふえるのではないかというふうに思いますが、見解を求めたいと思います。

○議長（立入三千男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（井狩重則君） 基礎年金の大幅な引き上げがなされれば、それは受給者の増加を抑止できるという可能性があるかもしれませんというご回答とさせていただきます。

○議長（立入三千男君） 野並議員。

○9番（野並享子君） 当然抑止できると思います。今、国民年金の満額もらっておられる方でも6万円そこそこ。もうそれ以下の満額もらえないという方々が多数おられますから、年金もらったとたん生活保護世帯という、そういう事態になりかねない。就労もなかなか大変な事態ですので、やはり生活保護のこのグラフから見ましても、やはり地方自治体からももっともっと皆さんの願いとして、年金の最低限度の国民年金の引き上げということ、基礎年金の引き上げということをやはり求めていかななくてはならないのではないかというふうに、我々受給している者だけではなくて、行政サイドからも、これ市民税からも保護費には出ていますから、やはりこういうふうな部分、行政サイドからももっと声を上げていただきたいというふうに思います。

次に憲法25条の健康で文化的な最低限度の生活の保障についての見解を求めたいと思います。

○議長（立入三千男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（井狩重則君） 憲法25条の規定を受けて設けられました生活保護法でございますが、これは生活に困窮する人の最後のセーフティーネットであるということで、極めてその点で大きな役割を果たしていると、このように認識をいたしております。

○議長（立入三千男君） 野並議員。

○9番（野並享子君） もう一つ、最初の健康で文化的な最低限度の生活というところは、どういう認識をされているのか、お尋ねいたします。

○議長（立入三千男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（井狩重則君） 憲法25条の解釈ということですが、どういう意図で見解を求めているのかわかりませんが、この部分については社会保障の理念についてのお尋ねかというように思いましたので、私がお答えする内容ではないということで、控えさせていただいたものでございます。

○議長（立入三千男君） 野並議員。

○9番（野並享子君） 生活保護を受けておられる方、本当に最低な、食べてもうおしまいという状況で、兄弟姉妹の遠方でのお葬式にも行けない。旅費が出ない。九州の兄が死んだけどもとても生活保護の中から九州を往復するだけの旅費が出ない。ということで、香典だけ送っておいたと言って、本当にもう悲痛な顔でした。残念というのか、本当に自分の兄弟姉妹のお葬式にも行けないというのは、健康で文化的な最低限度の生活ということにはないと思います。こういうのが今、生活保護の困窮、最後のとりでだというふうにおっしゃいましたけども、食べるだけという生活。これは健康で文化的な最低限度ではないというふうに私は思います。ですから、この保護基準を今引き下げていっています。

それと高齢者の加算をなくしました。高齢者になったらお金が要らんということでもなくしたんですよ。違うんです。こういうお葬式とかいうふうなつき合いというのか交際費というのか、そういうお金は若い者よりも膨らんでくるというのが現状です。ですから、やはり国が決めてその中で枠内で仕事をされているというふうには思うんですけども、やはりここら辺が現場も含めて国にも求めていただきたいなど。我々もこの問題は国会の中でも言っていておりますけれども、しかし行政サイドからも大変な事態だということとは認識をしていただきたいというふうに思います。

次に、最後の平和事業について質問をいたします。野洲市は、平和市長会に参画をしています。また、平和都市宣言で非核三原則を堅持し、すべての国のあらゆる核兵器を速やかに廃絶しなければならない、私たち野洲市民は核兵器廃絶を誓い、ここに野洲市平和都市とすることを宣言しますとあります。とりわけ、2015年、来年4月は核不拡散条約、NPT再検討会議がニューヨークで5年ぶりに開かれます。平和市長会もこの会議に賛同し、署名活動などが展開されています。野洲市においても何らかの行動が必要ではないかと考えますが、答弁を求めたいと思います。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 野並議員の平和に関する活動、行動についてのご質問にお答えいたします。私も平和が一番大事なものだと思っておりますが、多分行動とかということにつ

いての考え方が少し違うんではないかなというふうに思います。まず、まちとしてできることというのは、やはりまちが健全で市民が信頼し合えるようなまちであることがまず自らのまちが平和であって、市民の意識が平和に対して前向き、健全であるという。それが日々のまちづくりあるいは市民の生活自体が行動だろうというふうに思っています。何かに声を上げるとか、これも大事ではありますけども、まちとして一番大事なのは今申し上げたようなことです。

それと、もう一つはやはり市民の活動、例えばですけども、国際協会は20年余りミシガン州のクリントン・タウンシップとも本当にきちっと交流が重なっていますし、地域においても多民族あるいは多文化共生のいろんな取り組み、料理だとか生活習慣だとかの地道な交流の活動もやっています。一方、恒例の市の広報でも平和の情報提供あるいは市民活動センターでのパネル展示といった具体的なこともしていますので、野並議員がおっしゃる活動も否定はいたしませんけども、まちとしては今申し上げたような総合的な日常の取り組み、あるいは恒例の取り組みによって十分な平和への取り組みができていし、メッセージも発せられているというふうに考えております。以上、お答えといたします。

○議長（立入三千男君） 野並議員。

○9番（野並享子君） 市長も核兵器についてはどのぐらいの状況になっているかというのはご存知やというふうに思うんですけども、全体的にこの地球上に1万7,270発、そのうち7,700がアメリカ、ロシアが8,500ということで、あとはもう200,300とかいうけども、200,300って、3発4発でももう大事になるような状況ですから、北朝鮮が6から8発持っているという、これも脅威や脅威やと言われておりますように、本当にこの核兵器をなくしていく、廃絶をしてという5年ぶりのNPTの会議があります。前回の2000年に行われたNPTの再検討会議のときに、草津市においては1階のロビーに平和市長会が出しています署名用紙、それを旗も立て、パネルなども置き、来庁された方々が署名をするというふうなそういうコーナーをつくられました。これは全然お金は要りません。もう手づくりでできる、市民のその思いがあればできるということで、このニューヨークで行われる、ここに署名を持っていく。5年前の会議のときには、広島市長やら長崎の市長もデモ行進をされました。多くの方、何万人という方々がまちを練り歩かれたんですけども、そこまでの代表派遣というとお金がかかりますので、本当は平和市長会に参画をしている野洲として何らかの行動を起こしていただきたいな、それを署

名を持って携えて国連に持っていくというふうな行動をしていただきたいなどは思うんですけども、一番お金のかからない署名を置くということぐらいやったらできるのではないかなと思うんですが、見解を求めたいと思います。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 今のご提案についてそれが一番いい方策なのかどうか、どういう市民のメッセージを総意として発せられるのか、そこは検討はしないといけないと思いますが、いきなりこの場で野並議員の提案がよしというふうにお答えできるものではないだろうというふうに私は思います。

○議長（立入三千男君） 野並議員。

○9番（野並享子君） 野洲が豊かな自然と歴史に彩られたまち、野洲市、平和都市宣言というのをつくっております。以前野洲町にあった部分を合併して平成18年2月25日、野洲市という形でしておりますので、やはりこの野洲が平和都市宣言をしているまちなんだという、そういう思いを市民も持っていただくというのも、私は1つの意識にしていくものではないかというふうに思います。平和というのは何かあって当たり前みたいな、日本の中で紛争地域に身を置いているわけではないので。ですから、けども、こういうふうな形で平和都市宣言をしているというこの文面をもう一度市民の皆さんが署名をするときに読んでもらって、本当に実感をするというふうな、そういうことも私は必要だなあというふうに思いますので、ぜひ来年は5年に1度の再検討会議ですので、何らかの形で市民が平和について考えられる、そういう機会にさせていただければいいなと思いますので、よろしく願いいたします。以上です。終わります。

○議長（立入三千男君） 暫時休憩します。再開は午前11時5分といたします。

（午前10時50分 休憩）

（午前11時05分 再開）

○議長（立入三千男君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、通告第10号、第10番、井狩辰也議員。

井狩議員。

○10番（井狩辰也君） 第10番、井狩辰也です。それでは私の方から地域防災体制の強化に向けた消防団のあり方について質問します。

今年2月には消防団としての最高峰の勲章である「まとい」をいただき、消防団員としての誇りはもちろんのこと、全団員が大変大きな責任を感じていることと思います。そん

な中、私も消防団員として3カ月の練習のもと、去る8月に行われましたポンプ操法大会にポンプ自動車の要員として出動する機会を与えていただき、改めて消防団活動の必要性を再認識させていただいているところであります。さて、当市にあつては昨年9月の台風18号による豪雨被害を経験し、市民の安全、安心を守るため、防災活動がいかに重要なことであるかを思い知らされ、今年度の野洲市消防団では自治会ごとに実施されるDIG訓練、シナリオレス訓練、さらには防災訓練や救命講習会に出動する一方、野洲市内で最も人口及び世帯が多い北野学区に新しい分団を設置すべく消防団員の確保に向けた活動を精力的に実施されております。また今年度、県内の消防団では初めての試みである消防団確保のための事業として消防団サポート事業を立ち上げられています。この事業の概要につきましては、継続的に消防団員を確保していくために野洲市内にある店舗に協力していただき、消防団員を応援する店、例えば消防団員やその家族に対して代金の値引きや特典を提供しようとするものであります。こういった野洲市消防団の活動に先駆け、昨年12月に消防団を中核とした地域防災力の充実、強化を図ることを目的として消防団員の人材確保、装備の充実、安全に活動できる環境整備等の内容が盛り込まれた消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が成立しました。今後さらに当市内における防災リーダーとしての必要不可欠である消防団に対し、先に制定された法律を踏まえ、以下のことを質問します。

1つ目、消防団の加入促進について、現在どのように取り組まれているのか。また今後どのように取り組まれるのか。

2点目、消防団員の処遇改善について、現在どのように取り組まれているのか、また今後どのように取り組まれるのか。

3点目、装備・教育訓練等の充実に現在どのように取り組まれているのか、また今後どのように取り組まれるのか質問いたします。

○議長（立入三千男君） 市民部長。

○市民部長（富田久和君） 井狩議員の地域防災体制の強化に向けた消防団のあり方についてのご質問にお答えいたします。

まず1点目の消防団の加入促進につきましては、来年4月からの北野分団の発足を目指し、消防団において昨年8月から消防団員確保実行委員会を発足いただきまして、各地域別の班編成により団員確保に取り組んでこられました。自治会からの推薦や防災フェア、あるいは成人式後の「はたちのつどい」など、そういったイベントで啓発を行っていた

いたり、機会があるごとに団員確保に努めていただき、現時点では今年度当初より13人増員となり、172人体制となりました。市の条例では消防団員の定数を178人と定めておりますので、今後も引き続き消防団員確保実行委員会などの協力を得て、加入促進に努めてまいりたいと考えております。

それから2点目の消防団員の処遇改善につきましては、退職報奨金の一律5万円の引き上げについて去る3月議会で条例改正の議決をいただき、今年度から施行しております。また、報酬や出動手当などの処遇改善については、消防団員の実情や近隣市の状況も踏まえた上で今後検討してまいりたいと考えております。

3点目の装備・教育訓練等の充実についてでございますが、まず装備品につきましては、昨年成立いたしました消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の規定に基づき、まずは活動する上での安全確保のための装備を第一と考えておりますが、重要性、緊急性等も踏まえ、年次計画を定めた上で整備・拡充していきたいと考えております。また教育訓練につきましては、現在、国や県主催による教育訓練や消防協会湖南広域支部、湖南広域消防局での研修など団員の経験や役職に見合ったメニューで取り組んでおられます。さらに法律によれば、現場指揮課程や分団指揮課程など、指揮能力の向上を図る訓練を充実する意向でありまして、市としましても、消防団員がこれらの訓練に参加しやすい環境づくりに配慮してまいりたいと考えております。以上、答弁といたします。

○議長（立入三千男君） 井狩議員。

○10番（井狩辰也君） 消防団の加入促進について現在団員確保に取り組んでいただいているということで、172名の今現在の団員数ということなんですけれど、消防団への加入促進についてということで、地方公務員の加入促進についてはどのような取り組みをされておられるのか。本年度平成26年4月25日付で消防庁長官から依頼文として消防団のさらなる充実強化についてということで、依頼があったと思うんですけれど、ここにも地方公務員の加入促進ということで載っておりますので、現在庁内でどのような取り組みをされておられるのかということ、また、消防団協力事業所表示制度の導入促進等について、こちらの方も消防団協力事業所表示制度活用により事業所における消防団活動へのより一層の理解及び協力の促進をお願いしたいということであるんですけれど、こういった取り組みについても現在どのような取り組みをされておられるのかお伺いします。

処遇改善につきまして出動手当等今後見直しを検討されるというご答弁でしたので、ぜひ近隣市と比較しながら、ぜひ前向きに検討をいただきたいなと思います。出動手当1,

500円というのは恐らく平均値よりは大分低いのではないのかなと、私自身認識しておりますんですけど、ぜひその出動手当につきましては環境整備という点からぜひ前向きに検討していただきたいと思います。

再質問といたしましては、加入促進についてということで、地方公務員の加入促進と消防団協力事業所表示制度の導入促進等についてということで、再質問いたします。

○議長（立入三千男君） 市民部長。

○市民部長（富田久和君） まず、地方公務員の加入促進に向けてということでございます。これまでからも市役所の職員が多く消防団に団員として加わっていただいております。それから近年もそういったことで呼びかけをさせていただいておりますし、今年度に入りまして、この期間、今申しましたように13名の増員をいたしましたけれども、その中でも市の職員も何名か加わっていただいておりますので、そういったことで引き続き公務員の加入についてもお願いをしていきたいと、このように思っております。

それから協力事業所の制度の活用ということでございます。これにつきましても、全国でも消防団員の確保という観点からいろんな事業所がおっしゃっていただいているようなサポートという形で取り組んでいただいておりますので、野洲でも1事業所、サポート事業所として名乗りを上げていただいて、この10月からそういったサポート事業の展開をしていただけるというふうに聞いておりますので、できましたらこういった取り組みも商工会の加盟店まで広がるような形で将来的にはできていければ心強いことかなと、このように思っております。

それから、サポート事業とは別になりますけれども、消防団の協力事業所といたしまして、野洲市役所の他に市内の大手の事業所さん等も加えて、市役所入れて4事業所がこの協力事業所ということでご協力いただいておりますので、この4事業所だけでも28名の団員の方が加入いただいておりますので、こちらのあたりもできるだけ引き続きお願いをしてみたいとこのように思っております。

それから処遇改善の件でございますけれども、特に出動手当等、湖南4市の中でも少し手当の額にばらつきがあるようでございますし、それぞれ額の決定までにはいろんな経過もあると思いますけれども、一度近隣との額の調整なりできるものかどうかも含めて、一度検討してみたいとこのように思っております。

○議長（立入三千男君） 井狩議員。

○10番（井狩辰也君） 消防団は身近な組織だと思います。今後ますます予測できない

ゲリラ豪雨とか災害とか起こりますので、ぜひ消防団の環境整備をぜひ前向きに早急に処遇改善とかいろいろあると思いますけれど、次年度からぜひできるように取り組んでいただきたいなと思ひまして、以上で私の質問を終わります。

○議長（立入三千男君） 次に、通告第11号、第8番、太田健一議員。

太田議員。

○8番(太田健一君) それでは大きく2つの項目について一般質問させていただきます。まず1点目ですが、介護保険制度改定と特別養護老人ホームの特例入所、介護保険法124条の2について質問したいと思います。まず1点目に、今年1月24日から6月20日まで開催された第186国会では、政府提出の新規81法案と継続4法案のうち82法案が成立しました。その中で地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律等に関する法律案の19本の法律を一挙に改正というような暴挙が行われまして、医療と介護に関わる内容が大幅に後退することとなりました。この介護保険制度改悪の一括法の大枠は決定されましたが、内閣や厚労省が発する具体的な内容を決める政令、省令、告示、通達等はこれからとなります。7月28日に全国担当者会議が開かれ、ガイドラインの案が示され、詳細は今後決定されますが、一部には猶予期間、市町村で決めるという内容もあるため、市町での議論が大事となってきます。第6期の介護保険改正は来年度27年4月実施予定ですが、地域支援事業の充実のうち、在宅医療、介護連携の推進、生活支援サービスの充実・強化及び認知症施策の推進は平成30年4月まで、予防給付の見直しは平成29年4月までにすべての市町村で実施とあります。要するに、今後地方自治体の裁量というものが大きく問われることとなります。そこでまず介護保険の現状ですが、全国的には40歳以上の7,300万人が介護保険料を支払っておりまして、要介護、要支援認定者は569万8,000人で、実際のサービス利用者は471万人であります。野洲市内のそれぞれの人数を伺いたいと思います。

○議長（立入三千男君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（遠藤伊久也君） それでは太田議員の介護保険制度改正と特別養護老人ホームの特例入所、介護保険法第124条の2につきまして、まず1問目のご質問にお答えをさせていただきます。

野洲市の40歳以上の被保険者数につきましては2万8,199人でございます。要介護、要支援の認定者は1,967人、サービスの利用者につきましては1,218人となっております。以上、回答とさせていただきます。

○議長（立入三千男君） 太田議員。

○8番（太田健一君） ありがとうございます。この数は年々またふえていくこととなると思いますが、2点目に、介護保険制度創設から15年が経過しますが、そもそもこの介護保険は要介護になっても尊厳が保持される自立した日常生活に必要なサービスを給付とありまして、介護の社会化、公的化がそもそもの目的となっています。ところが、現状は主に家族の負担、介護費用の経済的負担、特養の待機者、介護労働の人材不足と、まさに介護の危機という状況の中にあります。今回の介護保険改悪の柱には、消費税増税とセットが深く関わってしまっていて、この2025年をめどに中長期改革の中でさらなる増税と制度改悪が計画されています。これまで消費税増税分はすべて社会保障に使うと国民を欺き続けた結果公的介護がないがしろにされ続けているという、こうした現状に対する認識を問いたいと思います。

○議長（立入三千男君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（遠藤伊久也君） 2点目の現状に対する認識はということですが、まず消費税率の3%の引き上げについてでございますけれども、平成26年度分といたしましては、消費税分それから地方消費税分を合わせました増収分は5兆円と。これはすべて社会保障の財源に充当されているものというふうに認識をいたしております。現状の認識についてでございますけれども、介護保険制度は、我が国の急速な少子高齢化によりまして、介護を必要とする高齢者の増加と共に介護の長期化などによりまして、家族だけではその介護が支え切れないという、限界が来ているということから、平成12年から社会全体で支えていこうというこうしたことで生まれました制度ということで、介護サービスにつきましては、それ以前の行政の選択によります措置という制度から利用者が自由に選択し事業者と契約をする制度となりました。その財源につきましては、利用者の負担を除きまして、公費と保険料が折半というふうになってございます。その公費の負担が厳しくなっておりまして、サービスの供給に支障が出るような事態になることは非常に憂慮すべきことというふうに考えてございます。

○議長（立入三千男君） 太田議員。

○8番（太田健一君） 3%引き上げ分はやはり使われているというようなご答弁でありましたが、これまでも何度もこの介護保険のことだったり、消費税のことは取り上げてきて、これまで税として負担が大きくなった分は社会保障に使われていないということも何度も指摘をさせていただいてきました。そのことが大きな原因にあると思います。そ

のことは、保険あって介護なしといったような現状が起きていまして、介護の社会化、公的化というものはもう崩れてきている。そもそものこの制度自身の矛盾というものがあらわれてきていると思います。そこで今度、3点目なんですけど、今回のこの介護保険、4大改悪の中に特別養護老人ホームへの入所は原則要介護3以上に限るとありますが、野洲市内の特養入所者の要介護度別の人数と割合をお聞きしたいと思います。

○議長（立入三千男君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（遠藤伊久也君） 本市の状況でございますが、要介護1の方が6人、割合としましては4.65%でございます。要介護2が17人で13.18%、要介護3が32人、24.81%、要介護4が34人で26.36%、要介護5が40人で31.01%となっております。

○議長（立入三千男君） 太田議員。

○8番（太田健一君） それでは次に特養の待機者の人数をお聞きしたいと思います。

○議長（立入三千男君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（遠藤伊久也君） 平成26年4月30日現在の数字でございますが、市内の特養の待機者の実人数、これは要介護1が53人、2が67人、3が67人、4が105人、5が74人の合計366人となっております。

○議長（立入三千男君） 太田議員。

○8番（太田健一君） 3点目にお聞きしました割合を見ても、1と2の方に関して4.65と13.18、20%近くですね。人数も1と2の方で100名以上おられるということで、かなり多くの人たちが影響を受けるということになっていくと思うんですけど、5点目になりますが、この特養入所、原則要介護3以上に限るという改正が適用されるのは来年度の第6期の介護保険改定の時期からなのか、それとも先に1点目に述べました猶予期間に含まれているのかを尋ねます。

○議長（立入三千男君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（遠藤伊久也君） この要介護3以上に限るという改正の時期につきましては、来年27年の4月1日からとなっております。

○議長（立入三千男君） 太田議員。

○8番（太田健一君） では現在入所しておられる利用者にも適用されるのか、もしその場合施設を追い出されるという形になるのですが、その人たちの受け皿が必要だと考えますが、どのように考えているのかを伺います。

○議長（立入三千男君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（遠藤伊久也君） 原則要介護3以上というこれにつきましては平成27年4月1日以降の新規の申し込み者から適用をされます。したがって、それ以前、平成27年3月31日までに既に入所されている方についてはこの原則3以上というのは適用されません。ということですので、当然、今入っておられる方が施設から追いやられるということとはございません。

○議長（立入三千男君） 太田議員。

○8番（太田健一君） そもそもこの制度自体が本当にひどい制度改悪であると考えますが、今回この要介護度1と2であっても特養への入所が必要と考えられる場合の特例入所ということが認められるということが盛り込まれています。その条件の具体的な内容というのは、まず1つに知的障害、精神障害などを伴って地域での安定した生活を続けることが困難、2つ目に家庭などによる虐待が深刻であり、心身の安全、安心の確保が不可欠、3つ目に認知症高齢者であり常時の見守り介護が必要、とあります。まずこうした特例入所の条件を行政として把握されているのかを伺います。

○議長（立入三千男君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（遠藤伊久也君） 特例入所の条件を把握しているかということですが、今まさに太田議員がおっしゃいましたこの3つの条件ということで当然把握をいたしております。ただ、今後厚生労働省におきまして、この特例入所の判断にあたっての要件に係る勘案事項がまた明確なものが示される予定でございますので、これに基づきまして、平成14年8月7日付の国の方の老健局計画課長通知ということで、指定介護老人福祉施設の入所に関する指針についてというのがございますが、これがまた改正されると。そして特例入所の判断基準あるいは市の関与の手法を含む入所判定の手續につきましても定められる予定であるというふうに聞いております。なお、滋賀県におきましても、この改正を受けまして現行の入所ガイドラインの見直しをされる予定というふうに聞いております。以上でございます。

○議長（立入三千男君） 太田議員。

○8番（太田健一君） 詳細はこれからということですが、今の現時点で出ている情報としては、特例入所する場合には、施設に入所申し込みがあった場合、まず1つ目に市町にその状況を報告する、2つ目に市町に意見を求めることができる、3点目に市町は施設に対して意見を表明することができる、となっております。これを受けて入所検討委員会で判

断することとなるとなっています。要するに、特養への入所は利用希望者がそれぞれの施設に直接申し込みをこれまでどおり行いますが、要介護1、2の人に対しては野洲市に意見を求めることができるためにそれに対して答える責任が出てくる、あるということになります。ということは、行政として事前に待機者の実態を把握しているかどうかということが問われますが、現在、調査や把握はできているのかどうか伺います。

○議長（立入三千男君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（遠藤伊久也君） 特列入所に関わりましては、市の方に意見を求められた際に当然施設の方からその申込者、待機者の実態を提示されるということになると思いますので、この入所にかかって今現時点でその対象者の内容を確認し判断して、そうしたことから現時点では待機者のこの実態についての把握は行っておりません。

○議長（立入三千男君） 太田議員。

○8番（太田健一君） 現時点では把握できていないということですが、先に述べましたように、来年度の第6期改定からこれが実施されるということなので、待機者に対する実態調査や把握は必要となってくると思いますが、見解を伺います。

○議長（立入三千男君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（遠藤伊久也君） 今申しましたように、この特列入所に限って関わって今実態把握ということは特に必要ないと考えておりますけれども、当然第6期の事業計画を今策定しておるところでございますが、その策定にあたっては待機者数のみならずこうした待機者の生活実態、こうしたことは一定必要な把握については、一定必要であるといふようなことを認識しておりますので、現在この野洲市の利用者の状況をよくご存知なケアマネージャーを対象にいたしましてアンケート調査を行ってございまして、実態把握に努めているところでございます。

○議長（立入三千男君） 太田議員。

○8番（太田健一君） この件は参議院での附帯決議でも指摘されていますので、これは努力義務ということになってはいますが、その申し込みがあった時点から調べるとかでは遅いと思いますので、しっかり把握、先ほどもケアマネがアンケート調査されたりとか待機者の実態を把握する方向でと考えておられるので、なるべく詳細に把握してもらって答えられるようにということを求めておきたいと思います。

次に進みますが、今回、新たに介護保険法第124条2という項目が盛り込まれています。この具体的な内容というのは、まず1点目に、市町村は政令で定めるところにより所

得の少ない者について、条例の定めるところにより行う保険料の減額賦課に基づき、第1号被保険者に関わる保険料につき減額した額の総額を基礎として、政令に定めるところにより算定した額を介護保険に関する特別会計に繰り入れなければならない。2つ目に、国は政令で定めるところにより前項の規定による繰入金の2分の1に相当する額を負担する。3点目に、都道府県は、政令で定めるところにより、第1項の規定による繰入金の4分の1に相当する額を負担するとあります。市町が独自に減免した場合に、これまではペナルティーを国は与えてきたという事情がありますが、厚労省がこれまで示してきた公費投入をしないことを原則とした減免3原則、これがいよいよ破綻して、国の大きな方向転換がされたと思います。これは少額ではありますが、利用者にとっては本当にありがたいことであって当然の権利を保障されたこととなりますし、介護保険制度の矛盾がいよいよ行き詰まっているということもあらわしていると感じています。まず、この規定の中にあるこの所得の少ない者の対象者というのはどうした者なのかを伺います。

○議長（立入三千男君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（遠藤伊久也君） 7月28日の全国介護保険担当課長会議におきます第1号保険料の見直し案によりますと、現行、第5期の事業計画でございますが、この5期の計画の中の標準の6段階という保険料設定、これで言うところの第1段階と第2段階及び第3段階までの対象者が該当するという予定でございます。なお、具体的な軽減の幅等は国の平成27年度予算編成において最終的に決定されることになっております。その内容を踏まえまして、今後発せられる政令等に規定をされる予定でございます。

○議長（立入三千男君） 太田議員。

○8番（太田健一君） 財源として国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1となって、国から補助金が支給されることというふうに想定されますが、具体的にはどのような形で出すようになるのかを伺いたいと思います。

○議長（立入三千男君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（遠藤伊久也君） 太田議員が冒頭に触れられましたとおり、具体的な内容につきましてはこれから発せられる政令、省令、告示、通達等に規定されることとなりますけれども、法律に基づくものということでございますと、通常負担金という形で交付されるというケースが考えられます。なお、市の4分の1負担に対する地方財政措置、いわゆる交付税措置につきましては現在厚生労働省が国の財政当局と調整中というふうに聞いております。

○議長（立入三千男君） 太田議員。

○8番（太田健一君） 野洲市では現在独自の減免というのをやっているのかどうかをお聞きします。

○議長（立入三千男君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（遠藤伊久也君） 本市では独自の減免は行っておりません。なお、先ほど質問の中で議員が言われた独自減免をした場合の国のペナルティーということなんですが、これについてはないものと思っております。確認をしておりますけれども、ございません。

○議長（立入三千男君） 太田議員。

○8番（太田健一君） 現在行っていないということですが、例えば先ほどの答弁の中にありましたこの対象者となる方、介護保険料の所得段階、標準の6段階のうち1、2及び3とありましたが、ここに介護保険料の表がありますけど、野洲市は10段階になっていますね。この例えば10段階のうちの第1と第2段階の算定基準額というのは0.5となっています。これは生活保護受給者や住民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者、本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得不足課税年収年金収入額が80万円以下の人というような部分に関して、これまでもこれは求め続けてきていきましたが、算定基準額を今0.5を0.25に下げる、や、1段階を無料にするなど、負担を軽減していく必要があると考えますけど、見解を求めます。

○議長（立入三千男君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（遠藤伊久也君） 介護保険として制度化された仕組み以外の保険料の減免、いわゆる独自減免につきましては、被保険者間の公平性の確保や健全な介護保険事業の財政運営、財政規律の保持の観点から適当ではないというふうに判断をいたしております。先ほどの国の方の保険料減額、こうしたことで今の第1段階、第2段階といったところの実質上の減額ということになってございますので、それ以上の独自減免については、今後も考えておりません。

○議長（立入三千男君） 太田議員。

○8番（太田健一君） 例えば老齢福祉年金受給者あたりの方々は大抵1カ月1万5,000円から8,000円ぐらいの年金の方々で、そういう方々は普通徴収で納付書で徴収されて、天引きではないと。それ以上の人は天引きされているわけですけど、滞納という問題でもこれは全国的な問題でもあると思うんですけど、この第1段階の方はかなり多い。

実情は、大体この段階の方々には家族に扶養されている方がほとんどだと思うんですけど、そうじゃないと食べていけないというような実態があると思うんですけど、そこで扶養されているからその世帯主の方に求めても、息子さんは払わないとかいったような実態があります。そういうことが滞納の増加につながるという実情がありますし、それぐらい年金が少ない、大変な暮らしの中で暮らしている方に対してもこうして介護保険料として徴収するということにそもそも無理があるというふうに思います。先ほど独自減免は適当ではないということで考えていないということでしたけど、他の自治体でも、先ほども言いましたけど、第1段階だけでも無料にされている自治体もありますし、今回こうやって制度改正されて市で減免することに対して、国がお金を出してくれるということになっているのであれば何もしないということは問題があるのではないかと思います、改めてお聞きしたいと思います。

○議長（立入三千男君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（遠藤伊久也君） 今も申されましたように、国がそうした軽減といいますか減額、保険料の軽減ということをされます。これに対しては当然各市町もそれに沿った形で対応させていただくということもございますけども、ルールを越えて独自に減免するということになりますと、先ほども申しましたように、被保険者間の公平性という面から問題がございますので、その点については考えてございません。

○議長（立入三千男君） 太田議員。

○8番（太田健一君） 例えば国が基準額を下げればそのまま下げることですね。それには従うが、独自にはやらないということですね。これはぜひやるべきだと考えます。先ほどから言っていますけど、やっぱり苦しい世帯の、そう大きな額にはならないと思うんですね。なので、それは何度も求めています、強く求めておきたいとします。介護保険に関しては質問は以上で終わります。

次に治水対策の質問に移りたいと思いますが、近年、台風や集中豪雨の激しい雨量によって甚大な被害が起こっているのは皆さんもご存知だと思います。先日の広島土砂災害や京都福知山や宇治などの中小河川のはんらんによる市街地の水没など、これまでもないような大きな被害となっています。今朝も京都の方で大雨でというようなニュースが流れていました。野洲市においても、昨年台風によって野洲駅南口における浸水被害も生じておりまして、今年も既に近いレベルの水害が起こりそうな事態もありました。15日でしたっけ16日、きのうのある議員の人の質問の中にも15センチほど冠水しているという

ふうな実態もあります。こうした激しい雨量は地球温暖化の影響によるものと指摘もされていますが、今後同じような規模の台風や集中豪雨が想定されるという意識のもとで治水対策を考えていく必要が求められると思います。現在、野洲市の雨水対策事業として、友川の河川整備による雨水対策事業に取り組んでおられますが、まずはその進捗状況を伺います。

○議長（立入三千男君） 都市建設部長。

○都市建設部長（和田勝行君） 太田議員の治水対策についての1点目の雨水対策事業としての友川の進捗状況についてお答えをします。

友川の改修につきましては、平成23年度に事業認可を受けて24年度から工事に着手をしているところでございます。今現在の進捗状況につきましては、全体延長1,300メートルに対しまして、五之里地先、市三宅地先で約650メートルが完成しており、進捗率は約50%でございます。以上、お答えとします。

○議長（立入三千男君） 太田議員。

○8番（太田健一君） この友川の改修は、議運の会派勉強会の際の質疑の中で、市三宅の市街化区域の開発許可の進捗状況によって27年完成予定が遅れるという可能性があったというような発言があったと思うんですけど、どのような課題があるのかを具体的に尋ねたいと思います。

○議長（立入三千男君） 都市建設部長。

○都市建設部長（和田勝行君） 友川の改修が遅延するのかということですが、今現在、事業認可を受けて実施している区間につきましては平成27年度では完了する予定で取り組んでおります。

○議長（立入三千男君） 太田議員。

○8番（太田健一君） 少し踏み込んでお聞きしたいんですけど、この現在完成している箇所を見に行ってきました。ここが五之里の部分で、今27年完成はこのオムロンのところまでということですね。が、27年度完成予定ということで、見に行ったときは野洲市のコミセンきたのあたりまではでき上がっているというような現状だったと思うんですけど、現場を見たときに、この擁壁の部分が素人目にぱっと見て、普通はこの擁壁のところまで土があって、畑があってという感じになっているんですけど、1カ所、このように擁壁だけがせり出している部分があって、僕はそんなに詳しくはないんですけど、素人目に見てもこれで耐えられるのかと。ベキッと崩れるのではないかという不安があるんで

すが、この点に関してはどのような。

○議長（立入三千男君） 都市建設部長。

○都市建設部長（和田勝行君） 構造的に今も写真を見せていただきますと、非常に厚さが薄いというU型水路になってございます。この雨水整備につきましても、耐震性の構造物を使用するよにということ、国の方からも通達も出ておりますことから、いわゆる構造的なものあるいは耐震性も含めてこの新製品を使っているということでご理解を賜りたいと思います。

○議長（立入三千男君） 太田議員。

○8番（太田健一君） じゃ、問題はないという認識で大丈夫ですね。国の方が推奨しているものを使って、もし何かあったら国に文句を言わなければならないということになると思うんですけど、また皆さん、見る機会があれば見てもらえればちょっとびっくりすると思います。

もう1カ所、最初のスタートのところですね。この童子川のところとぶつかるところです。スタートのところも見に行ったら、要はここがスタート地点なんですけど、これはこっちの五之里のこの細い川の方から写真を撮っているんですけど、この角のところがこのように要は杭でばらばらになった擁壁を支えているという状況。ここから童子川の方に向かうこの川もかなり横の擁壁がぼろぼろで積み上げられていたりというような状況になっているんですけど、この点に関してはちょっと心配なんですけど、どのような。

○議長（立入三千男君） 都市建設部長。

○都市建設部長（和田勝行君） 今の友川の最下流、いわゆる童子川の合流点でございますが、この童子川につきましては、今現在、26年度に用地買収をして、27年度から本格的に工事にかかっている予定になってございます。この友川の合流地点までは今の下流断面が必要とされています。そういったことで、今回U型を設置はしているんですけど、その部分にはコンクリートの柵板溝といって、水路がありました。その部分は3メートル50でした。そこがのど首になるということで、暫定的に杭を打った板柵でその部分を広げていると。こういうふうにご理解を賜りたいと思います。

○議長（立入三千男君） 太田議員。

○8番（太田健一君） ということは、童子川の改修がされれば、すべて解決するということだと思うんですけど、童子川の改修は来年度27年度からスタートで、終わるのが28年度ですか。

○議長（立入三千男君） 都市建設部長。

○都市建設部長（和田勝行君） 童子川の改修につきましては、今の友川の改修が27年完了予定ということで、県にも27年度に間に合わせてほしいという要望をしておりましたが、ちょうど農道橋をかけんならんと。ちょうど間に農道がございます。そういった意味で、河川の改修をしていくことによって橋梁が必要になるということでその部分に1年かかるということで、一応完成予定は1年延びて28年の予定でございます。

○議長（立入三千男君） 太田議員。

○8番（太田健一君） そもそもは同時に進めていくということが遅れているということですが、今現状になっているということですが、この状態のままでも、今日も雨が朝から降っていましたが、水量がふえることが今後もあると思うので、この状態ではちょっと心配なところもあるので、県のこともあると思うので、市だけだとできないことがあると思うんですけど、ここの部分はちょっと注意して見てもらっていきたいと思います。計画どおり遅れないように進めていってほしいと思います。

もう1カ所。今見に行かせてもらったときは、このコミセンの総合体育館側の橋は先行して完了していますよね。していました。こっち側のコミセンの県道側の方はまだされていないということで、ここは結構県道ということで交通量も多いんですけど、ここは通行どめはされてするのか、どうされるのか。時期とかも教えてもらえますか。

○議長（立入三千男君） 都市建設部長。

○都市建設部長（和田勝行君） 県道の横断につきましては、今年度う回路を設置してその交差点部分へのボックスカルバートというもので、19.5メートルの敷設を考えております。今も申し上げたように、先にう回路を設置してそれから今の現道、いわゆる県道の木部野洲線を掘削してボックスを入れると。こういう流れになります。

○議長（立入三千男君） 太田議員。

（「全然通告されていない」の声あり）

○8番（太田健一君） ここの、今、友川の事業について関連して聞いているわけです。

○議長（立入三千男君） 続けてください。

○8番（太田健一君） ここの計画そのものは今後ということなんですけど、先ほども言いましたように、この雨水対策事業は喫緊の事業だと思うので、まだ開発許可の問題等いろいろこの先の計画の中で関わってくると思うんですけど、なるべく早く遅れないように進めていってほしいと思います。

次の3点目に移りますが、この夏の間もスコールみたいな感じで瞬間的に激しい雨量もたびたび発生してしまっていて、今言いました友川の河川整備も早期完成が求められますけど、同じく祇王井川へと流れ込む米井川においても水量増加による被害が起きてしまっていて、対策や河川整備を地元の方々も求めておられます。まず、この米井川は一級河川かどうかをお尋ねします。

○議長（立入三千男君） 都市建設部長。

○都市建設部長（和田勝行君） 米井川は一級河川なのかということでございますが、これは一級河川ではなく、農業水路の米井川支線であります。

○議長（立入三千男君） 太田議員。

○8番（太田健一君） 用水ということですね。管理はどこが行っているのか。

○議長（立入三千男君） 都市建設部長。

○都市建設部長（和田勝行君） 管理につきましては、野洲川土地改良区でされております。

○議長（立入三千男君） 太田議員。

○8番（太田健一君） 少し皆さんに、米井川といってもわからないと思うので。米井川はここが新幹線です。こっちがJRです。祇王井川がこう流れていて、ここに境界があるんですけど、アルプラがここにあって、ここに水門があるんですけど、この手前までずっと野洲川から流れてきて最終的に祇王井川に何本か分かれていくんですけど、ここが米井川と言うんですけど、この米井川は、この周辺地域というのは昔は田んぼばかりで集落も余りなかったんですけど、そうした田んぼが減って集落がふえて、最近は水量増加も伴って水路そのものがかなり老朽化が進んでいて、補修しても崩れる箇所がどんどん出てきているということで、これはちょっと通告してからいろいろお話もさせてもらって土地改良区がされているということなんですけど、市が窓口となって、そこに土地改良区の方に伝えてもらうという意味で、この箇所を確認はしてもらったと思うんですけど、このちょうど境界があるところの部分。これまでも何回か補修はされているんですけどかなり弱っていて、ここは生活されているので車が入り出すんですね。車が出るときに道ぎりぎりなので、ぎりぎりまでタイヤが乗ります。そこに圧力がかかってそもそも弱ってきているということがあって、何か所も崩れていて修繕している。そこがまた新たにこの場所、こういう感じで崩れて、これもまた近々崩れるのではないかというような現状もあるので、これをしっかりと改修してもらえるように伝えてもらいたいと思いますが、その対応につ

いてはどうされるかをお答えください。

○議長（立入三千男君） 都市建設部長。

○都市建設部長（和田勝行君） 米井川につきましては、私も現場を確認させていただきました。一部分の箇所が洗掘され、護岸の裏の土砂が吸い出されておりましたけれど、部分的な不具合であるため、全体改修を緊急に実施する必要性はないと考えております。先ほども申しあげましたように、祇王井川支線につきましては、野洲川土地改良区で管理されておりますので、当箇所についての適正な管理をされるよう依頼を申し上げていきたいと、このように思います。

○議長（立入三千男君） 太田議員。

○8番（太田健一君） 市民の人からしたら、窓口はどこが管理しているかわからないで市にまず話されると思うので、しっかり対応して求めていってもらいたいと思います。

約4、5年ほど前に、この米井川から、米井川のここの水門から先は祇王井川になるわけですね。ここの中山道とぶつかるところまでは普通河川として市が管理、この中山道から先が県の管理ということで、ちょっとややこしいんですけど、その部分に関してですが、ここに写真があってこれを見てもらえればわかりやすいと思いますが、これは中山道の駅側から見たところなんです。祇王井川に切り替わったところなんです。そこが崩れる可能性があるということで県が緊急に補修した箇所であります。結果、この擁壁のところブロックをつくって、下には石を入れた鉄の網袋を入れて、要は補強をされたんですが、それを地元の方が、当時の自治会長なりが現場を見て、要はここが狭くなってしまったと。見てわかるように、これは上から見た図ですけど、この分容積が単純に少なくなるので水流も早くなり、あふれると。あふれているということが起きて、地元の方は何てことをするんやと、こんなものすぐ撤去せいということで要望を出して、県は一度そのことで下の網は取っただけですけど、このまま何も触らずに帰った。そのことに対してまた現場に県にも来てもらって市の担当の方にも来てもらって、地元の方に見てもらって、ちょうどあふれていたときに見てもらって、これを取ってくれと。とりあえず取ってくれと。取ったら、県は、これは横の擁壁から水が浸水して弱くなる、崩れる。それはそれでしっかりと擁壁としてつくってくれというような要望をされて、その場で県はわかりました、やりますということを答えられて、ということがあったんですが、それはそれから3年、工事されたのは23年と聞いているんですけど、3年ぐらいたっても何もされていないというような現状なんですけど、こうした、まず現状の認識をちゃんと把握されているのか、どういう対

応をされるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（立入三千男君） 都市建設部長。

○都市建設部長（和田勝行君） ご指摘の箇所につきましては、祇王井川の一級河川の起点部分だと思います。石積護岸の緊急補修箇所の実態については認識はしております。この工事につきましては、議員が言われるように、平成23年度に護岸の洗掘がありまして、隣接家屋に被害が及ばないよう滋賀県により緊急補修工事、いわゆるコンクリート補強の実施をしていただきました。基礎部分のコンクリート補強についての必要性については、地元において一定の理解はされておりますけれども、ご指摘のように、一部分河川断面を冒しております。隣接家屋に被害が及ばないよう、断面を確保するための工事が可能なか、滋賀県に対して検討いただくように要望をしまいたい、このように思います。しかしながら、祇王井川につきましては、大雨時に頻繁に水害が発生する河川であることから、従来から申し上げておりますけれども、抜本的な改修について早期実現を講じてもらえるよう滋賀県に要望をしまいたい。このように思っています。

○議長（立入三千男君） 太田議員。

○8番（太田健一君） 全体的なところで考えないと、なかなか問題としては解決しないと思いますが、こうした具体的な箇所に関してはしっかりと求めていって、できるかできないかは別にしても、まずはしっかりと調査してもらうように求めておきます。

最後になりますが、ここの米井川は、この水門から分岐してアルプラの横を通過して、ちょっと変則な形になりますが、分かれています。こっちに下池田川があります。野洲の市役所の駐車場の裏のところですね。手掘りの川の部分があるんですけど、そっちの方にも水が流れるようになっています。これは新幹線側から撮ったところです。これが下池田川ですね。ここのエリアに関しては、不動産会社がもう既に全面買収して宅地開発を計画して、もう測量も終わっているのか今やっている段階なのか、ちょっと詳細はわからないんですけど、要はここが住宅に今後なっていくということです。ですが、現状はここの部分がよく水があふれているという、あふれ出している、冠水しているという現状があるんですけど、宅地開発、これから開発の許可をとって宅地が開発されるという前の段階だと思うんですけど、それに合わせてというか、それと同時か、その手前から、しっかりとここが何もしないままだと、宅地ができてまた浸水するという被害が確実に起こることが想定されるので、その点に関してはどのように考えておられますか。

○議長（立入三千男君） 都市建設部長。

○都市建設部長（和田勝行君） 市役所裏の宅地開発というものについては少し動きが来ているように、私も感じております。そういった中で、開発面積が1,000平米以上の開発となりますと、都市計画法第29条第1項に基づく開発許可が必要となります。同法の33条に基づき設けられた技術基準に規定する排水施設に関する基準の要件を開発計画に反映させる必要があります。具体的には野洲市における開発に伴う雨水排水計画の運用基準というものがありますので、それに基づきまして開発面積の規模に応じて雨水の検討流域を設定し、開発区域から放流する下流河川についての流量計算を行い、開発区域の雨水を直接放流することができない場合には調整池等の整備、または下流の河川改修を実施していただくよう指導をしてまいりたい、このように考えております。

○議長（立入三千男君） 太田議員。

○8番（太田健一君） しっかりとした水路をつくるなり、調整池をつくるなり。きのうも議員の質問の中で調整池の話が出ていましたけど、調整池の問題というのは今のこの集中豪雨に対する雨量としてつくられていないから機能していない。調整池そのものが問題ではなくてと思うので、こうした水量にこれから50以上という水量、時間雨量というものに対応したような調整池、それでも機能するような調整池も考えてしていただきたいと思います。

それともう一つ大きな問題としては、ここの部分が冠水してしまう1つの要因の中に水門が何カ所か、近いところでも3カ所ほど水門がありますけど、この水門を現在は自治会が管理しておられて市はさわれない。でも緊急でさわったけどすごく自治会から怒られたというようなことも何度も聞いています。ということは、やはりここは用水なので、やはり畑をしている人が右岸水位の関係で利用されている方からすると、やはり田畑の水を確保したい。でもそれを優先すると冠水してしまう。行政としては開けたいというところ辺がなかなかそのところがうまくつながっていないという課題点もよく聞くので、その点に関しても、しっかりと自治会の方ともつながっていくなりして協力してやっていてもらいたいと思います。もう答弁はいいです。要望。

以上、終わります。

○議長（立入三千男君） 暫時休憩いたします。

（午後12時10分 休憩）

（午後 1時10分 再開）

○議長（立入三千男君） それでは休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

次に、通告第12号 第5番、岩井智恵子議員。

岩井議員。

○5番（岩井智恵子君） 第5番、岩井智恵子です。障がい者の雇用、就労支援について質問いたします。

平成18年に施行された障害者自立支援法が改正され、平成25年より障害者総合支援法が施行されています。また、本市では、平成25年3月に国の制度改正等やこれまでの本市の取り組みを踏まえた新たな課題やニーズに対応し、障がい者福祉施策を総合的かつ計画的に推進するため、野洲市障がい者基本計画を策定されたところです。自立した社会生活を送る上で就労、就業はその重大な施策の一つであり、大きな要素であります。それでは質問に移らせていただきます。

さて、障がいのある人の法定雇用率について、平成25年4月1日から民間企業では1.8%から2%に引き上げられたところです。事業主は障害者雇用率制度に基づく雇用義務が課せられています。そこで本市における障がい者の求職状況と雇用状況についてお伺いをいたします。

○議長（立入三千男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（立入孝次君） それでは、岩井議員の障がい者の雇用、就労支援についての1点目でございます。障がい者の求職状況と雇用状況についてお答えをさせていただきます。

まず障がい者を含め雇用対策につきましては、基本的には国の責務としてハローワークが取り扱っておりますので、市におきましては詳細なデータがありませんので、草津職業安定所に確認をさせていただきました。そうしますと、本年8月現在で野洲市における安定所への求職を登録している障がい者の数ですけれども約260名の方が登録されていると、このように聞いております。しかし、本人の申し出等により保留になっている方や、あるいは登録をされたまま亡くなっている方もあるため、このうち基本的に就職可能と思われる登録者の方は、多く見て150人と思われるというここの回答でございました。また、この150人のうち、100人近くは現在就業中であるということでしたが、転職を探している登録者、就業しているんですけども、転職も希望していると。こういう状況であると聞いております。また就業者数につきましては、報告がない場合や障がいを申告せずに求職をされる方もあるため把握が難しいと。職安でもやっぱり難しいという回答でございました。なお、市でも就労支援相談をやっておりますので、商工課、観光課におき

まして、平成25年度に相談を受けました数は20名。20名の障がい者の方から相談を受けまして、延べ162回にわたって相談を受けております。そのうち4人の方が就職に結びついているところがございます。以上、お答えとさせていただきます。

○議長（立入三千男君） 岩井議員。

○5番（岩井智恵子君） ありがとうございます。大変やはり障がいがあるという中で、実際に就職される方というのは厳しい現状だなというのがわかりました。

次に、雇用状況についても、今もありましたように、リストラや非正規社員の不安定な雇用状況など厳しい中におきまして、ましてや障がい者にとっては道しるべ、いわゆる支援がなくては就労にたどり着くことはできません。平成17年3月に湖南地区4市で策定されました湖南地区就労支援計画及び平成24年3月に策定された第2次野洲市就労支援計画に基づく普及や啓発など、課題を含め施策をどのように展開されるのかお伺いいたします。

○議長（立入三千男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（立入孝次君） 湖南就労支援計画及び野洲市の就労支援計画に基づく普及、啓発につきまして、従来より市では、国や県、関係機関、団体などと連携しながら企業、事業所に対しましては基本的に雇用対策については国の責務でございますので、市としては国や県、関係機関団体などと連携しながら、企業訪問時に人権啓発推進協議会の研修時のさまざまな機会をとらえて啓発をしていると。企業、事業所に対してはそういう啓発を行っている。ということでございます。また、相談体制でございますけれども、相談を受ける市関係機関におきましては相談の受けやすい体制づくり、あるいは市民への相談、定着支援等のフォローの充実を図っていききたい、このように思っているところでございます。さらに、ハローワークや湖南就労サポートセンター等関係機関とも連携を図り、情報提供による認識の高揚等を図りたいと、このように考えているところでございます。以上、お答えとさせていただきます。

○議長（立入三千男君） 岩井議員。

○5番（岩井智恵子君） ありがとうございます。また支援体制の充実の中で、障がい等で求職活動を始められない人を対象とする、いわゆる働きたくてもそこにさえつけない対象者ですね。関係各課及び関係機関との連携のもと、自立した社会参加を目指して特別的就労支援をしているという明記がされておりましたが、実例はありますか。もしわかれば、具体的にどのような支援をされているのかをわかる範囲で教えていただきたいと思います。

○議長（立入三千男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（井狩重則君） 岩井議員のただいまのご質問にお答えをいたします。

本市では、障がい者自立支援課、地域生活支援室、発達支援センター及び健康推進課におきまして障がい者の相談事業に取り組んでおります。その中で就労相談があった場合、本人や家族などの希望を踏まえながら、福祉的就労に適しているか、あるいは一般就労に適しているかなどを見極めながら、福祉的就労の場合は直接作業所につないでおります。また一般就労の場合は、基本的には障がい者の就労相談の実施機関でございます働き・暮らし応援センター、りらくにつないでおります。またケースによっては、市の商工観光課の方へもつないでおるのが実情でございます。この他、障がい者自立支援課では、障がい者の就労意欲を高め、自立と社会参加の促進を図るための一助ということで、平成22年度から市役所及び市が管理する施設におきまして障がい者就労体験事業を実施しております。平成25年度の4年間に7の方が就労についておられます。以上、ご答弁とさせていただきます。

○議長（立入三千男君） 岩井議員。

○5番（岩井智恵子君） ありがとうございます。いろんな機関が連携をして、やはりこういう体験事業を交えながら一人前になっていかれる姿が思い浮かぶようでございます。

次に、湖南地区四市及び本市におきましての障がい者の一般就労者数と福祉的就労者数は何人ですか。

○議長（立入三千男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（井狩重則君） 湖南地区4市全体の一般、それと福祉的就労の人数につきましては、データとしてございませんので、お答えはできません。なお、本市の一般就労者数ですが、平成25年度中における市全体の人数は把握しておりませんが、把握可能な中で申し上げますと、一般就労に結びついた人数は市の商工観光課取り扱い、これは先ほど環境経済部長の方から4人ということで報告がございました。それから、やすワーク取り扱い分で1人、それから働き・暮らし応援センター、りらく取り扱い分で13人でございます。また福祉的就労の利用者数につきましては、月々で変動がございまして、平成25年度の最終月で申し上げますと、いわゆる平成26年の3月でございますが、111人でございます。

○議長（立入三千男君） 岩井議員。

○5番（岩井智恵子君） ありがとうございます。なかなかデータの出しにくい中、恐

れ入ります。

次に、ところで本市には障がい者のための福祉作業所が5カ所あると認識しておりますが、いずれも就労継続支援B、いわゆるこのBとは福祉がメインで、雇用契約なしのケースですが、今後Aにつなげる、雇用契約を結ぶことができる就労継続支援Aへのお考えと、福祉作業所の増設等の計画についてお伺いたします。

○議長（立入三千男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（井狩重則君） 就労継続支援A型、この作業所につきましては、今、議員ご指摘の現状でございます。当然のことながら必要性を感じているところでございます。なお、先の第3回市議会定例会で市有地の無償貸し付けの議案を可決いただきました。この関係で、市内のNPO法人、陽だまりが北桜地先のびわこ学園の隣接地に今、定員10人の作業所を整備しております。来年度4月には開設をする予定でございます。また、福祉作業所の増設計画でございますが、これにつきましては、障がい者福祉計画、ここでサービス料の見込み量を立てる、こういうことになっております。本年度、策定を進めております第4期の計画におきまして見込み量を立てることになっておりますので、増設が必要かどうかの判断をこの計画の中で判断していきたいと、このように考えております。

○議長（立入三千男君） 岩井議員。

○5番（岩井智恵子君） ありがとうございます。この陽だまりについては今10名と言われましたけれども、やはり就労継続支援Bという形になるのでしょうか。

○議長（立入三千男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（井狩重則君） 現在は就労継続支援B型ですが、先ほどご答弁申し上げましたように、今、北桜で整備を進めていただいておりますのはA型ということでございます。

○議長（立入三千男君） 岩井議員。

○5番（岩井智恵子君） ありがとうございます。今後の就労支援の充実には企業就労を支援するために、設置された働き・暮らし応援センター、先ほどりらくと言われましたが、りらくあるいはハローワークなど関係機関との連携の強化はむろん、職場開拓、雇用支援、生活支援、就労サポート、定着支援など、絶対欠くことはできません。しかし、今、先ほどもお答えいただいておりますように、本市の場合はそうしたサポートがハローワークとかに移行した場合、その後以後ですね。その後の成り行きというんですか、どういうふう障がい者の方が就労につかれているか、やめられているか、そういうあたりの情

報というのは把握されていないように思いますけれども、そういう形はもうこれからも継続というのか、プライバシー保護の観点あるいは人員が不足しているという職員の人員不足という観点から、やはりこれはせめて野洲市の障がい者の方は今までずっと見守り続けて、そして最後就労になったら、後はやめられているのか、働いてはるのか、さっぱりわからんではちょっと心もとない。やっぱり最後まで野洲市の障がい者の方を見守り続けていただきたいなと思うんですけれども、そのあたりの認識はいかがでしょうか。

○議長（立入三千男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（立入孝次君） 定着支援に対してご質問いただきましたけども、定着支援につきましては、従来より就労支援相談員を商工観光課に設置しておりますけれども、そうした中で商工観光課が関わってきた方につきましては、ある程度の期間、定着支援等のフォローを行っているところでございます。またご質問にもありましたように、障がい者の就業、生活支援を行っている湖南地域働き・暮らし応援センター、りらくでございしますが、りらくでも職場定着に向けた支援を行っており、こうしたところと連携した取り組みを行っているところでございます。そうした中で、議員ご提案の趣旨を踏まえまして、関係機関と協力と連携により、限界はあるもののでできるだけアフターフォローの充実を図ってまいりたいと、このように考えているところでございます。以上、お答えとさせていただきます。

○議長（立入三千男君） 岩井議員。

○5番（岩井智恵子君） ありがとうございます。そのお言葉を聞いて、本当にありがたいと思っております。どうか自分ではどうにもできない障がい者の方のために精いっぱいしていただきたいと思っております。

では、最後に参考までに私の心に残った岡山県総社市のところを訪れましたので、少しお話をしてみて、最後にさせていただきたいと思っております。

それは過日、常任委員会の研修で訪れた岡山県総社市の障がい者専任雇用の取り組みです。ちなみに、総社市の人口は本市より1万7,000人ほど多い約6万7,800人です。平成23年から27年の5年間で障がい者の就労者数1,000人を目指しておられまして、現在一般就労者数は444人、福祉的就労者数は329人、合計773人とのことでした。これはもうやめておられる方も含んでいるんですかとお聞きしましたところ、全部就労しているという実績だそうでございます。そのポイントとして、雇用施策を国に任せ切りではなく市を挙げて障がい者雇用に取り組むため、市、事業主の責務と

市民の役割を明記している、2、担当課のみが施行を行う縦割りの取り組みではなく他の課が行う事業を有効に取り入れた、いわば市、行政全体の事業であるということでした、そして3番目なんですが、市内に障がい者就労あるいは生活支援センターがないために、障がい者の就労に係る全面的な支援を行うためということで障がい者専任雇用センターを設置しているということでした。平成24年4月に設置がなされております。この総社市の専任雇用センターの関係者の方が皆一同に言われますのは、野洲市の職員の方にアドバイスをいただいて大変お世話になったと、野洲市の皆さんにくれぐれもよろしくお伝えくださいということで感謝をしておられたのを言い添えておきます。

いずれにいたしましても、障がい者雇用、就労の支援というのは口では何とでも言えるわけですが、奥深く、あらゆる面で大変な事業であるということを感じております。障がいがある人もない人も共存し、地域で守っていきながら一人ひとりが生きがいを持って元気に暮らしていけるまちづくりを願い、終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（立入三千男君） 次に、通告第13号、第7番、東郷正明議員。

東郷議員。

○7番（東郷正明君） 第7番、東郷正明です。よろしく申し上げます。それでは今日は4つの問題について質問します。

まず最初に、1点目に、小中学校に専任司書を配置することについて質問いたします。学校司書は子どもたちの読書や調べることへの支援、教員の豊かな授業づくりに資する専門的な職務を担っています。学校司書の配置により全国的には学校図書館が機能するようになりつつあります。しかし、文部科学省調査によっても常勤職員の人員は少なく、十分な到達となっていないのが現実であります。学校図書館にもっばら専任の専門職員を配置することが求められます。そんな中、学校図書館法の一部を改正する法律案が2014年6月20日に第86回通常国会において全会一致で可決されました。その内容は、学校には司書教諭の他、専任の学校図書館の職務に従事する職員、学校司書を置くよう努めなければならないとあります。そこでお尋ねします。本市においては学校図書館での現在の人員配置の現状はどのようになっているのか、現在配置されていないのなら専任の学校司書を置くべきと考えますが、答弁を求めます。

○議長（立入三千男君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） それでは、東郷議員の小中学校の専任司書配置についての1点

目の質問でございますが、専任の学校司書を置くべきと考えるけれどもということで、その質問にお答えをさせていただきます。野洲市内の学校図書館には、司書教諭は配置しておりますけれども、専任の学校司書は現在配置しておりません。また、専任の学校司書を置くことについてですけれども、今般の学校図書館法の改正にもありましたことから、配置できれば子どもたちの読書環境が大きく改善されると、そのように考えております。しかし、学校司書は基本的に県により配置されるべきものと考えておまして、県に対して対応を求めているところでございます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（立入三千男君） 東郷議員。

○7番（東郷正明君） 今、現在配置していないので県に求めていくということですが、今、司書教諭は置かれていますよね。そこへやっぱり現場では担任の先生が司書教諭を兼任されていて本当に実情見られていないのが現実だと思うんです。多忙で負担が本当に大きいのしかかっている中で、やっぱり6月20日に国会で可決された内容を実行すべきだと思います。県の教育課に聞いたところ、専任の学校司書を6時間は設置するように、そういう指標で出ていると言っておられました。再度答弁を求めます。

○議長（立入三千男君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 司書教諭が1人で学校図書館を運営しているわけではなくて、学校全体の教職員が一緒になって図書館の運営にあたっているところでございます。確かに、議員おっしゃるように、司書教諭の仕事が大変多忙であるということも十分わかってはおりますけれども、今申し上げましたように全教職員が一緒になって取り組んでいる。また地域の学校のボランティアの方にも一緒に入っていたり、あるいは図書委員会の子どもたちと一緒に取り組んでいるところですので、そんな形で学校図書館の機能の充実を図っているということでございます。以上です。

○議長（立入三千男君） 東郷議員。

○7番（東郷正明君） 今、学校の先生、他の学校の先生とも一緒になってやっているということですが、国では平成24年度から、1つ目に学校図書館の機能向上のための蔵書の整備による標準化、2つ目に学校図書館への新聞配備、3つ目に学校図書館への図書司書配置などの学校図書の拡充のためにこの費用が地方交付税に導入されているということです。この措置により、学校図書を配置された自治体が今ふえてきています。県として今後財政支援などは考えていないということでした。専任の学校司書の配置、役割の必要性を教育委員会が認識するのであれば、必要財源が地方交付税に導入されていること

からも平成24年度から実施すべきと考えます。再度答弁をお願いします。

○議長（立入三千男君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 生きる力を育むという理念のもとで学校図書館の機能の向上の必要性が言われ、蔵書の整備、新聞の配備、そして学校司書の配置につきましては、地方財政措置つまり地方交付税交付金の算出に際しての材料として、今議員がご指摘のように、平成24年度から算入がされております。しかし、これはあくまで交付税を算出する際の基準であり、各市町では交付税は算出された基準に縛られず、一般財源としてその市町にとって必要となる事業経費のために自由に予算計上ができるものとなっております。厳しい財政状況にあり、限られた財源を有効に予算化しなければならない中、野洲市におきましては、教育関連の経常経費はもちろんですけれども、とりわけ特別支援教育関連経費などより優先度の高い項目の予算化がまずは必要かと思っております。また、学校司書の配置につきましては、先ほども述べましたけれども、そもそも県こそがより一層の努力をしていただく必要があるのではとも考えております。以上のことから、専任の学校司書の配置につきましてその重要性は認識しておりますけれども、野洲市では年度云々ではなく、現段階では実施することは考えておりません。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（立入三千男君） 東郷議員。

○7番（東郷正明君） 今、県にも人の配置とか求めていくということでありましたが、県の教育課では、それは県の仕事ではないというふうなことを聞きました。それと学校司書を置くことになればやっぱり財源も要りますし、それならば今小学校6校、中学校3校で9校ですが、これまでの答弁ではやっぱり県の対応待ちで市独自ではやれないということですが、専任の学校司書を1人配置すればどれぐらいの予算が必要なのか、答弁を求めます。

○議長（立入三千男君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） どういう形で配置をするのかといったことによりましても、予算のことはわかりませんので、ちょっと答えることはできません。

○議長（立入三千男君） 東郷議員。

○7番（東郷正明君） それはやっぱりちょっとおかしいと思いますけども、やっぱり専任司書の配置の財源がここには特定はされていないですけども地方交付税に算入されているのであれば、仮にすべての学校に単年度で配置できなくても、いろんな形で年次計画を持つなりしてこれから配置の努力をすべきと考えますが、再度答弁を求めます。

○議長（立入三千男君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 先ほども申しあげましたけれども、学校現場のニーズとかいろんなことを考えますと、特別支援教育の充実がまずは先だろうと。その後、充実した後は、今おっしゃっているような図書館の学校司書等もこれは検討の材料にはなるかと思えますけれども、現段階におきましてはまずは特別支援教育の充実を図ってまいりたいというのが教育委員会の考えでございます。

○議長（立入三千男君） 東郷議員。

○7番（東郷正明君） 学校充実、図書の実を図っていただいて、国会で可決されたんですから、やっぱり今できなくても将来それができるような方向性を見せていただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

それでは、この質問はここで終わりますして、2つ目の国民健康保険税の引き下げについて質問いたします。今年4月からの消費税増税や物価上昇などで、市民の暮らしはますます大変です。非正規雇用の増加等で、格差と貧困も広がりを見せています。市民からは高い国保保険税を引き下げてほしいという声を多く聞きます。国保の被保険者は無職、高齢者が圧倒的に多いのが特徴で、年金暮らしの中で本市の国保保険税は県下でも高い位置にあります。平成25年度末で基金と繰越金を合わせると3億6,000万円ほどのストックを確保されていることとなります。さらにこれが28年度末の見通しでは1億7,462万2,000円とされています。これまで財政調整基金と実質的な繰越金等を合計したストックの適正規模は2億円が適正とされてきました。この中で平成29年度から国民健康保険の財政運営は都道府県の単位に移管され、市町の基金や余剰金等は全県で集約されます。この件では市としてこの場合現在の保有基金はどこまで縮小させることができるか検討したいとしています。つまり3年後の移管までに、場合によっては可能なら国保税の引き下げを行うということです。しかし、それはそれで現実的な選択、判断かもしれませんが、事の本質的な問題はそもそも高い国保税で基金がたまっているのだから、引き下げて市民に還元するのが当然だと思います。平成27年度から国保保険税の1世帯1万円の引き下げは可能だと考えますが、見解を求めます。

○議長（立入三千男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（井狩重則君） それでは東郷議員の国民健康保険税の引き下げについてのご質問にお答えをいたします。まず、ご発言の中にあります国保の財政調整基金が全県での集約につきましては今のところ一切検討がされていないと、こういった認識をしてお

りまして、まだ何も見通せない状況でございます。ただ、都道府県化により、少なくとも市がそれぞれの基金を有して運営上の不安定要素に備える必要性はなくなるため、都道府県化後においては基金の保有目的自体が消滅しまして、現行のような基金の規模を持つ理由がなくなることは間違いないであろうとこのように考えております。こうした考え方に基づいて、早期に基金の原資負担者である被保険者に還元する方策をとることが短期保険である医療保険の運営のあり方として適当ではないかと考えております。それから、1世帯1万円、こういった額になるかどうかはわかりませんが、現在その引き下げの可能性につきまして検討を始めているところでございます。なお、このことにつきましては、去る8月7日の国保の運営協議会において、平成27年度国民健康保険税率の改定の検討についてということで報告を行っておりますし、また8月21日の全員協議会におきましても、国保運営協議会の会議結果といたしまして同趣旨の報告をさせていただいたところでございます。なお、医療費の伸びでありますとか検討がされております都道府県化の制度設計などまだまだ不確定な要素がございますので、場合によってはその引き下げの検討を中止したり、あるいは基金の縮小規模いわゆる引き下げ幅でございますが、こういったことが変動することも考えられます。以上でございます。

○議長（立入三千男君） 東郷議員。

○7番（東郷正明君） 国保税の一本化の中身が余り明らかにされていないということでもありますけれども、仮に県に、今予想されるのは2年半であります。それであれば、1世帯1万円引き下げるとすればどれぐらいの予算になるのかお尋ねいたします。

○議長（立入三千男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（井狩重則君） 国保加入世帯が今約6,400世帯です。ですから、当然約6,400万円の財源、予算が必要ということになります。

○議長（立入三千男君） 東郷議員。

○7番（東郷正明君） 今、6,400万円という答弁でした。6,400万円なら、やっぱり29年度から県に移管するのであれば1世帯1万円の引き下げは可能と思いますが、再度答弁を求めます。

○議長（立入三千男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（井狩重則君） 先ほどの質問の前段でおっしゃっていただきました28年度末の基金と決算剰余金の額でございますが、1億7,000万とこういう数字をおっしゃっていただいたわけでございます。これはあくまで現行の税率を維持しまして、しか

も医療費の推移が通常ベースの水準、これ大体3%から4%、対前年比でございますけれども、この上昇であった場合の推計、試算でございます、26年度から最終の28年度までの間に急激な上昇があった場合は当然この額は目減りするということになります。現在、平成26年度の3月から5月の医療費の状況をデータでとっておるわけでございますが、現に、今先ほど3から4が通常でございますが、6.8%上昇しております大変懸念をいたしておるところでございます。そうしたことから医療費の推移、これをしっかりと見極めまして、あわせて都道府県化の制度設計などを注視しながら当然先を見通して緻密な検討をする必要があると、このように考えてございます。

○議長（立入三千男君） 東郷議員。

○7番（東郷正明君） 医療費の上昇など、いろんなさまざまな要素が考えられる、そういうこともありますけれども、やっぱり運営自体が県の方に移管されますので、国保税引き下げの方もやっぱり早く検討していただきたいと思います。

次の質問に入ります。

○議長（立入三千男君） ただいま健康福祉部長より反問の申し出がありますので、それを許可します。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（井狩重則君） 反問をさせていただきます。今の国の方で検討されております国保の都道府県化、これに関して東郷議員はどのような見解を持っておられるのかお聞きいたしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（立入三千男君） ただいま健康福祉部長より質問がございました。東郷議員の答弁を求めます。

○7番（東郷正明君） 私の見解であります、やっぱり県に移管されますから、いろんな状況を勘案しても基金を残すリスクもなくなりますし、引き下げは、私は可能だと思っています。

○議長（立入三千男君） 暫時休憩します。

（午後1時53分 休憩）

（午後1時53分 再開）

○議長（立入三千男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

東郷議員。

○7番（東郷正明君） 今、都道府県下に運営が移行されたとしても、その健康保険税、

そういう問題点とかいろいろありますけど、それらは解決することはありませんので、県が、都道府県でしたとしても問題解決することはありませんと思います。

○議長（立入三千男君） 暫時休憩します。

（午後 1 時 5 4 分 休憩）

（午後 1 時 5 5 分 再開）

○議長（立入三千男君） それでは休憩前に引き続き、会議を開きます。

東郷議員。

○7番（東郷正明君） さっき6,400件で6,400万だと言われました。1世帯1万円の引き下げは可能だと思います。再々度答弁をお願いします。

○議長（立入三千男君） 暫時休憩します。

（午後 1 時 5 5 分 休憩）

（午後 1 時 5 6 分 再開）

○議長（立入三千男君） それでは休憩前に引き続き、会議を開きます。

東郷議員。

○7番（東郷正明君） 済みません。私は都道府県化よりも、各市町で、個々の問題点がなくなるわけではないので、市町でやっていた方がよいと思っています。

○議長（立入三千男君） 東郷議員、質問を続けてください。

東郷議員。

○7番（東郷正明君） 6,400件で6,400万、1世帯の引き下げは可能と思いますが、再度答弁を求めます。

○議長（立入三千男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（井狩重則君） 先ほどもご答弁させていただきましたように、もう現在平成27年度から引き下げができるかどうか検討に入っております。それと、下げ幅につきましては、先ほど言いましたように医療費がよく水ものと言われますように、先ほどおっしゃっていただいた1億7,000万については通常ベースの水準の推移でございますので、これが現在今年の3月から5月分の診療分でいきますと6.8%に上昇しておりますので当然1億7,000万は目減りするということで、聞いておりますと5月の診療分は対前年度同月比で12.数%上昇しているということも聞いていますので、かなり油断ができないなというようなことでございます。安易には考えてございませんので、一概に1世帯1万というご返事はさせていただきませんのでよろしくをお願いします。

○議長（立入三千男君） 東郷議員。

○7番（東郷正明君） 1世帯1万とは言いませんけど、今後の状況を勘案しながらぜひ引き下げを検討していただきたいと思います。

それでは次の質問に入ります。米価の暴落と対策について、3点目の質問をいたします。安倍内閣の農政改革で、5年後の米生産調整減反政策廃止や農家に減反することを条件に支払ってきた10アール当たり1万5,000円の米の直接支払交付金は14年度産から4,500円に削減され、18年度からは廃止、これまでの米価下落を補填する交付金も14年度産から廃止するなど、安倍内閣が言う農業、農村の所得倍増は現実では逆となっています。これらの農政改革がTPP参加による関税撤廃や農産物の自由化を見越した処置であることは明らかです。農業を守ると共に今こそ食の安全が求められます。

そこで、平成24年度産の米価暴落について質問します。ご承知のように、このほどおうみ富士農協が明らかにしました平成26年度産の米の概算金単価はコシヒカリの1等では9,200円となっています。これは昨年1万2,300円から実に3,100円も下落しています。その他、キヌヒカリ、秋の詩、日本晴も同様に一律3,100円安くなっています。これでは農家の経営は成り立ちません。概算金が3,100円の引き下げ、暴落に対して、野洲市でも農家からとてもじゃないがこんなに下がれば大赤字だ、百姓を続ける気がしないと、不安と怒りが出ています。そもそも稲作農家が他産業並みの労賃を得て米づくりをするには、農水省の調査でも米60キロ当たりの生産費は1万6,356円が必要と言われていています。ところが今回概算金が1万円を割り込んだ中で、仮に戸別所得補償や最終2年目の清算金で多少引き上げられたとしても、このままでは再生産に必要な1万6,000円に及びません。今回の暴落に対して政府の対応もずさんです。暴落の原因となっている民間が持つ過剰在庫米を国が買い上げ、米の需要と米価安定に責任を持つべきであります。このままでは農家経営、さらに本市農業にとっても重大な影響となります。環境経済部長の見解をお聞きします。

○議長（立入三千男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（立入孝次君） それでは東郷議員の米価の暴落と対策についての1点目、平成26年産の米価暴落についてお答えを申し上げます。平成26年産の概算金単価につきましては、議員ご指摘のように、昨年度と比較して大幅に下落する旨JAおうみ富士より聞き及んでおります。この背景には米の消費が減少し、2年連続の豊作基調から民間の在庫米が増加したため全国的に米価の低下傾向が続いている状況など、米の販売促進度を

早めるためにも概算金が引き下がっているとこのように聞いているところでございます。しかしながら、現在の制度下では議員ご提案のような政府は民間の過剰在庫米を買い上げまして価格に影響を及ぼすような需給調整は行わないと、このようにしていることから、今回のような大幅な下落は農家の経営にとって深刻な問題だと、それは私も認識をしておるところでございます。ただ、制度上、こうした状況について課題認識は持っているものの、市でそのことが対応できるのかということについてはこれは対応できません。したがって、市としては国の農業施策の動向を見ながら見守りながら農地の集約、集積化を図ると共に、地道ではございますが、JAおうみ富士と連携しながら米の需給拡大や販路拡大に向けた取り組みを進めていきたいと、このように考えているところでございます。以上、お答えとさせていただきます。

○議長（立入三千男君） 東郷議員。

○7番（東郷正明君） 環境経済部長も大変な米の下落で危機意識を持っているということであります。

次に、今回の暴落は農業者の意欲と本市農業の破綻になりかねません。この件では平成22年度に作成されました野洲市農業基盤の促進に関する基本的な構想では、農業が職業として魅力とやりがいのあるものになるよう、農業者が地域における他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間所得を農業者1人当たり500万円程度の水準の実現を目指すとされています。もちろん、農政そのものは国の施策により大きな影響を受ける産業であることは承知をしておりますが、野洲市自身が農業者が魅力ある継続的な農業のために1人当たり500万円の所得を目指す目標を掲げておられるのですから、その実現の努力が必要です。そこでお聞きしますが、本市の構想では所得500万円が目標ですが、米の場合、60キロ当たりの米価を幾らにした計画なのかをお聞きします。

○議長（立入三千男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（立入孝次君） 市の計画では、滋賀県が公表しております農業経営基盤の強化に関する基本的な構想におきまして、個別経営体で経営規模面積27ヘクタールの土地利用型の経営の試算の中で、これも年間農業所得500万円の目標をされております。このうち、米価につきましてはキログラム当たり200円、60キログラム当たりにしみますと1万2,000円で試算をされているところでございます。市におきましても基本的には県が示しておりますこの経営試算を県下統一の取り組みといたしまして設定をしていると、このような状況でございます。

○議長（立入三千男君） 東郷議員。

○7番（東郷正明君） 昨年は概算金1万2,000円で、戸別所得補償が1俵当たり1,875円、最終清算金は2,000円で、これを足すと1俵当たり1万5,875円で、農水省が示した1俵当たりの清算費は1万6,305円で、おおむね近い額となっていました。しかし、市の構想目標が1俵1万2,000円であるならば、今年度は概算金が3,100円も下がり9,200円。これに戸別所得補償金が収入減少影響緩和対策、ナラシ対策の特別措置もされ、プラスはされますが、それでも所得は下がって、これでは1人当たり500万円の所得目標に届かないと思います。構想の破綻ではないかと思いますが、見解を求めます。

○議長（立入三千男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（立入孝次君） まず、今回キロ当たり60キロで1万2,000円と1万6,000円のこの差のご指摘だと思うんですけども、だから基本的に今回は概算金でJAさんが引き取られるということですので、2年後にどういう清算金があるのかどうかわかりませんが、ただ現時点で議員がご指摘のようなこの差については、冒頭申し上げましたように、大変深刻な問題であるということは認識をしているところでございます。以上、お答えとさせていただきます。

○議長（立入三千男君） 東郷議員。

○7番（東郷正明君） 国の政策で農政は本当に先行きが見えない状況になっていると思うんです。農業政策の一層の推進を図れるようお願いして、次に市長にお聞きします。

米価暴落は農業経営者の破綻であり、本市、野洲市農業基盤の促進に関する基本的な構想そのものも破綻します。市長としてどのような認識と見解なのかをお聞きします。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 東郷議員の米価の下落に関する考え方についてのご質問にお答えいたします。珍しく東郷議員と思いが全く一致しております。もう先ほども部長へのお問い合わせで何回も部長が答えていますように、異常な事態だと思っています。深刻を通り越しているのではないかなど。深刻という言葉以上だと私は思っています。これまでも米価は下落をしていましたし、一方では資材が上がっている。そしてさまざまな社会的な状況が変わってきていますね、需要が落ちているとか。そういった中で今回3,000円余りが下がると。これは本当に何か信じられない値段の下落だというふうに思っています。

従前からいろんな揺らぎがありまして、今ご指摘のあった戸別所得補償、私は賛成し

つつ懸念をしていたんですけども、握りで1万5,000円を出すなんてこれは乱暴な議論でして、3年前に前の政権がそういうことをやったときに、議論はお米をつくっている人がお米を食べられないのはけしからんという議論でなっているんですけども、そんな暴論で1万5,000円つけたわけですね。それは無理ですよと、続きませんよと言っていたんですが、結局破綻して今7,500円になっています。一方で、そのときにやられたことが基盤整備あるいは基盤への維持改善に充てる財源が3分の1減らされたのと違って、3分の1になったわけです。これは余り国民は関心を持っておられなかったんですけども、3分の1に減らされて、今ようやく政権が変わって戻っていますけども、先ほどの太田議員の質問にもあったように、市民が一般的に受益を受けている水路なんかも農業改良施設なんです。用水を排水に使っている。だけれどもそれを管理しているのは土地改良なんですね。そういうところへの補助金が本当にもう信じられないぐらいです。私は随分怒っていたんですけど、3分の1に減らされた。そのつけが回っているわけですよ。今、総額ではふえていますけども、3年間、その分更新とか維持管理の経費が3分の1に落とされていたわけですね。そこに来てこの米価が3,000円余り落ちるとするのは、これはもう限界を超えています。

従来から、私もTPP以前にこのまま行っておいたら日本の農業は大変な状態になりますよと。米価も下がり、資材の高騰、後継者がおられない。後継者がおられないというのは、本当は魅力ある産業であるのにそれが魅力がないというような打ち出しになっているからですね。今、これが何が続いているかといったら、建設業が今それに続いています。本当に深刻な状態。それとか、基本的な業務ですね、自動車の修理とかもう今そういうところまで日本の若い世代の参画が衰えていってしまして、私もこの間あるところで農業が今その一番悪い方の先端を走らされていると言ったんですけども、そういった状況の中で、野洲市でもこれまではある程度の下落だったら、先ほど答えていますように、一定の所得を得ていただくためには集約化であったりとか複合化であったりとかさまざまな支援でということをやってきましたけれど、今回のこの下落というのはそれを越えています、諦めたらだめなので、市でやれることの限界はありますが、市の農業は絶対守っていくという方向でやりたいと思っています。それと、やはりマクロで物を見んとだめなので、もっとやっぱり大きな財源をつぎ込んで農家の方が動揺されないようなことをしないと、地方創生とか言っていた米価がたちまち概算であっても、概算で3,000円落ちたら、精算の場合で3,000円取り返せるはずがないんでね、これは。そもそももう一つおかし

いのは、まだ2年先にならないと最終的に幾らでお米が売れるかわからんような仕組みをいつまでもやっておくこと自体がおかしいんですが、それについての問題意識もないという。これはもっともっとやっぱりまちでも一緒にもうちょっと議論して行って、諦めるんじゃないしに、農業をどういうふうにしちっと地域で守っていくか、それが日本全体の農業を守る手だてになるというふうに思っています。見解ということですので、少しつけ加えて述べさせていただきます。

○議長（立入三千男君） 東郷議員。

○7番（東郷正明君） これで農業、農政がもう待てないということで、今、市長より農業を守っていくため頑張るということで、その方向でよろしく願いいたします。

次に、4つ目の質問に入らせていただきます。

農業委員会の解体につながる規制改革会議第2次答申について質問いたします。去る6月13日、内閣総理から諮問を受け審議してきた規制改革会議が取りまとめた規制改革会議第2次答申について質問いたします。本日は答弁者として農業委員会の南井会長にお越しいただきありがとうございます。日ごろは本市農業の振興にご尽力いただいておりますことにお礼を申し上げます。農業委員会の将来に大きな影響を受ける規制改革会議の答申につきまして農業委員会の見解をお伺いしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

ご承知のように、6月13日、総理大臣に提出されましたこの規制改革会議の第2次答申は、同じく6月24日、政府の規制改革実施計画及び農林水産業・地域の活力創造プランに取り入れられ、来年の通常国会に関連法案が提出されようとしています。今日、TPPをはじめ農業を取り巻く環境が大変な中、地域農業、本市農業の方向と振興に重要な役割を果たしている中、答申は農業委員会、農協、生産法人の解体や権限否定につながる内容となっています。南井会長もご承知のように、農業委員の公選制を廃止し市町村長による委員選任、さらに委員は半数程度にする、これまで農業委員会が行っていた農地利用の協議について、別途の委員を設置し農業委員から外す。また重要な問題として、農業委員会がその時々農家の要望を自治体や国に行う建議制度の廃止となっています。以上、答申のすべてではありませんが、規制改革会議第2次答申の内容ですが、行政から独立している農業委員会の解体そのものでありまして、農家の代表である農業委員の否定であり、とどのつまり、国の農政言いなりの農政を行うためのものに他なりません。

そこで南井会長にお聞きします。この農業委員会制度の解体と否定につながる第2次答

申に対して、去る6月25日、県下13市の農業委員会が加入する滋賀県農業委員会連絡協議会が第2次答申について、安倍晋三内閣総理に対して意見書を提出されたと聞き及んでいます。意見書では、地元農業者の代表という強い責任感と使命感に基づき、地域農業の発展と農地の有効活用のため地道な活動を続けております。私ども農業委員会の取り組みを否定するものであり、決して容認できるものではありませんと強く批判をされています。私自身、全くそのとおりだと思います。この13市の農業委員会が出された意見書は本市農業委員会も参加されています。野洲市農業委員会として改めて自公政権が進めようとしている農業委員会解体の第2次答申についてどのような見解なのかをお聞きします。

○議長（立入三千男君） 農業委員会会長。

○農業委員会会長（南井耕治君） それでは東郷議員よりの問い合わせによります規制改革会議第2次答申の見解について申し上げます。先ほど議員が申されましたように、平成26年6月25日に滋賀県都市農業委員会連絡協議会より内閣総理大臣あてに意見書を提出しております。その中に書かれていましたように、時代の要請により、ある一部については改革は必要ではないかと認識しております。しかしながら、農地、農業を守るための地域農業者との信頼関係をもとにした農業委員会の活動が理解されているのか心配しているところです。以上です。

○議長（立入三千男君） 東郷議員。

○7番（東郷正明君） 次に規制改革第2次答申案に関わって、滋賀県農業会議が県下19市町の農業委員会に対して、先ほど言いました農業委員会の公選制の廃止、建議制度の廃止を容認する立場で各市町農業委員会がその場合どのように対応するのかを回答するよう求めていることが明らかになりました。本市の農業委員会会議は農業団体と共に農業委員会制度を守るべき立場の団体であります。そこで、滋賀県農業会議は、県下の農業委員会に去る8月22日までに回答するよう求めていたとのことですが、本市農業委員会はどのような回答をされたのか、お尋ねします。

○議長（立入三千男君） 農業委員会会長。

○農業委員会会長（南井耕治君） 滋賀県農業会議への回答内容についてお答えいたします。今回の案件につきましては、議員ご指摘の農業委員会公選制の廃止あるいは建議制度の廃止を容認したのではなく、あくまでも農業委員会等に関する法律の改正に向けた組織検討として行われたものであることを前提にお答え申し上げます。

まず、農業委員の選任にあたって、地域農業者の信任を得た代表制を担保する公選制と

同様の仕組みを構築することが必要だが、具体的な仕組みとしてどのような仕組みが適当だと考えているかという問いに対しては、地域の認定農業者から公募すると答えております。また、意見の公表につきましては、農業委員会等に関する法律による農業者の一般的利益を代表する制度的規定であるから法的根拠がなくとも行うとして公営業務から削除することとしているが、今後のあり方についてどう考えるかという問いに対しては、法的根拠がなくなっても、農業者の代表として首長に意見を言うべきであると答えております。

○議長（立入三千男君） 東郷議員。

○7番（東郷正明君） 農業委員制度を確保するという出されました。そしてまた、法的な立場でも建議制度を守れる方向で答弁されていますので、これからも農業の代表として農業を守るための運動を続けて行われるようよろしくお願いいたします。

次に、この問題で第2次答申について市長にもお聞きをいたします。このように第2次答申は農業委員会制度を否定し、ひいては農業委員会を国の農政に物を言わせない下請け機関にさせるものであります。農業委員会もさることながら、本市農業の振興に責任を持つ市長としてどのような見解なのかをお聞きします。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 東郷議員の規制改革会議の第2次答申にかかる農業委員会の方針についてのご質問についてお答えをいたします。

まずは農業委員会、先ほども会長からお話ありましたように、農地の許認可業務や、農地の利用集約化、農業経営の新規参入の促進、耕作放棄地の発生防止、解消あるいは農業委員会だより等による農業情報の提供、こういったことで農業振興のために、そして農業振興のための市政への建議、こういったことによりまして、農業委員の皆さんには農業者の代表として強い責任感と使命感に基づき地域農業の振興と農地の有効利用のために活動していただいていることについては高く評価をして感謝をいたしております。

今回の規制改革会議の答申、私は全部是とはしていませんけども、一方では現在の農業委員会のあり方についてはさまざまな問題があるというふうに従来から考えております。まずこの農業委員会の制度ですけども、ご承知のように、農業委員会等に関する法律で定められております。これの第1条に農業委員会の目的が書いています。簡単に言いますと、農業生産力の発展及び農業経営の合理化を図り、農民の地位の向上に寄与するためというふうになっています。広いんですけども、これをご質問されているから既にご承知だと思うんですけども、農業委員会の所掌事務が定められています。第6条です。この中には幾

つか定められているんですけど、大きく言えば農地法に係る業務ですね。先ほど申し上げたように、農地の取引とかあるいは農地の転用ですとか、いわゆる農地法に係る業務。そしてもう一つが土地改良法に係る業務です。第3項で前各号の他法令によりその権限に属させた事項と書いて、幾つか書いてあるんですけど、基本的には農地のことと土地改良法に係ることです。これ、ちょっと後で触れますけども、戦前のいわゆる農地委員会とそして土地改良にかかる委員会を合体させているがためにこういう制度になっているわけです。結構当初から矛盾を抱えた組織です。もう一回要約しますと、農業振興とは言いながら実質は農地なり基盤整備に係ることであって、農業のいわゆるソフトウェア部分については、先ほど申し上げた建議はいただいていますけども、権限として持っていない機関です。減反政策にも関与しない。米価政策にも関与しない。担い手政策にも関与しません。結構さっきの言葉で言えば、深刻な制度であるというふうに思っています。これは公選制なんですけども、この選挙の資格がどういう方にあるかといいますと、10アール以上の農地につき耕作の業務を営んでいる方ですね。10アールです。そしてプラス同居の親族またはその配偶者であって、年間一定日数、これ60日だったと思うんですけども、従事している方ということなんですけども、10アールで丸々60日、これは本人じゃなくて同居の人あるいは親族で60日の方。これ今一応選挙名簿を見ていただいたら上がっていますけども、この制度は本当にどうなのかという問題があります。

もう一つは、選挙制度ですけども、全国的に見てもそうですけども、野洲市においてもこれまで1回も選挙はなされていません。せつかくあることが、行使がされていない。こういったさまざまな制度的な問題点があるというふうに私は思っています。

それと、これはやっぱりものというのは歴史と機能をたどらんといけませんので申し上げますと、この農地委員会というのは戦前にできているんです。1938年昭和13年に農地委員会というのが当時の法律でできています。これは市町村に農地委員会があったんですけども、その専権事項はさっき申し上げたように農地の売買とか交換とか、あと自作農の奨励とそして自作小作との関係、そういったことです。この組織はだれがどうなっているかといいますと、会長は市町村長です。委員はだれが任命するのか。委員はこれは地方長官と言われていますから、知事が任命したわけですね。これが戦後農業委員会に変わったわけで、一番の役割は何かといいますと農地改革です。このときに使えるというので使われたわけです。その後機能を変えて現在に至っているの、これは教育委員会議の公選制と一緒に押しつけ制度なんです。押しつけを、古い制度をうまく押しつけられて使

って、その後いわゆる農地改革が終わってからは今の現在の機能になっています。ですから、ソフトウェアが余り入っていないんです、名目は入っているけれども。そういった大きな問題の中で今農業委員会のあり方を考えないとだめです。

東郷議員は、国に仕切られるとおっしゃるんですけども、昔の市町村長と官製委員だったらそうなりますけども、今、市町村というのは実際は分権化しています。ですから、その中で私個人がという意味じゃないですけども、首長なり議員さんがきちっと意識を持って頑張られればそんな国の言いなりになる制度ではないというふうに私は思います。過去の制度が本当に完璧かどうか余り評価もしないで今の制度のままがいいとか、公選が1回もされていないのに公選制がいいとか、という議論は、私はそれはいいことはないと思っています。

ただ、一方で今回の狙いはやはり株式会社だとか民間の参入ですとか、あるいは農地の転用をできるだけ緩和しようという、そういったことなわけですね。これは先ほどの米価と一緒に、今日本の農政というのは全く成立していません。だれも責任持って農業がどうなるか考えていません。6次産業化って、6次産業化しようと思ったら、製造業なりいろんな食品加工業のそれでやって来た人たちのいわゆるエリア、テリトリーを冒すわけであって、農家がそこまで及べるなんていうことはできないけども、そこへけしかけていますし、そして現にお米が余っているながら厳しく減反を裏では仕切ろうとしています。減反ないと言っていますけど、実質、減反補償しないで減反政策をやろうと思っているわけですね。多分、こういったことからお米の需要がないというので今回米価が市場的に下がり気味になっているのではないかなと、私は気にしますけども、いずれにしても、本来農業委員会に公選かどうかというよりはもっともときちっと権能を与えるような、もっと健全な組織にするのが肝心であって、今のままでいいとは思いません。ただ、先ほども言いましたように、規制改革会議の答申のままでいいとも思わないので、今ちょっとここに回答を持ち合わせていませんけども、現状をきちっと地域から見ていってどういう組織がいいのか、どういう構成がいいのかを議論されるべきではないかなというのが、あえて見解をお尋ねいただきましたのでお答えといたします。

○議長（立入三千男君） 東郷議員。

○7番（東郷正明君） ありがとうございます。私もこのままでは公選制はいいとは思っていません。中身はいろんな議論がされるべきだと思っています。それと土地改良についても、やっぱり農業を引き継ぐ家もあるし、引き継がない家もあるし、いろんな問題があ

るんです。その中でも、議論の中でいわゆる企業参入されないような形の議論がされていくべきだと思っています。以上で質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（立入三千男君） 暫時休憩いたします。

（午後2時34分 休憩）

（午後2時50分 再開）

○議長（立入三千男君） それでは休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、通告第14号、第15番、鈴木市朗議員。

○15番（鈴木市朗君） 鈴木でございます。まず一般質問に入る前に、昨日安倍改造内閣が決まりました。それ以前に、来年度の概算要求予算は約101兆7,000億円という過去最大の予算規模で要求されております。しかるに、その101兆7,000億の中身を見てみますと、約25%が国の借金の返済に充てるということでございます。101兆に対して25%といえは26兆のお金その借金の返済に回るということで、私も実際に使われるお金が75兆だというようなことを実感して、大変な時代に突入したなという思いを持っております。

さて、それはさておき、週明けの8日月曜日は十五夜でございます。十五夜というのは、中秋の満月でございます。今年はこの異常気象の中でこのウサギがもちつきをしている満月が本当に見られるのかちょっと危惧をしているところでございます。そしてまた一步外に目を向けてみますと、東京の代々木公園におきましては蚊が媒介するデング熱というのが日本各地で発生しております。本当にこの地球上、日本を取り巻くすべての国々がその地球温暖化の影響による被害を受けているということを実感しております。

さて、一般質問の本題に入りたいと思います。まず第1点目といたしまして、防災基本条例の制定についてお伺いをしたいと思います。国を治めるものはまず治山治水が最重要課題であると、私は認識をしております。地球温暖化の影響を受け、海水温が上昇し、今まで想像もしていなかった事象が起きています。今年8月に入り、福知山市で18日に集中豪雨に見舞われ、市街地の3分の1が冠水し、2年連続で大被害を受けました。また20日未明には、広島市において集中豪雨による土石流の大災害が発生しました。広島土砂災害では亡くなられた方が72名、いまだに2人の行方不明者がおられます。一日も早い平穏を願っております。本市においても、西に野洲川、東に天井川の日野川、あるいは光善寺川、その他一級河川や湖、山に囲まれ、さらに市内には一級河川を含む生活河川が多数あります。ちなみに、一級河川は16カ所、準用河川が9カ所というようなことになっ

ております。昨年の台風18号の影響については行政も掌握されているところですが、行政あるいは消防関係各位の努力により最小限の被害であったと理解しております。本市においては、第1部総則に始まり、第5部の災害復旧計画にわたる野洲市地域防災計画が策定され、行動計画に行かされています。しかしながら行政による防災対策、対応には限界があります。自らのことは自らが守る自助、地域で支え合う共助、行政が市民を支援する公助のルールに基づき、市民、事業者及び市が緊密に連携、協力し合い、さらなる取り組みが肝要であると理解しております。したがって、この計画を推進する上で基本条例の制定が必要であると考えます。すなわち、生命及び財産を守るためには私たちはまず災害に強いまちをさらに構築することが最重要課題であると考えなくてはなりません。そこで伺います。本市は防災基本条例がまだ未策定であり、根っこの部分の整備に着手すべきと考え、策定に向けた検討はどのような考え方ですか。市長にお伺いをいたします。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 鈴木議員の防災対策とりわけ防災基本条例の制定如何というご質問にお答えをいたします。まず積極的なご提案をありがとうございます。ただ、今お話しいただきましたように、野洲市地域防災計画あるいは水防に関しましては、市の水防計画があります。これのいわゆる上位の仕組みがそれぞれの法律でして、災害対策基本法に基づいて地域防災計画ができています。法体系があるわけです。水防計画も水防法に基づいています。これがなくて任意の計画でしたら、それを根拠づける制度として条例というのものもあるんですが、今の法体系では先に法があって法から各地域、自治体で防災計画をつくるようになっていきます。ということからすると、そこに条例を挟み込んでいくとその条例の機能はどうかということを検討しないと、屋上屋じゃなしに、中二階をあえて挟みに行くということになります。自治体によってはつくっていますが、すべて精査したわけではないんですが、実際うまく機能はしていないと思います。いわゆる宣言条例とか呼びかけ条例。権限条例じゃなしに宣言条例になってしまう可能性があるのも、そこは慎重にというふうに考えておりますが、一方では、防災計画があってもまだまだ課題があります。きのうも丸山議員のご質問にあったように、いかに情報をきちっとお伝えするのかという問題といざとなったときの避難の行動あるいは避難所の問題。ですから実践の方がやはり課題が大きいと思いますので、情報そして避難。そして避難所での長期にわたったときの問題、今の広島を見ていましたら、全体を見ないと逃げても次に大変ということですので、そのあたりはもちろん条例でうたうということもあるんですが、今の法と計画と

の関係を考えると、安易に条例というよりはまだまだ足りないところに目を向けていった方が私としては実践的ではないのではないのかなというふうに、今のところは考えておりますが、またご意見をお聞きできればと思います。以上、お答えいたします。

○議長（立入三千男君） 鈴木議員。

○15番（鈴木市朗君） この計画の上にはまだ上位法があるということで、野洲市地域防災計画は策定されているということで理解はしております。しかるに、こう地域防災計画を見てもみますと、これだけの膨大な第1部から第5部まで、これが本当に果たして徹底してうまく作用ができるかどうかということ、その辺を私は一番危惧するわけであって、それをやはり実行していくために市独自の、あえてそんな通常の条例というより、例えばこの中で石巻市とか名古屋市あるいはさまざまところでこういう条例が制定されていますね。例えば地方公共団体の防災にかかる条例制定の状況を見てもみますと、減災の国民運動の検討が開始された平成18年以降は毎年複数の自治体が防災対策基本条例や防災対策推進条例等を策定しており、平成21年度の施行を目指して同様の条例を検討している自治体も6県に上がっているということでございます。都道府県別に見ますと策定中を含んで約38%ですね。政令指定都市では18%、東京23区においては30%というような数字が出ておりますね。地域の自然環境リスクの過去は被災等の履歴をこの中で勘案してこの地域防災計画がスムーズに、いざ一朝有事のときにスムーズに対応できるというようなそういうような仕組みづくりというんですか、これはきちっとうたってあるから、私もこれを熟読はしておりませんが、土石流とか河川の関係は都市建設部長にまたお尋ねもいたしますけれども、そういった意味でやはり市においても、昨年度の18号の関係を見てもみますと、例えば三上山、市長の地元であります妙光寺山、朝、私が何時頃でしたか、5時頃でしたか、三上の方をずっと回っていた中で、妙光寺なんかも本当に水浸しで、農業河川ですか、普通河川ですか、もうそら越水してしもうて、とてもじゃないが車でも通れない。深靴はいても水が入ってくるような状況でした。しかるにまた野洲の南口に行きますと、ひどい浸水で文化ホールの前までついていたと。一部商店においては水が入って商品がもう使い物にならなかったというようなことが起こっておりますので、そうしたことをやっぱり未然に防ぐ意味においても、こうして地域防災計画ができてあっても、なおそういうことが起こり得るということがありますので、その辺をまたひとつ考えていただきたいなというような思いで、賢明な市長にお尋ねをしているわけでございます。どうか市長、もう一度お願いいたします。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 改めて防災基本条例の制定についてお問い合わせをいただいたんですが、今の地域防災計画は膨大なものになっています。これは法律で要件が定まっていますが、見直しのときに私は会議でも言いましたし、職員とも議論していたんですが、これが即市民の方にとかあるいは職員でもこれ、すぐに一覧性があるわけではないので、もう一段やはりかみ砕いて実効性のあるものにしないとイケない。そこの一番重要なのは、さっき申し上げたように情報をいかにきちっと提供するのかということと、避難の誘導とか避難の対応とか、そういったことですね。ただ、それを条例でやるのか、法定計画があるわけですから、やるべきことは実践性のあるガイドラインとかマニュアルと、今の冠水、浸水。これはもう私が市長になったときから、時間雨量30ミリで滋賀銀行の前は水がつかますよと宣言しています。今さらの話じゃない。だから少しでもできることはというので友川の雨水幹線をやったのも、これは異例ですね。先ほど太田議員がどうなっているとか何か暫定のことをおっしゃったけども、あれは今までだれも手を挙げていなかったわけですよ。蓋を開けたら祇王井川は野洲町がやりますからという文書が出てきて、県に行ったら、何回もこの念書が入っているから県はやりたくてもやれないんやと。町長さんがもう童子川はここでやめておいてくれ、そこまでは野洲町が祇王井川を改修していくからと言っているわけです。これ、意味のわからないことなんですけどね。今もって不明なんですけどね。法線も変えてあった。そこも今調整して童子川に上ってくる。そして少しでも祇王井川の駅前の水量を減らそうと。完璧ではないけども、いわゆる雨水幹線計画をあえてやってくれた。これはもう当時、あえて言いますと、最後の国交省から来ていた部長が理解してくれて現地まで来てくれたからです。かわいそうに飛ばされて帰って今重要な課長をやっていますけども、そういった中でようやくここまで来ているわけで、やっぱりそういうことを順番にやっていくことが重要で、条例をつくったから私は動くというものではない。一概に否定しませんけども、条例をつくるためにも作業が要ります。病院の室もつくりたくてもつukれないから、何か議員さんから催促されていると、今変なことになっていますけども、まだまだ本当に人的なものが要るし、つくったらつくったでそれをきちっと実施していかないといけない。ですから、よくあるのは、先ほどの中塚議員じゃないですけども、まちづくり会社をつくったらまちが発展するとか、そういうトレンドがあります。今も防災条例もおっしゃったように、災害のときに声が上がって、減災という言葉はあんまり私は好きじゃないんですけど、減災という言葉が出てきましたね、防災じゃな

しに。そのころから1つ。日本ので言えば9月1日の関東大震災、未曾有なことが起こった。淡路も震災で、神戸、淡路に起こった。3年前。そのときに寝たのが覚めたようにやるんですけども、そういうトレンドを追うんじゃないしに、きちっと太い幹のように防災計画をやっていくべきだと思っています。

もう一つは、あえて言えば、今度9月10日に話しますけども、内容は皆さん方にはお配りしませんでしたけど、私が考えているのは災害というのは地震あるいは洪水あるいは竜巻といった自然災害と、先ほどの米価が3,000円も下がったらこれはもう事業破綻ですよ。あるいは一般の方で失職する、病気になる、交通事故に遭うという、いわゆる社会的な脅威、こういったことを含めていかに市民が安心して暮らしをしていけるのか。ですから防災条例ならそういった自然災害だけに目を向けるんじゃないしに、今申し上げたような社会的経済的要因も市民を脅かすもの、場合によっては家庭の破綻とか、よくはないんですけど、自殺とかになります。だから、そのぐらいの視野だったら私はやってもいいと思うんですが、今法があって計画があるのに、たちまちそこに間を挟みに行くのは全否定はしません、評価はいたしますけども、あえて今たちまち人的な労力をかけてメンテナンスもするような制度をつくるよりは、他に優先度の高いものがあるのではないかなというのが私の思いであります。

○議長（立入三千男君） 鈴木議員。

○15番（鈴木市朗君） ありがとうございます。市長の思いはよくわかりました。

もう一点お聞きしたいんですが、この地域防災計画のこのマニュアルをこれだけ膨大なものを総則から後の復旧まで、庁内でまた職員さんとか消防団員以外に、一般市民にどれだけのことを認識していただけるかその手法をお知らせしていただければ、私もありがたいというように思います。当然、法に基づいた防災計画であるということは、これはもう水防にしたかてわかりますけれども、このマニュアル自体をどのように、これだけの分厚いものですから、私もこれを熟読していないんですが、附せんをつけたところだけちょっと気になるところだけちょっと見てみましたが、これ、マニュアルの徹底を、職員さんまた住民また事業者にどのような形で徹底していかれるおつもりですか。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 計画は、さっき言いましたように、法に基づいていますから、膨大なものです。これをすべての方が覚える、理解するは無理です。ですから、その分野ごとに消防団だったら消防団の役割をその中からきちっと理解してもらおう。ただ、これもマ

マニュアルをつくったらいいいというものではなしに、人間の理解と行動が結びつかないとだめです。あるいは地域の自主防災組織でも同じことで、難しいことよりは必須なこと、災害情報が的確に入って速やかにすべての人に伝わって必要な避難をします。割合単純なことなんです。ですから、私が当初から言っていますのは、体が動く訓練をしてくださいと。常にいい意味で反応型で的確に体が動かんとだめです。今、防災センターができて、特に消防署が中心になっていろんな講習をやってもらっています。あるいは自主防災組織が自ら研修に来ていただいています。そのメニューは頭と体が結びつくような、そしてできるだけ簡素な訓練です。それと今の計画の情報をお伝えするのは年度内に市民の皆さん方に今最新の情報をお渡ししようと思っておりますから、その中にできるだけ簡略な形でわかりやすく盛り込めればというふうに考えておりますが、いずれにしてもこれは正解はないです。自らの命を最大限守っていただくということを、公助、共助、自助の中で実践が伴うという形で工夫をしていかないとだめだろうというふうに思っています。

○議長（立入三千男君） 鈴木議員。

○15番（鈴木市朗君） ぜひともどなたでも行動ができるというようなマニュアルにしたいということをお願いしておきます。

そしてもう一点、土砂災害ハザードマップなんですが、これは野洲では平成19年に全戸配布されていますね。これは非常にありがたいことです。次の更新予定が来年の3月ということになっておりますが、これの手順というのか、それはいかがなものなんでしょうか。要するに来年の3月に更新をするということですが、それは今も着々と進んでおるわけですか。

○議長（立入三千男君） 都市建設部長。

○都市建設部長（和田勝行君） 今のハザードマップについては、今、道路河川課と生活安全課で内水のマップ、そして生活安全課では地震によるマップ、一番見やすいように裏表で作成をしよう。できるだけ今の防災マップも網羅した上で、皆さんにお配りするのは一番見やすい形で製作をしてお配りをしていこうかなというふうに思っています。それがこの3月に完成していくということで、今現在もう発注済みでございます。

○議長（立入三千男君） 鈴木議員。

○15番（鈴木市朗君） 次に、市内で土石流対策が必要な箇所と対応はどうなんでしょうか。例えば、クリーンセンター裏の稲荷川、そしてまた南櫻の、名前は定かじゃないんですが、聞くところによると竹長川というようなことを聞いております。そしてまた、急傾斜地崩

壊対策事業では、山出三上小学校の前の山ですね。その辺が今のところ、手だてとして砂防ダムが今完成、稲荷川はもう完成しております。竹長川においてはもうしばらくまだ完成が見られないということですが、その他、この地域防災計画によると警戒区域が42カ所上がっています。この中の部分で見ますと42カ所に上がっているんですよ。警戒区域がね。29ページなんです。警戒区域が29カ所。そしてまたその中で危険箇所が溪流における危険箇所です。溪流です、谷です。谷における危険箇所が15カ所溪流に存在しているということですが、その辺の手だてです。その辺はいかがお考えなんですか。42カ所も含めて。

○議長（立入三千男君） 都市建設部長。

○都市建設部長(和田勝行君) 市内での土石流対策が必要な箇所の対応につきましては、一応砂防ダムにより抑止する対策がとられているところでございます。今も指摘がありましたように、土石流につきましては、15カ所、溪流のうち12カ所が整備が完了しているところでございます。今も議員が申されましたように、最近では南櫻地先の竹長川支流に2基、そして大篠原地先の八幡川支流で土石流対策ダムに引き続き、現在南櫻地先の大山川支流、悠紀の里の上になります。そこで2基のダムを施工していただいております。来年度からは三上地先の祇王井川支流で土石流対策ダムに着工していただくようになってございます。今申し上げました15溪流のうち12箇所は整備が完了しておりますが、3カ所が未整備となつてございます。この箇所につきましては家屋数も少なく、補助採択基準の適用ができずに未整備になっているということでご理解を賜りたいというふうに思います。

急傾斜地につきましては、危険箇所として25カ所。今27カ所と言われましたけども、25カ所指定をされております。危険箇所につきましては、議員が言われましたように、三上の東林寺、山出で2カ所できています。もう一カ所できておるのがJA全農しが、あそこの部分が急傾斜地の人工斜面ということで記載されていますので、開発の段階であそこはされたのかなというふうに認識しています。以上です。

○議長（立入三千男君） 鈴木議員。

○15番（鈴木市朗君） 砂防ダムにおける3カ所は補助採択にかからないということですが、これはちょっと私も調べるのが不足しておりまして、土石流が起こった場合人家にどれだけの被害を及ぼすか。その土石流が起こる下の民家が5軒以上なければだめだとか、そういうような規定はあるわけですか。

○議長（立入三千男君） 都市建設部長。

○都市建設部長（和田勝行君） 土石流の採択要件といたしましては、砂防指定地域内いわゆる集落、公共施設等があつて1件1億円以上が一応対象になってございます。急傾斜地につきましては、今議員が言われましたように補助の採択、いわゆる急傾斜地につきましては地区の指定はされていますけれども、区域指定を受けなくては工事に着手できない、雇用対策にも乗らないということで、国の補助制度で行きますと、10戸以上10メートル以上。高さが10メートルということになってございます。これをもって国に申請し区域の指定をしてもらふ。そうすることによって補助事業に乗せていけるということで、今県で、山出東林寺はやっていただきました。県の補助制度というのがございます。それについては市町がするということになってございまして、これは5戸。高さが5メートルということで県の補助がいただけます。これは市町ですることになっています。なかなか今も申し上げましたように、急傾斜地につきましては3カ所しかできておりません。そういった意味では今後、高橋議員の質問にもありましたけれども、防災害のいわゆる採択基準の緩和、そういったものを国、県に対して要望していつてできるだけ早い時期にそういった規制緩和がされた中で実施ができればとこういうふうに考えております。

○議長（立入三千男君） 鈴木議員。

○15番（鈴木市朗君） ありがとうございます。ぜひとも早期の着工を願いたいと思います。

続きまして、一級河川、生活河川の冠水対策は緊急の課題としての取り組みでございます。先ほど来、それぞれの議員がこの冠水対策についてはお聞きになっておられます。そこで私がお伺いしたいのは土地改良の件なんです、祇王井川の上流、場所で言うと、丸万さんから三上の方へ上がっていったら、桂という歯医者さんがございます。そこから上流です。三上の地先を越えてコンクリート劣化による改修工事が行われました。側板のコンクリートの劣化による改修工事が行われまして、その工事を見てもみますと、両側に2メートル50ぐらいのコンクリート板を張りつけた工事です。両側を計算しますと5センチの断面が狭くなっているんです。先だつての一時的な雨の状況を見てもみますと、やはり以前とは流速が物すごく速くなっているというようなことを感じているんですよ。1メートル300ぐらいの河川で5センチも断面が狭まっていったら自ずと川の状況は、流速すべてのものが体積が変わってきますね。そういうことが、これは土地改良のことですから、都市建設部長にはこれは別に答えてもらわんでもいいわけですが、次のことに答えていただいたい

いわけですが、そういうようなさまざまな障害があって、野洲駅の南口に昨年18号の関係であれだけの被害をもたらしたという現実があるわけなんです。これはもう私はこれ以上のことは申し上げませんが、例えば今だれかの質問の中で雨水幹線の話が出てまいりました。平成27年度には市三宅東部区画整理事業のところまで上がっていくと。友川が上がっていくというのを答えていただいて、これは私も意を強く持って、これはもうぜひとも早くやっていただきたいという思いを持って、これはもう本当に大歓迎でございます。さすがに都市建設部長やなという思いを持っておりました。ところが、それだけでは野洲駅南口の冠水対策は解決しないんですよ。今までから、今度新しく新市街化区域にしていただきましたね。17.5ヘクタールですか。その中に雨水幹線計画があるということで、しかるにその雨水管線の祇王井川から集水するわけですけども、概略もJRの、あれは橋梁と言ってもいいのか、どういように表現したらいいのかわかりませんが、約2メートル以上のスパンがありますね。それを利用して雨水幹線を私が今言ったところから引いていくというようなことも聞いております。その肝心の祇王井川の止水をやっていかんことには祇王井川と下水門とがあそこで合流するわけですから、当然南口はああいうような状況になっても、これは当たり前ですね、どう見たかて。ですから、少なくとも祇王井川の水をその雨水幹線を使って、友川は今きちっと管理されていますから、友川へ放流するという一つの手だてを組んでいかんことにはいつまでたっても南口の冠水は解消しないと思うんですよ。行政としてもあらかじめ予定はされていると思うんですが、まだ県の認可も何もないと思いますが、こういうような計画については都市建設部長、どのような考えで、時期的に今そんなここで断言はできないと思いますが、県の認可も要ることですので。概略でもいいですから、大体の法線とか断面まではそんなもん、とてもやないが、今出せませんから、その辺ちょっとわかる範囲内で答えていただきたい。そうすると、今私が申し上げました5センチの断面が狭くなっているということもこのことによって解決できるというようなことを思いますので、ぜひとも今のこの私の問いに答えていただきたいと思えます。

○議長（立入三千男君） 都市建設部長。

○都市建設部長（和田勝行君） 一級河川なり生活河川の冠水対策あるいは緊急課題としての取り組みというふうに承りましたので、その点についてお答えをしたいと思います。今議員が言われましたように、今年8月の台風襲来による長雨、前線停滞によるゲリラ豪雨等例年とは異なる気象による新たな災害に見舞われているところであります。このよう

な状況のもと、まず一級河川、祇王井川につきましては野洲駅南側付近の断面不足、いわゆる短時間による大雨の際には冠水しやすいという状況でございます。ご指摘のとおりでございます。このため、滋賀県におきまして祇王井川について何とか河川断面の調査というものをさせていただきました。これが24年25年にかけてやっていただいたんですが、いわゆる流下能力の低い箇所のしゅんせつ、それと底張りのコンクリート、これをする事によって流速が増す。流速が増すと速く流れるということで、抜本的な改修には至りませんが、少しはその駅前の浸水にはわずかですけども効果が出るということで昨年実施をしていただきました。また市の取り組みにつきましては、駅前の南口周辺地域の浸水被害を緩和するために、雨水整備の取り組みとして、今言われました祇王井川の排水区、上流の一部、15.3ヘクタールですが、童子川排水区域に流域変更して、平成23年度から27年にかけて五之里地先から整備をしているところです。今後は早期にこの上流区間の認可を受けて、今考えているのは28年度から。27年に友川は終わります。そういった意味で28年度から引き続いて次期の5カ年計画を策定して、今言われましたJRの横断も含めて区域の整備をしてまいりたいとこのように考えております。

○議長（立入三千男君） 鈴木議員。

○15番（鈴木市朗君） 南口から下流ですね、流下能力を高めるために底張りコンクリートというようなことを今、説明の中で聞きました。確かに流下能力は上がると思います。しかしながらJRの線路下、あそこが高いんです。幾らこの南口から下流をするに越したことはないですよ。あそこが高いがためにどうしても流下能力が落ちてくるわけです。あそこが高いからその水が滞留するわけなんです。例えばそのJRの下をくぐる手前にでも、あれ、マカ藻というんですか、ああいう草がいっぱい生えておりますね。そういうものは別といたしまして、これは根本的な解消にはならないと思います。私も長いこと議員をやっております、以前に南口下流、南口交差点下流150メートルか200メートルのところはその冠水を防ぐためにショートカットでもって、JRの下をくぐって久野部側へ落とすというような計画もあったわけなんですよ、以前に。あったわけです。その計画というのは、今の都市建設部長はご存知ないと思います。ひょっとしたらこの中でご存知なのは立入さんか田中さんぐらいじゃないですか。そういうような計画があったんですよ。それでやってもらえるものだと私らは確信しておりました。それもやはりあれだけのところをショートカットしていくわけですから幹線じゃないんですよ。ショートカットしていくわけですからね。事務所の承諾が得られるというようなことはまずないんです。そういうこ

とも視野に入れないで、それを通して来たということもそもそもの間違いだったんじゃないかなと。それは当初から思っておりました。私が一番、その事務所の反対も何もなしに市道を使ってその雨水幹線の形態をつくっていけば、これは土地買収も要らない。市の道路を使うわけですから。やはりそういうような手法でもってかかっていかなければならんという思いもあります。大体都市建設部長はその辺のことは口では言えないと思いますが、腹には持っておられると思いますよ。そういうような手法も考えて、考えてというより一日も早い流量計算をして断面を確保して、県の方に認可を早くとっていただくようなことも考えていただけるようなことはお考えなんですか。

○議長（立入三千男君） 都市建設部長。

○都市建設部長（和田勝行君） 祇王井川は一級河川でもあります。そういった意味で雨水整備はできません、一級河川の場合は。滋賀県に要望させていただいているのは、あくまで抜本的な改修ということは申し上げています。先ほど久野部の方へJR抜くという計画ということの話は私も聞きました。先ほど市長のお話があったように、それを持って童子川のいわゆる先線をどう持ってくるのかというような協議がなされたという経緯は私も承知しています。ただ、県としても抜本的な改修というたら何をしてくれるのか、これはもう一級河川の河川管理者は滋賀県ですので、そこが基本的にそのJRの横断をすることも含めて、市になって、野洲町がそういう横断をするというようなことについては一応撤回をしている。我々はそのつもりをしています、市長以下。だから県がどういう祇王井川の抜本的な改修をしてくれるのか、これはもう今鈴木議員が言われるように、私個人的にはそれなりのことは考えていますけども、今ここでは申し上げられませんので、県がどういう対策でどういう整備をしてくれるのか、これは強く要望していきたい、このように思っています。

○議長（立入三千男君） 鈴木議員。

○15番（鈴木市朗君） ひとつ私も勉強不足で申しわけないと思いますが、祇王井川が一級河川という、これはもう当然位置づけされております。しかしながら祇王井川の上流は一級河川ですか。

○都市建設部長（和田勝行君） いや、普通河川の祇王井です。

○15番（鈴木市朗君） いやいや、普通河川でしょう。ほんで、祇王井川の起点というのは七間場かあの辺の上流ですね、祇王井川の起点というのは。あれは平清盛によってつくられたところですからね。そこが源流となつてずっと来ているわけですね。一級河川と

なるとこれは下水門から下流が一級河川です。私が言うてるのは、私が今お話ししているのは、その一級河川じゃなしに、祇王井川のもっと上流の普通河川、農業用水です。そこを私は今部長の方に申し上げているので、一級河川というのは何でもありということは、それは私もこれは存じ上げております。そういう普通河川、農業河川ですね、今。とにかくあれは農業用水ですからね、そこまでは。その普通河川からの取水をしていって、祇王井川の部分と下水門の合体するところの水量を流量をぐっと減らしていけば、南口の冠水は100%行けると思うんですよ。だから、今先ほど言いましたように、土地改良がコンクリート劣化によって側板をつけたことによってますます流速が速くなっておりますので、そういうことも念頭に入れていただきながら、今後事業を進めていただきたいと思います。いろいろ申し上げましたが、大変な事業でございますので、ひとつ心にとめていただきまして、頑張っって市民の負託にこたえるようお願い申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 今の議論が最後に祇王井川かと思ったら、一級河川の祇王井川かと思って部長が答えていたら、最後に祇王井川だけでも一級河川でない部分のことをおっしゃいました。もう一回整理をしておかないと、これ、野洲は河川についてあんまり市民も含めて市もきちっと位置づけてきていませんでした。当初から言っていますように、野洲川があふれる、日野川があふれる、だから大変だと要望してきました。ですけども、野洲川にも日野川にも野洲の水は乗らない。今も一級河川、祇王井川なり家棟川なり童子川なりを通じて琵琶湖へ行くわけでした、その対策が余りにもおろそかでした。

もう一回友川を言いますと、友川をなぜああいうふうにとりあえず位置づけようとしたかということ、少しでも駅前の緩和です。それやったら拾えるのがあのあたりだからということ、もう一つ、これもとんでもないことをやっていたわけです。何かということ、ご存知ですか、友川というのは普通河川だったんですけども、オムロンの今玄関になっているところ、まっすぐ駅からの北口の道路が通っていますが、あそこから上流、駅を背にして左側までは宅地開発のために川幅を広げていました、準用にして。これはもう真ん中は川を広げるというのはあり得ないことです。そしてそこから下流が細い従前の友川でした。これを知って放置したら下流に水害が起こる。ですからこの二重でまずはこんなことをやっているまちはないですよ、真ん中だけふくらましているまちは。だからそこをまず解消しようということで、童子川に友川を健全な形をつなごうというのが1つの目的。それなら

少し上流まで行って雨水幹線で少しでも駅前の負荷を減らそうということです。

ですけども、本来は一級河川、祇王井川が水を受けるべきで、だからそれは県に求めないといけない。それを野洲は自分でやると言った。そしてさっきおっしゃった自ら地下を掘って祇王井川を改修するなんてことはあり得ないですよ、これは。制度的にもない。もちろん河川管理者以外が河川改修をするということはありませんけど、まちが、県がやるべき仕事を国に委ねられてやることをやると言った、こういうことを公文で出していること自体ゆがんでいます。何か別の要因があったと思います。計画があったというんだけど、私から見たら、あんなのはダミー計画ですね。サブゾーンでも何回でも絵をかいています。駅前でも、昭和50年代から発展するような絵がいっぱいかかれています。それは何も実現していません。ですけども、少しでも雨水幹線で実現をしようとしたことであって、それだけで祇王井川が健全になるわけではないので、これはやはり今は改まっていますから、滋賀県が河川管理者として祇王井川の排水対策をきちっとやろうということです。

それと、ずっと県の条例に対して私は異議を唱えていますけども、治水というのは思想が根底にあるわけです。この中にも賛成された方がおおむね党派的に賛成されていると思いますし、今の知事も流域治水条例はいい条例だと言っています。あれの根本にある思想は危ないところには住まないでください、危ないところは次は住み替えてくださいというわけです。内水で3メートル超えるところの方は、住まないでください。内水で3メートルのところは住まないでくださいですけども、内水で3メートルまでいかない50センチ、60センチの方はどうしろというメッセージがないわけです。それはどう読み解けばいいかというたら、我慢しておいてくださいということです。私はその思想はとらない。危なければ、時間がかかってもお金がかかっても、住んでおられるところはきちっと守ろうということですから、今滋賀県の治水思想はどうなっているかというたら住まないでくださいということでしょう。河川改修しようとしていないわけです。それを今の知事も踏襲しています。その中でこんな議論をしても仕方がないので、根本から攻めていかんとだめです。あえて言えば、これ、公開でやってくれと言うてあるんやけど、公開になりませんでしたけども、一昨日自民党の県議会の政調が来られてきちっと言いましたけど、あの人たちでさえもわけのわからんことを言っていました、治水に対しては。そういうふうな治水にはきちっとした科学的、技術的な裏打ちとそれなりに何を守るのかという理念があります。

整理しますと、祇王井川については祇王井川で受けているわけです。祇王井川は童子に

つながっています。童子は家棟です。家棟は琵琶湖で、琵琶湖で瀬田川、淀川です。だから水系一貫で、どこかだけをよくしてもだめで、何がどこにつながっているかという考えのもとに河川改修しないとだめですから、これは琵琶湖、淀川、今野洲川の直轄化を言っているわけです。これはなぜかと言ったら、野洲川だからじゃなしに、琵琶湖を通じて淀川につながっている、琵琶湖の水位が上がったら流れなくなるという理屈で野洲川を直轄にしてくださいと言っているわけです。ですけど、今、滋賀県は直轄の大戸川ダムでさえもわざわざ県にやらしてくれと。ダムをつくらないでやらせてくれと言っている。矛盾しているんです。だからだれが責任を持つのかと言ったら祇王井川は滋賀県が責任を持つべきなので、その上流で野洲市が厳しい財源の中でカットしてこれはもう非常事態でやっているわけですし、それを延々と上までやっていくというのは、これはかえって財政の健全化とか責任分担のルールからすると私は外れると思いますので、頑張るのは頑張りますけれども、やはり筋を通して部長らと一緒に頑張ろうと思っていますので、改めてお答えをしておきます。

○議長（立入三千男君） 鈴木議員。

○15番（鈴木市朗君） 今、市長の理念ですね。要するに水の流れる水系、そういうことも考慮に入れながらやはり最終は淀川、大阪湾へと注ぐ、それまでのこともやはりしっかり調査をしていきながら、1つのところだけしか私はとらえられませんでしたけれども、今のこの要するに治水の理念、そういうことを大事にしながら我々もできることは精いっぱい頑張りたいと思いますので、どうぞひとつよろしくお願いいたします。終わります。

○議長（立入三千男君） 次に、通告第15号、第17番、梶山幾世議員。

○17番（梶山幾世君） 第17番、梶山幾世でございます。このたびの8月の定例会で次の3件について質問をさせていただきます。

まずはじめに、消費者教育の充実についてお伺いいたします。近年、ネット社会の進展に伴った消費者トラブルが相次いでいます。高度情報化、グローバル化が急激に進み、消費生活環境が多様化、複雑化している中で子どもや若者が1人の消費者として安全に自覚的に行動できるよう早期からの消費者教育を充実させることが喫緊の課題となっております。本年6月に政府が閣議決定した消費者白書によりますと、13年度は全国の消費者センターなどに寄せられた消費者トラブルの相談件数が約92万5,000件と、9年ぶりに増加に転じ、42都道府県で12年度を上回る結果となっております。消費者庁は65

歳以上の高齢者からの相談件数が前年度より5万3,000件多い26万7,000件と、人口の伸びを大幅に上回るペースでふえているのが大きな要因と分析いたしております。野洲市でも、平成25年度は899件の相談があり、しっかりと対応していただいているところがございます。また、未成年に関する相談件数が2010年度以降全国的に毎年度約2倍ペースで増加していることも問題となっております。最近では、子どもが親のクレジットカードを無断で使用し、ゲームのアイテムを高額購入していたといった課金に関するものが多数寄せられており、国民生活センターが注意を呼びかけている現状でございます。

こうした問題に対応するため、茨城県水戸市ではふえつづける消費者被害を防止し、消費生活の安定と向上を目的とする水戸市消費生活条例を本年6月に制定されております。この条例は、市や事業者、事業者団体のみならず消費者や消費者団体の責務も明らかにし、一人ひとりが消費行動に責任を持つ自立した市民による消費者市民生活の実現を明記しています。特にネット社会の進展に伴い、ゲームの利用料や架空請求など、被害は小学生に及んでいる多様化、複雑化する被害から消費者を保護するだけでなく、条例に明記した消費者市民に育成していくことに主眼を置いております。このため、国が定める消費者教育推進に関する法律で、市、町、村の努力義務とされている消費者教育の推進計画の策定を義務として取り組んでおられます。野洲市の市民生活相談課のワンストップ相談窓口の取り組みは先進市として全国に影響を与えるほど、市民にとって安心できる相談窓口となっております。今日まで市民に対する消費者講座、広報での啓発等はされておりますが、被害状況を伺う中でさらなる消費者教育は必要と感じます。

そこでまず1点目、消費者教育の今後のさらなる取り組みの考えについてお伺いいたします。2点目、消費者教育を行う人材育成や副教材の作成、幼児から高齢者まで幅広い年代の学ぶ機会が必要ではないかと考えますが、見解をお伺いいたします。3点目に、小中学校の授業の一環として取り入れてはどうかと考えます。以上の見解について、お伺いいたします。

次に、文化芸術で心豊かな子どもたちについてお伺いいたします。このテーマにつきましては何回か質問をさせていただきましたが、また教育振興計画の中でもさまざまな取り組みをいただいているところではあります。次の点についてお伺いいたします。

滋賀県の事業で、「びわ湖ホール音楽会に出かけよう！」ホールの子事業があります。これは平成23年3月に策定した滋賀県文化振興基本条例において滋賀の子どもたちが文化

に親しみ、感性を高め、成長している姿を目指して、県内の小学生がびわ湖ホール等において舞台芸術を鑑賞する機会を提供することとしております。目的といたしましては、まず1点目、子どもたちがプロの音楽家が生み出す本物の舞台芸術に触れ、感動を覚えることで音楽への関心を持ち、豊かな情操や感性を見につける機会にということです。2点目は、国内でも有数の施設、整備を有するびわ湖ホールで鑑賞体験を行うことで鑑賞マナーの体得にも役立てるという点です。3点目は、地理的な要因で舞台芸術の鑑賞機会が少ない地域の子どもたちにも鑑賞の機会を提供する、こういった目的とされております。この事業に野洲市も平成23年はゼロでしたけれども、24年25年度には祇王小学校3年生が108名、三上小学校が150名、野洲小学校が132名というデータを見せていただきました。また、今年度におきましては、三上小学校が申し込みをされておりました。より多くの子どもたちに参加できる取り組みが必要と考えます。この児童の鑑賞料は無料となっております。交通費も今年度は全額補助となっております。昨年度は半額補助でございました。バスの借り上げも1台5万円を補助するとあります。このような状況の中でお金もかからない事業でありますので、全小学校に行き渡る取り組みが必要と考えますが、見解をお伺いいたします。

最後に、市民への対応サービスの向上についてお伺いいたします。これもこれまで何回か質問させていただきました。平成23年8月議会でも質問させていただいておりますが、対応への苦情があることから再度質問させていただきます。10月1日に野洲市が誕生して10周年を迎えます。さまざまな取り組みの中で野洲市も大きく変わろうとしております。市民の皆さんの声で庁舎内の対応については良い点、感謝されている点、もう一步の点、時には怒りの声を聞かせていただいております。10周年を迎えるにあたり、もう一度市民サービスの原点に戻り、対応サービスを見直す必要があると考えます。先の質問の答弁では、市長より、平成12年以来さわやか、速やか、細やかを合言葉にマナーアップに努めている、さらなる向上を目指し、現在策定中の人材育成方針の中で新たな取り組みを盛り込んでいきたいとありましたが、まず1点、新たに取られた内容とその成果をお伺いいたします。次にあいさつの徹底、電話対応を含めた対応研修も所属長、上席議員によるOJT、職場研修の強化で接客サービスの向上に努め、職員が良好な対応を市民に対してできるために風通しが良好な職場環境が重要であり、この面も一層強化していくとの答弁がございました。あいさつの徹底、また職場研修の実態、対応サービスへの今後の取り組みについて見解をお伺いいたします。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 梶山議員のご質問の中の市民への対応サービスの向上についてのお問い合わせに、これ建制順でお答えいたしますので、質問の順序とは変わりますが、私からまずお答えをいたします。

今もご質問でお話しいただきましたように、市民への職員の対応とかあるいはサービスについてはお褒めとももちろんご批判、あるいは改善の提案、たくさんいただいています。正解はないと思いますけども、やはり基本的にはまず中身は当然ですけども、接点のところ、いわゆる接遇がこれはもうだれでも努力すればできることですから、気分よく相手の立場に立ってやるべきだと思っています。ただ欠けるところがまだあるんですが、この改善はこれも今ご質問でいただきましたように、職場での個々の研修そして集合研修、両方を合わせて改善していくということだと思いますし、一番は本人が自ら気がついていないとだめでして、それでいいと思ってそういう認識でいる場合は全然改善が進みませんので、まずはやはり周りからあるいは上司からの気づきだというふうに思っています。

それと、宿題になっています新たな人材育成の基本の方針、これまだ完全にでき上がっていません。私も気になって職員と協議しているんですが、国の方が公務員の評価の仕組みを入れなさいと。人材の育成と合わせて評価の仕組み、そしてこれは待遇、処遇と組み合わせようということになっています。結構難しい問題でして、私も評価なしはだめだと思うんですが、公共サービスの現場で職員の働きを評価するというのはそう簡単なことかなというふうには思っていますが、やらないといけない。そこを組み合わせようとしているので遅れています。いずれにしても作業をしないとだめですので、それとあわせて、基本方針の中に職員の接遇そして社会的な参画、そういったことを含めた柱を明らかにしていきたいというふうに考えております。

それと一方では、これも今議会で申しあげましたけども、地域手当が従来から野洲市は制度はできているんですが、出せる要件が整っていないということで、実質整っているのではないですかということ国、県に問いかけているんですが、今回、人勸でまた野洲市にはつかない形になっています。県内では、大津、草津、栗東が10%、そして隣の守山が6%だったと思うんですが、なぜこの差があるのか全然わかりません。そして滋賀県は一本でやって、野洲で働いている滋賀県職員の方は地域手当がついています。

それと、これも先ほど図書館の司書、市でとおっしゃっていて、教育長といろいろやり

とりがありましたけれども、本来、学校は市立ですけども、教職員は県が責任を持っているわけです。ですから、本当に学校に司書なら教育長が答弁いたしましたように県が措置すべきものです。先ほど教育課教育課とおっしゃったんですけど、県の学校教育課に当たられたのかどうなのか知りませんが、本当に東郷議員が言うておられるように市町村が対応すべきものだと言ったら、もう根本から間違っているのではないかなと思います。何か、最近の滋賀県の教育行政、知事が変わってからでも変でして、先般もちょっと話が飛びますけれども、今、野洲の特別支援学校は定員がもう巨大になって大変なんですけれども、保護者の方が要望に行かれたら、しばらくしたら流れとしては減るので施設はつくれませんみたいなことを滋賀県が答えたテレビ報道があったんですけども、そうじゃなしに今どうするかを考えないとだめで、司書もそういうことだと思いますが、いずれにしても学校の先生はついているんです、野洲で働いている方も。こういった矛盾をきちっと解消しない限り、職員を幾らしかりつけて対応をよくしても、隣と違うと。やはりこれは職員の、お金で働いてるわけではないんですが、意欲、モラルに関わりますし、もう一つ深刻なのは、新採の方が職場を選ぶときに、同じことなら幾ら野洲が風通しがよくても、10%もあるいは6%も違うのであれば、野洲よりは栗東とか、野洲よりは守山となります。こういったことも含めてやはり制度の改善が必要ではないのかというふうに思います。

それともう一つ、野洲市では、これは言うていいのかどうかですけど、何かツイッターで、ちょっと裏の職場の状況を、職員さんが流しているということのをきのう聞きまして、職員さんに指示を出そうということで協議に来たんですけども、職場のことはしゃべらないようにというか。いや、私はだめだと。大いにしゃべってくださいと。ただ個人情報と不正確な情報はだめですよ。でも野洲の場合は、個人情報、企業秘密以外はもう職員さんは、ちょっと議員の皆さん方には悪いんですけども、政策情報であっても聞かれたら出してくださいと。よりよく公開していい意見を聞こうと言っていますので、いわゆる公開性、透明性、風通しのよさも職員風土には貢献しているのではないかなというふうに思っております。完璧ではございませんけど、できるだけ職員が働きやすい環境をつくることによって、職員が市民の方を向いて、市民のためのいい仕事をしてくれるような取り組みを今後も一層進めていきたいと思っております。以上、お答えといたします。

○議長（立入三千男君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） それでは梶山議員の文化芸術で心豊かな子どもたちについてに係るご質問についてお答えをいたします。教育委員会といたしましては、子どもたちが文

化に親しみ、豊かな感性を育むためにも、芸術鑑賞は大変意義があると考えております。議員のおっしゃるとおり、びわ湖ホールの子事業はホールまでの交通費も援助していただいておりますことから、学校行事など教育課程との関連もございしますが、できるだけ参加できるように学校側に勧めてまいりたいと考えております。ちなみに、一昨年はびわ湖ホールの方から出前芸術鑑賞ということで来ていただきまして、野洲文化ホールそしてさざなみホールで全小学校の子どもたちが、学年は限られておりますけれども、鑑賞しております。

それから、消費者教育の充実についての3点目、授業の一環として取り入れてはどうかという見解についてお答えをさせていただきます。小中学校におきましては、既に授業の中に取り入れて消費者教育を進めております。例えばネット社会における危険性については、小中学校とも情報モラルの授業の中で学ぶ機会を設けております。また小学校では、家庭科の学習で、買い物の仕方という単元があるわけですが、その単元の中で通信販売等の基礎を学ぶ機会がございます。中学生になりますと、社会科の授業において消費生活をめぐる問題の単元の中におきまして、クレジットカードの問題やインターネット上でのトラブル、悪徳商法やクーリングオフ等について学んでおります。以上、お答えとさせていただきます。

○議長（立入三千男君） 市民部長。

○市民部長（富田久和君） それでは梶山議員の消費者教育の充実についての1点目、2点目を私の方から答弁させていただきます。まず1点目の消費者教育の今後の取り組みの考え方についてであります。消費者教育については、消費者教育推進法に基づき教育委員会と市民生活相談課が連携して子どもから高齢者までさまざまな階層に新たに発生してくる課題を含めて教育を進めていく必要があります。学校教育だけでなく生涯学習として位置づけ、生涯を通じて消費者教育の提供が必要であると考えています。消費生活に関する相談業務の充実だけでなく、市の消費者教育推進協議会の設置や消費者教育推進計画の策定も視野に入れながら、今後も消費者教育の充実に努めていきたいと考えています。

続きまして、2点目の消費者教育を行う人材育成や副教材の作成、幼児から高齢者までの幅広い年代の学ぶ機会が必要ではないかという質問にお答えいたします。野洲市においては、今年度、教育研究所と連携して消費者セミナーとしてスマートフォンに関する講座を教職員や一般市民に対して行ったところです。教材については、小学校向け消費者ハンドブックとして『ぼくもわたしも消費者』を作成し、市内の小学校6年生全員に配布いた

しております。それから中学生向けの『中学生もみんな消費者』というものを中学生1年生から3年生全員に配布し、学齢期の消費者教育に努めているところです。また、生涯学習の場においても消費者教育に関する出前講座の実施や生涯学習セミナー、消費者セミナーなどで幅広い年代層に対しても講座を実施し、学ぶ機会の提供をしているものです。今後におきましてもこれらの事業を充実させ、市民の各層に対する消費者教育を進めてまいりたいと考えています。以上、お答えいたします。

○議長（立入三千男君） 梶山議員。

○17番（梶山幾世君） それではもう一度再質問させていただきます。まず、市長が今答えていただいた内容で、私も、本人が気づかないと接客応対とかそういうのはなかなか、これでいいと思えばそれでいいし、判断は相手がすることであると思うんですね。前日も私触れたんですけども、商品を売る場合とまた行政のサービスは若干違うんですけども、企業であれば感じいいところで買いたいという、いい商品を感じいいところで買いたいという。行政は選べないので、どういう状態でも来なければいけないという。基本的な接遇サービスというのは私も民間企業にいましたので、サービスの5Sといいまして、スマイル、笑顔、スピード、速さ、センス、身のこなしとか服装身だしなみの印象とか、あと誠意、まごころから応対しているか、最後が専門分野をしっかりと知識を身につけて相手に説明できるかと。この5Sがしっかりとできていないとお客様を満足させられないという訓練を受けながら、私もそういうところに携わってきたんですけども、そういうことは行政でも同じじゃないかというふうに思います。感じのいい応対をしていくという。また納得していただけるためにはやはり部署の中身をしっかりと知っておかなければいけない。これは個人の研さんになってきます。それを気づかせるというところでは、やはり先ほど評価をどこかでしないといけないのではないかとということがありましたけども、前回ちょっと苦情があったときに人事課の方にOJTの状況を確認させていただいたんですけども、ちょっと返答はいただけなかったもので、今回ちょっとまたこういう形で質問させていただいているんですけども、OJT教育、全体研修というのはその部署部署によって違いますので、一律に行かないと思うんですね。それをやはり年間の中で、人事異動でまた上司も変わってきますので、そういう中で管轄されている課の中でのOJTの接遇が電話応対であったりお客様との対応であったり、それをしっかりとある程度は見ていく方そしてまたアドバイスしていく方が必要ではないかというふうに思いますし、それができているかどうかは、個人がよかったのか悪かったのか、ある意味ではこれから基本計画の中でという

ふうに言ってくださっていますけど、そういう評価をする場もやっぱり設けていく必要があるのではないかというふうに思うんですね。自己啓発が一番大きな課題だというふうに思うんですけども、きのうもあいさつは自己啓発だということがありましたけど、どこかで自分を、例えば私が申しました、今日は笑顔がよかったのか、早くできたのか、きちっと対応ができたのかというような、毎日でなくても1週間を振り返ってそういうことを、できることでしていくという。さっき市長がおっしゃった気づきを気づかせてあげる場がある意味では必要ではないかというふうに思うんですけども。具体的にしっかりと前進させてもらえば、やはり一人ひとりが今日よりはあした、あしたよりもあさってというふうに自分を振り返って向上していくことが必要だと思うんですね。そういう観点からはそういうことも必要ではないかというふうに思うんですけど、その点について市長のお考えをちょっとお伺いしたいと思います。

それから、びわ湖ホールのことなんですけども、偏っているように思うんですね。これは授業とどういう形で、例えば三上小学校は毎年行かれていますよね。2年生、3年生、6年生というふうにされていたと思うんですね。ちょっと一覧表を見せていただきますと。あと、26年度、今年度は祇王小学校と三上小学校が申し込みをされておりました。6月でしたけども。25年度は祇王小学校と三上小学校と野洲小学校ということで、1つの学校に偏っているのではないかというふうに思いますし、先ほどの県が催しております目的からしますと、やはり野洲文化ホールでもいろんな音楽演奏を行ってくださっていますけど。やはりびわ湖ホールに行ってもらおうという。すばらしい装置とか設備とか音響とかそういうものを感じていただくという、それがやはりまたこれからの子どもたちへの希望にもつながってくると思うんです。そういう面ではもう少し、これから県もずっと続けて行うと思うんですけど、もう少し小学校を満遍なくしていく必要があると思うんですけど、その辺の考え方はどうなんですか。もう一度聞かせていただきたいと思います。

消費者教育につきましては、私も事前にお伺いできていなかったんですけども、小学校、中学校、しっかりとされているということなんですけど、特に何年生とか。全部ではないと思うんですね。中心にされているのか。小学校、中学校。教材しっかりと使って、されているのか、どのぐらいの時間、年間されているのか。その辺お伺いしたいと思います。

あと、高齢者までということで、消費者教育、しっかりと出前講座もして行っているという市民部長からのお話だったんですけども、特に高齢者の方で、なかなかそういう講座に行けない方がいるんですね。あと、自治会では担当課の方に来ていただいて、そういう

だまされないようにといろんな事例をロールプレイングでしていただいたり、私の自治会もしてくださってありがたいと思っているんですけども、参加者も一部ということでなかなか徹底できていない状況ですので、自治会単位でできていないところにどんどん推進していくという、そういった偏った、呼ぶとこだけに行っているんじゃないで、そういうことも計画に入れてしっかりとそういう詐欺とか消費者トラブルに遭わないように、これから徹底していく必要があると、予防という観点で徹底していく必要があるのではないかと思います。受け入れ態勢は今非常にいい状態で相談体制ができておりますので、そういう相談に行くまでに被害に遭わない体制づくりが必要かと思えます。以上の点、お伺いいたします。よろしく願いいたします。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 梶山議員から接遇、対応について改めてご質問いただきましたけど、先ほどもお答えいたしましたように、人と人の関係ですから、なかなか工業製品みたいに型どおりにはいかないと思えます。一定の幅があってしかるべきだと思うんですが、具体的にはやはり職場単位での対応だと思えますね。一応職場の中には管理職と管理職でない職員がいますから、まず管理職が手本を示す。そして一般の職員の対応とか電話対応とか仕事のやり方が不適切であれば、やはりその都度気がついたら問題点の改善を求めると。これの繰り返ししか私はないと思えます。ただ管理職がきちっとしていないとだめなので、これは先ほどの人材育成方針の中で、管理職としては仕事ができる、いわゆる中身のことができると共に、対応とかあるいは部下の指導もできると。今までの評価ですと、仕事ができるかどうかというのは、いろんな事業がこなせるとか資料がつかれるとかいうところに主眼があって、そこも若干公務員の場合は緩かったのではないかなと思うんですが、ましてや人の対応とかそういったことは重要だけど付随的という位置づけだったんですが、その重要性を改めてきちっと位置づけるということも必要ではないかなと。民間の場合は先ほどおっしゃったように、入り口から最後まで大切だと。最初の出会いのあいさつが重要です。でも公務員の場合はできるだけ人間的な職場であるから、ちょっとぐらいぶっきらぼうでもきちっと福祉サービスを提供したらいいのではないかと、あるいは道路河川の事業をしたらいいのではないかと。ぶっきらぼうよりはない方がいいけれども、重要なのは今の中身だみたいな風土があったんですが、そうじゃなくて、今ご提案いただいているようなところもあわせて同じように重要だというそういう共通理解を進めていかないとだめだと思います。それと個別でさっき申し上げたように、職場での体験と

市民から、これはいただかないようにしないとだめなんですけれども、苦情とかお手紙で提案とかいただいている、それは今きちっと共有化を図っています。これを繰り返していったって気づきを高めていくという地道な取り組みも必要かなというふうに思っています。

○議長（立入三千男君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 文化芸術の鑑賞の件で、一部の学校に偏っているのではないかとというようなことに対する再質問にお答えをさせていただきます。県の教育委員会におきましては、このびわ湖ホールの子事業も教育振興計画の中できちんと位置づけておりまして、4月当初には各学校に市教委を通して参加されないかどうかの問い合わせがございます。それにつきましては、各学校にその案内を送っているところがございますけれども、それぞれ各学校にはいろんなご事情がございます、今回はちょっと参加できないとか、この時期は無理だとか、あるいはこれとこれをセットにして。祇王小学校で申し上げますと、びわ湖ホールの鑑賞と今度は美術館の鑑賞、一緒に芸術鑑賞ということで行っておられる。そういう計画を立てておられるわけです。ですから、それぞれの学校の年間の指導計画なりあるいは教育課程の中で位置づけておられますので、ちょっとそこら辺は。呼びかけはいたしますけれども、こうなさいということにつきましては学校の主体性に任せておきたいなど、そんなふうに考えております。

それから2つ目の消費者教育をどの学年でやっているのかということについては、ちょっと私も今はっきりわかりませんが、小学校では5年生、6年生の家庭科の中で、先ほど市民部長の方からも出ておりましたけれども、副読本の活用をしたり、あるいは教科書にも記載がされております。中学校の3年生は恐らく公民の分野、社会科の公民という分野がございますが、そこでやっているというふうに思います。ですから3年生かなと、そんなふうには思っているところで、ちょっと間違っているかもわかりませんが、その分野で行っております。以上です。

○議長（立入三千男君） 市民部長。

○市民部長（富田久和君） 消費者教育に係ります再質問の中で、高齢者に向けた教育を積極的に出向いて自治会単位でということがございます。議員ご承知いただいておりますように、地域で開催されておりますふれあいサロンというようなことで、これは高齢者がお集まりになっているサロンですけれども、そういったところで声をかけていただければ、うちの職員が出向いて特に消費者問題とか悪徳商法に関する学習会というような場を持たせていただいておりますし、これだけでもこの3年間と今年半年分ほどで59回ほど寄せ

ていただいております。それから後、生涯学習の方で出前講座ということで、こちらの方も悪徳商法や契約のトラブルに巻き込まれないようにというようなテーマでさせていただいておりますので、こちらの方も声を掛けていただければ積極的に向かかせていただいておりますので、できるだけこういった機会をとらまえて声を掛けていただければこちらからも出向いて、それから消費生活の研究会の方も寸劇とかもやっていただいておりますので、そちらの方と連携しながら出向っているケースもございますので、積極的に声をかけていただく中で取り組んでまいりたいと、このように考えております。

○議長（立入三千男君） 梶山議員。

○17番（梶山幾世君） それでは前向きな取り組みを期待いたしまして質問を終わります。以上です。

○議長（立入三千男君） 次に、通告第16号、第2番、稲垣誠亮議員。

稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） 第2番、稲垣誠亮です。よろしくお願いします。

設題1つ目を行わせていただきます。市内中学生による職場体験及び市内中学生の生活指導についてお伺いします。職場体験は、現在我が国が抱えるニートやフリーターの増加という問題に対して子どものころから将来自分がどのような職業につくかという夢を持ち、考える機会をつくる1つの解決策につながるものと考えます。また、本市では、先日問題となりましたアル・プラザ野洲内にあるゲームセンターにおける市内中学生の男子生徒らの、詳細は現在調査中とのことですが、ある種の問題も発生していることから、このような事案に対しても、またあいさつやマナー等の向上にも一役買うものと思います。そこで以下の点をお伺いします。将来の進路を考える機会や勤労について学習する職場体験について、本市が考える意義と参加児童数、受け入れ事業所数、体験内容、体験日数等概要についてお知らせください。

○議長（立入三千男君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） それでは稲垣議員の市内中学生による職場体験及び市内中学生の生活指導についての1点目の質問にお答えをさせていただきます。まず意義でございますが、野洲市では市内のすべての中学校で5日間の職場体験に取り組んでおります。この職場体験につきましては、中学2年生を対象とした取り組みで、授業名は中学生チャレンジウィークとしております。教育委員会といたしましては、この事業を野洲市の子どもたちが将来自立して社会を生き抜く力を育てるための小・中・高を通じた組織的、系統的な

キャリア教育の一つと考えております。学校と家庭、地域、教育委員会が連携、協力して行う5日間の職場体験は、生徒にとっては働く大人の生きざまに触れることにより、自分を見つめ直し、学ぶことの意味、働くことの意味、社会のルールやマナーを理解し、将来の自分の生き方について考える大変貴重な学習体験の場であると思います。さらにこの職場体験を通して学んだことを、教科、道徳、特別活動等の時間で行うキャリア教育で深化させることにより、自分の進路を選択する力、そして将来自立して社会を生き抜いていく基礎的な力が育つものと考えております。

2つ目の参加生徒数でございます。先ほども申し上げましたけども、野洲市内の中学生2年生全員が参加をいたします。今年度は6月に実施した野洲北中学校は180名、7月に実施をしました野洲中学校は171名が参加しました。10月に実施予定の中主中学校は119名で、合わせまして470名の参加ということになるかと思います。

3点目の受け入れ事業所数でございますが、平成23年度から25年度まで、野洲市内でご協力をいただいた事業所数は、95事業所でございます。体験の内容でございますが、体験内容ですが、例えば例を挙げて申し上げますと、消防署ではAEDを使用する救急救命法や消防隊員が実際に行うハードな訓練を体験しております。農業体験では、自ら収穫した野菜を箱に詰め、出荷するまでの農作業を体験いたしました。体験の日数でございますが、体験日数は先ほども述べましたとおり、5日間でございます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（立入三千男君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） それでは受け入れ先の事業所の開拓はどのような方法で行われているのでしょうか。よろしく申し上げます。

○議長（立入三千男君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 受け入れ先の事業所の開拓でございますが、これは基本的には中学校の教員が受け入れ事業所先の開拓を行っていただいております。具体的に申し上げますと、1学期実施の、先ほどの野洲北中とかあるいは野洲中学校でございますが、その場合ですと、子どもの体験希望先を1年生の学年末にアンケートをとり、それにある程度対応できるよう、年度初めの春休み中から受け入れ先の事業所等の開拓を始めております。まず電話等で連絡をいたしまして、受け入れに前向きな事業所の場合は資料等を持参して協力をお願いをしているところでございます。以上です。

○議長（立入三千男君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） 大変ご苦勞さまなことでございます。

次に、職場体験の成果について、教育長の見解をお知らせいただけますでしょうか。

○議長（立入三千男君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 職場体験の成果についてのお尋ねでございますけれども、まず中学生が働く体験をさせてもらうのには地域や事業所の協力が不可欠となります。中学生には初めてのことであり、時には事業所の方々にご迷惑をおかけすることもあるかもしれません。しかし、この事業は野洲の子どもたちを野洲市全体で育てていくということにもつながっていると思います。実際に事業所側の感想といたしまして、世間では今の子どもたちのことがいろいろ言われているけれども、中学生は一生懸命やってくれているとか、地域の中学生の様子がよくわかったという声が寄せられております。したがって、中学生の職場体験実習は地域の教育力を発揮できる絶好の機会になっているのではないかと、そんなふうに考えております。

そして職場体験を終えた多くの生徒たちは、家庭で働いている親の苦勞がよくわかった、お金を稼ぐことの大変さが実感できたという感想を家族に話しております。これらのことは、机上、机の上の学習では学ぶことのできない大きな成果であると考えております。職場の人やお客様にあいさつをしたり、敬語で話をしたりすることから始まり、仕事を覚え、我慢することも多々あると思いますけれども、そういった体験を通して中学生が自信を深め、将来の生き方や職業について考えを深めていると、そのように思っております。以上でございます。

○議長（立入三千男君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） それでは、最後に市内中学生に対して社会の基本的なルールを遵守する意識を育成するための生活指導の現状についてお知らせください。

○議長（立入三千男君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 中学生に対する生活指導の現状でございますけれども、各中学校におきましては、学校の教育活動全体を通して中学生も社会の一員であることを自覚させ、社会のルールやマナーについて理解させると共に、規範意識や遵法精神の醸成に努めているところでございます。ただ、器物破損とか暴力、窃盗などのこういった犯罪行為につきましても警察と連携をし、個々の状況に応じたきめ細やかな個別対応を図り、保護者の協力を得ながら生徒の健全な育成に向け、指導、支援をしているところでございます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（立入三千男君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） 最近特に何かそういう生活指導が特に必要な問題行動とか気になる点とか、教育長、特にないでしょうか。

○議長（立入三千男君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 気になる点と言いますと、先日も全協で少しご報告をさせていただきましたけれども、迷惑行為をかけている子どもたちがいるということが少し気になります。それから、2、3日前ですけれども、守山警察署の生安の方にも少し現状をお聞きしましたところ、今はそんなに大きな問題はないということでお話を聞いておりますので、安定して健全な成長をしているのではないかなと、そんなふうに思っております。

○議長（立入三千男君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） 多感な年ごろの中学生の未来をこれからもどうかよろしく願います。

それでは2つ目の設題に移らせていただきます。AKB48『恋するフォーチュンクッキー』野洲市バージョンの制作についてお伺いします。野洲市は市制施行10周年を迎えます。より本市の魅力を情報発信するために市長に提案したいことがあります。昨年の夏に発売されたAKB48の32枚目のシングル『恋するフォーチュンクッキー』は150万枚を超えるヒット曲となりました。今年の春の選抜高等学校野球大会の入場行進曲にもなりました。楽曲もさることながら、さまざまな自治体が制作した動画が人気となっているのはご存知かと思えます。『恋するフォーチュンクッキー』の曲に合わせた踊りを自治体で作成し、多くの市民や職員が踊る様子をビデオで撮影し、ユーチューブで動画配信を行うのが全国の自治体などで行われ、話題になっています。この動画は、制作した自治体をアピールするため、市長が出演し、観光地、名所、学校、公共施設等で撮影したりと、各自治体の創意工夫が伺えます。たくさんの市民が踊って年代を越えた市民の一体感や、楽しい雰囲気をつくり出しております。話題性があることから、アクセス数が増加するなど、自治体のPR活動の場としても活用されている状況にあります。これまでに多くの地方自治体が動画発信に参入し、さらには文科省まで作成しています。職員の方々も直接市民の方々と交流することでより地元への関心、愛着が高まるかと思えます。自治体によっては、市民と協働して支出ゼロ円で成果を上げているところもあります。一例ですが、新聞によると、人口7万人弱の兵庫県丹波市では市役所内において職員が市長に近隣が先に公開されていた同県猪名川町のビデオを見せ、これの丹波市バージョンをつくりたいと説明した

ところ、市長の反応は、すぐやれと、即決だったそうです。本日の中塚議員のまちづくりの一般質問の中でも提案してくださいとありましたので、野洲市においてもぜひ制作してはどうかと考えますが、市長の見解はいかがでしょうか。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 稲垣議員のユーチューブにおける動画配信による野洲の魅力の発信についてのご質問にお答えします。ご提案ありがとうございました。私にご提案じゃなしに、即実践していただいたら結構だと思いますし、職員が、今野洲はまだ私に提案をしていませんので。提案があったらどうぞと言いますけども。お答えとします。

○議長（立入三千男君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） 提案してはどうだと、くださいということなので、普段見えない市役所の各部局がこの楽曲効果に乗って可視化されることもありまして、中でも管理職と思われる方々の、僕の個人的な心象ですけども、一見、こわもての部長さんや教育長さんの意外性が楽しくて、見ている側も温かくなってくると思います。それは、そのダンスのうまいへたではなくて、楽しそうに一生懸命取り組んでいる姿に見入ってしまうものだと思います。私はぜひ、例えば広報秘書課さんが主導していただいて市民と一緒に発信する、普段市民が余り接点のない市長さん、教育長さん、職員さんがPRする。これがベストなのではないかなと思ひまして、仮ですけども一任等されてはいかがかと思うんですが、市長の見解はいかがでしょうか。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 改めてご提案にお礼申し上げますが、何か方向がおかしいのかなと思うんですけど、何もこんな市長がやらなくても、やってもいいんですけども、あるいは市役所の職員がやらなくても、気がついた方がやったらいいと思います。それともう一つは、発信発信とばかり言ってるんですけども、なぜそこまでして発信しないといけなかが、私はわからない。もっと普通のまちで、私はいいと思います。唯一のこういうユーチューブ、ユーチューブだけじゃなしに動画配信サイトは幾つかありますけども、そして踊りはバリエーションがあったとしても、1つの曲に合わせて踊るというのが、これは皆さんが思っている以上に、私はいわゆるカタカナで言えば、ステレオタイプなやり方で独自性がないと思っています。

それと、先ほどの中塚議員の質問のこともおっしゃったのでちょっと絡めてお答えいたしますと、私は従来から発信にこだわり過ぎていると、いろんな人が。発信するためには

受信がないとだめです。きちっと受けて出すという。何か発信マニアみたいになっているんですが、実際やはり皆さんが楽しんでいいまちになるということが大事で、例えば観光でも発信しんとだめだと言っているんですけども、市民の方がいつも訪れる、いつも食べに行く、いつもそこで買う、いつもそこで憩うという、これの繰り返しがあって初めてその人が魅力を感じるわけで、こんなそばはまずいやないかとか、こんなまんじゅうを買う人の気が知れんと言っておきながら一生懸命発信しているまちがいっぱいあるんですよ。一時的には1回はまんじゅうを買われるか知らないけど、いつまでもそのまんじゅうは買われません。観光スポットも死屍累々としていますよ。ポスターばかりつくっている。でも行ってみたらそんな魅力はない。本当に健全な観光とか発信というのは、まずまちが市民の皆さん方が楽しく喜ばれることだと私は思っています。

それと、前にも言ったと思いますが、去年、市内の小学校、ある学年全員の生徒、そして今年市内の中学校、ある学年全員に1時間ほど話して意見交換をしました。かなり活発な意見を言ってくれました。その後、感想文と申しますか、お礼の手紙をくれました。一番印象に残ったのは、野洲はこんないいまちだったのかと。ちょっと言葉は悪いんですけど、覚えていたんですけど、田舎町であんまり面白くないと思っていたけど、こんないいことがたくさんあるのか、誇りを持てましたとか、野洲の自慢ができましたという感想のお手紙がかなりあったんです。だから大人たちが何か自分のところのまちは田舎とか、面白いことがないと思っているから、子どもたちもそう思っています。

これもまた違うところで言ったんですけども、今さらまだやっているなと思うんですが、イタリアのペルージャで湖沼会議をやっているらしいんですけども、昔私も何回も携わったんですが、もうそろそろやめてもいいかなと思っていたらまだやっていますけども、滋賀県で2回目をやったときにこども環境会議というのを開きました。全国から子どもが集まってくれて、滋賀県の子どもと交流して議論したり、あるいは琵琶湖を見に行きました。その反省会で印象的だった言葉が、よそから来た子どもたちは意外に琵琶湖はきれいじゃないかとみんな言ったんですね。滋賀県の子どもは、いや、琵琶湖は汚れていると言うわけです。これはなぜそうなるかという、大人が琵琶湖は汚いと思っているからです。今琵琶湖の水はきれい過ぎているんですね。だから水草が生えていますけども、もともとの琵琶湖は貧栄養湖、栄養素がなかった。でも高度成長期にいろんな物質が入って行って富栄養化した。でもそれは今下水道で全部取り除かれているので、琵琶湖には栄養分が入っていない。それなのにまだ琵琶湖は汚れていると思っている。それと一緒に、野洲は面

白くない、田舎町、特徴もない、名産もないと思っているけれども、きちっとわかっている人はいいものがあるんです。だからそういう何か強迫観念があるから、動画サイトを使ってでも市長が踊れとか、そういうふうになるんじゃないかと思うので、まず足元を地につけたまちづくりに取り組んでいただくようお願いいたします。

○議長（立入三千男君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） 実際に他の自治体の動画をご覧になられたかわからないんですけど、秋元康さんの作詞で、非常に懐かしいサウンドと心地よいリズムになっていて、市長もきつとご覧になっていただければ踊りたくなってくると思われるのは間違いないと思うので、ぜひ。まだ多分ご覧になられてないと思うので、ぜひまずは見ていただきたいなと思います。ただ、コストもそれほど要することではありませんし、情報発信という点では、僕はやっぱり特にこれとって自治体として発信されているものはまだまだ少ないのかなと思いますので、改めてまた部局さんの方をお願いしにまいりますのでご検討いただけたらと思うのですが、長々とちょっと今日はもう会をしないでおこうと思っていますので、最後にご回答いただけたらと思います。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 質問があつてから職員に、隣のまちの市長さんが踊っているのを見せてもらいました。それまで私は知らなかったです。そんなに悪くはないし、けなすつもりはないけれども、あれを同じように野洲がさっき言ったように、型にはまったように一定の枠があるわけですね。そこへ乗って行ってやるようなものかと思います。ただ稲垣議員がそれだけ熱心だったら、さっきも言いましたように、自らあるいはJCで、あるいは仲間を募ってやっていただくことは、私は大歓迎ですし、すぐにどうぞと言いますから。ただ、何も市役所に何かすがりつくようにしてご提案いただくようなものではないと、私はないと思うんですけど。改めてお答えとしておきます。

○議長（立入三千男君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） 市長さんも協力を、場合によっては惜しまないということで理解してよろしいですか。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 私がやるということじゃなしに、私はあんまりそういうやり方がいいかどうかと思っています。それとさっき10周年だとおっしゃったので、これも公開していると思いますけど、去年から市民のいろんな方が野洲の歌を、その行政が定める

んじゃなしに市民発想で、市民手づくりで、それを今度式典で公表しようという動きがあります。これも私はすごいことだなと思っています。そういった地道な取り組みの方が私はよくて、だれかがつくった曲に合わせて歌って踊るのは決して悪くはないんですけども、あえてそれを今のいわゆる市の組織の中でやることかなと思うので、提案があったら、どうぞ稲垣さんやってくださいと言いますけども、市でやってくださいと言ったときにやるかどうかについては、私はそこまでやる必要はないというふうに思っています。だから、まさにこれ、自ら始めてもらったらいいのであって、この議会で議論してどうのこうのという話ではないと、私は思うんですけども。お答えとします。

○議長（立入三千男君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） 議会内の多数の議員さんにもちょっと僕、事前にお話したんですけど、協力してくれそうなお話もありましたので、やっていただけるかいただけないかは別として、部局の方に僕がお話をとりあえずまた改めて持っていこうと思いますので、そこで必要ないと思われたらそれまでなんですけども、ご検討いただけたらと思います。それで、今日は終わりたいと思います。

○議長（立入三千男君） 以上で、通告による一般質問は終了いたしました。

本日の日程はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。明6日から9月23日までの18日間は休会といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（立入三千男君） ご異議なしと認めます。

よって、明6日から9月23日までの18日間は休会することに決定いたしました。

なお、念のため申し上げます。来る9月24日は午後1時から本会議を再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。ご苦労さんでした。（午後4時42分散会）

野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

平成26年9月5日

野洲市議会議長 立入三千男

署名議員 矢野隆行

署名議員 梶山幾世